

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第18巻 第3号(通巻560号) 2019.3

平成のおわりと新しい時代の幕開け

相続に伴う預金の地域間流入

—各都道府県の死亡状況、親の家族構成・子供世帯の所在地分布、
保有預金残高から試算—

「貯蓄から投資へ」を後押しするオンライン証券の挑戦

—投資家層のすそ野拡大に向けて—

信用金庫による支店窓口営業時間の弾力運用実施時の
留意点等について

信用金庫の若手職員の育成策「メンター制度」

地域・中小企業関連経済金融日誌(1月)

統計



信金中央金庫

SCB

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<http://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

| | | |
|------|------|----------------------------|
| 委員長 | 小川英治 | 一橋大学大学院 経営管理研究科教授 |
| 副委員長 | 藤野次雄 | 横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授 |
| 委員 | 勝悦子 | 明治大学 政治経済学部教授 |
| 委員 | 齋藤一郎 | 小樽商科大学大学院 商学研究科教授 |
| 委員 | 家森信善 | 神戸大学 経済経営研究所教授 |

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：荻野、大島、岸本)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2019年3月号 目次

| | | |
|---------|---|----|
| | 平成のおわりと新しい時代の幕開け | 2 |
| | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所長 松崎英一 | |
| 調 査 | 相続に伴う預金の地域間流出入 | 4 |
| | —各都道府県の死亡状況、親の家族構成・子供世帯の所在地分布、 保有預金残高から試算— | |
| | 「貯蓄から投資へ」を後押しするオンライン証券の挑戦 | 25 |
| | —投資家層のすそ野拡大に向けて— | |
| | 信用金庫による支店窓口営業時間の弾力運用実施時の 留意点等について | 32 |
| | 刀禰和之 | |
| | 信用金庫の若手職員の育成策「メンター制度」 | 39 |
| | 刀禰和之 | |
| 信金中金だより | 地域・中小企業関連経済金融日誌（1月） | 48 |
| | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録（1月） | 52 |
| 統 計 | 信用金庫統計、金融機関業態別統計 | 53 |

平成のおわりと新しい時代の幕開け

信金中央金庫 地域・中小企業研究所長
松崎 英一

あと2か月で平成が終わろうとしている。

今から約30年前の平成時代の幕開けは、信用金庫業界にとって衝撃的な出来事から始まった。平成元（1989）年1月27日、昭和38（1963）年5月以来、25年余にわたり全国信用金庫連合会（略称：全信連、平成12年10月1日に「信金中央金庫」に名称変更）の会長職を務めてきた小原鐵五郎会長が死亡退任した。享年89歳であった。

小原会長が逝去した平成元年1月27日は、奇しくも小原会長が全信連会長に就任の昭和38年に発表した5大構想のうち、ただ一つだけ実現していなかった全信連債券の発行が、金融制度調査会の第一委員会作業部会で認められた記念すべき日であった。その後、全信連債券については、平成元年6月に信用金庫法改正により発行が可能になり、同年12月に第1回債が発行された。

平成のはじまりは、信用金庫業界に長期の調達手段の道が開かれ、全信連にとって会員外からの資金調達が可能になったことなど、その後の信用金庫業界の発展につながる大きな一歩を踏み出した年でもあった。

私が入庫したのは、その3年前の昭和61年4月である。当時、社内誌「連友」は月刊で発行され、毎年1月号は職員による小原会長への新春インタビューが巻頭に掲載されていた。私は、幸運にも新入職員の年に聞き手の4人のうちの一人に選ばれ、直接小原会長にお会いし、インタビューする機会を持つことができた。インタビューの内容は、連友の昭和62年1月号に掲載され、今でもその冊子は手元に大切に保管している。

新春インタビューでは、私から「経済および金融の見通し」、「国際化への対応」、「新しい時代に向かって職員に望むこと」という3つの質問をさせていただいた。このうちの最後の質問に対する小原会長の発言が最も印象に残っているので、この場を借りて紹介したい。

「全信連は信用金庫にとって親金庫ですね。去年の営業店長会議でも申し上げたことですが、各地で、管内の信用金庫の人たちが集まるようなとき、全信連の営業店長であれば、いろんな問題を研究していて、機会があればみんなが『なるほど』と思えるような講演ぐらいできる立派な指導者になってほしいと思います。（中略）私は、全信連が将来非常に大きなものになるんじゃないかと思っていますよ。それだけに信用金庫をリードしていただくの勉強をして能力を高めてもらいたいと思っています。ですから若い人は、『ひとつこれからはオレが全信

連を背負って立つ』くらいの意気込みでないといけないですね。それだけの信念と自信をもってやってもらわないといけないと思います。」

そして、小原会長の発言の最後の部分は、この新春インタビューの巻頭に、「信念と自信をもって行動してほしい」という見出しにもなった。

それから四半世紀近くが経ち、私は平成23年4月から26年6月まで3年2か月間、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県を担当する営業店長として任務に就いた。その在任期間に、信用金庫との会議や勉強会などで話をする機会をいただくことが多かった。

現在は、地域・中小企業研究所の所長として全国各地を訪問し、信用金庫取引先向け講演会、信用金庫が設置する大学の寄附講座、信用金庫役職員向け勉強会などの講師になって、地域や中小企業に関連したテーマや、信用金庫の動向等について講演させていただいている。中小企業経営者や信用金庫役職員の業務上の参考情報や、これから社会に羽ばたく若い世代に対して、信用金庫業界に興味を抱いてもらえるようなことを、研究員とともに調査・研究した成果をもとに話をしている。

平成のおわりに近づいた今、この約30年間を振り返ると、小原会長からのメッセージは、私が信用金庫のセントラルバンクの職員として働くうえで、大きな指針になったと感じている。仕事に取り組む際に、目の前の事象だけではなく、外部ネットワークを活用し幅広く情報を集め、様々な視点で研究し、最適な結論を導き出すように努めた。また、実社会で働くうえで大切なことは理論と実践のバランスであり、いずれに偏ってもよい結果は生まれない。理論を学び日常業務の中で培った経験と組み合わせることで仕事に活かすように努力した。

小原会長の「私は、全信連が将来非常に大きなものになるんじゃないかと思っていますよ。」という発言どおり、信金中央金庫の業容や機能は、平成時代の約30年間で飛躍的に大きくなった。資金量は、平成元年度末の約10兆3千億円から平成30年12月末には約36兆7千億円と、約3.5倍にもなった。

平成元年にニューヨーク駐在員事務所のみであった海外拠点については、その後、ロンドンに証券現地法人を設立し、香港駐在員事務所、上海駐在員事務所、バンコク駐在員事務所を開設して、米国、欧州、アジアへと活動範囲が広がっている。

また、平成時代に入ると、本格的に金融の自由化が進められ、金融制度改革によって業務の自由化が進展し、アセットマネジメント会社、信託銀行（平成29年9月に解散し、現在は信金中央金庫が信託業務を兼営）、証券会社、ベンチャーキャピタル会社等を子会社として設立し、総合金融グループとして運営している。

あと2か月で改元が行われ、新たな元号の時代がスタートする。さらに来年6月1日に、信金中央金庫は創立70周年を迎える。新しい時代の幕開けにあたって、信念と自信をもって行動できるように、さらに研鑽^{けんさん}を積まなければならないと感じている。

相続に伴う預金の地域間流入

—各都道府県の死亡状況、親の家族構成・子供世帯の所在地分布、保有預金残高から試算—

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

峯岸 直輝

(キーワード) 相続、遺産、預金、人口移動、人口動態、生命表、世帯構造、地域間流入

(視 点)

地域金融機関の経営環境は、人口減少や超低金利の長期化などを背景に、厳しさが増している。特に、若年層の都市部への転出が著しい地域は、高齢者の死亡に伴う相続で、子供世帯が住む都市部へ預金が流出する懸念が強い。相続に伴う預金の地域間移動を把握することは、地域金融機関の収益の源泉である預金に関わる重要テーマと考えられる。そこで本稿では、各都道府県の死亡状況、親の家族構成や子供世帯の所在地分布、保有預金残高などの地域特性を考察し、相続預金の地域間流入を試算することで、地域における預金動向について展望する。

(要 旨)

- 日本の平均寿命は男81歳、女87歳で長寿化が著しい。女性は90～94歳での死亡が多く、この年齢層の子供は60～70歳代に達しており、**老老相続**で相続預金は高齢者間で循環する。
- 15→20年の5年間の死亡数は700万人弱と見込まれる。男性死亡者の4分の3は15年時点で妻が存命であるが、夫に先立たれて単身で亡くなる女性は約100万人と試算される。女性死亡者の約80万人は子供世帯に同居しており、子供と同居や近居で暮らす母も少なくない。
- 東北・甲信越・北陸・山陰等の日本海側の地域で母の子供世帯との同居が多く、相続預金の地元滞留にプラスに寄与するものと見込まれる。一方、北海道・北東北や西日本は、単独世帯・施設等で暮らす母の死亡も多く、相続預金が地元から流出しやすい側面がある。
- 愛知県等の都市圏中心部に住む親は、子供世帯が県外にいる割合が低い半面、都市圏周辺部は、子供世帯がその中心部で暮らす割合が高い。東日本は南関東、中国・四国は近畿、九州は南関東や近畿へ子供が転出する傾向が強い一方、北海道・沖縄の遠方地域は県外への転出が比較的少ない。また、総じて父の死亡後に子供世帯が母の近くに住む傾向が見受けられる。
- 二人以上世帯の預貯金残高は世帯主年齢60歳以上で1,351万円、60歳以上の単身世帯は男928万円、女983万円である。北陸・山陰などは共働き世帯比率が高く、妻名義の預金額が多いものと推測され、母の死亡時に相続される預金額は他の地域より多いものと見込まれる。
- 地域単位でみると、15→20年の5年間の死亡によって、南関東と近畿へ他の地方圏から2.2兆円の相続預金が純流入すると試算される。東北・北陸・中国・四国では相続預金の1割強が純流出するおそれがあるが、対個人預金残高比では1.0%前後の純流出と見込まれる。
- 営業エリアが狭域な金融機関は、個人預金の流出圧力が強いと推測され、高齢の母や子供の生活を支える利便性の高い金融サービス・商品の提供等での囲い込みが必要である。今後は、都市部で死亡数が増えるため、都市部で相続預金の業態間・金融機関間移動が活発化しよう。

1. 問題意識

地域金融機関を取り巻く経営環境は、営業エリア内の人口減少、住民・就業者の高齢化、産業の空洞化、超低金利の長期化などを背景に、厳しさが増している。特に、人口減少が進んでいる地域では、若年層の都市部への転出などで預金者に占める高齢者の割合が高く、高齢者の死亡が増えれば、相続時に子供世帯が暮らす都市部への預金シフトに拍車がかかるとおそれがある。このような地域では、金融機関の収益の源泉となる預金残高の減少が懸念されるため、相続に伴う預金の地域間移動の構造を把握することは、地域金融機関の収益基盤に関わる経営上の重要テーマであると考えられる。

そこで本稿では、まず、各都道府県の親の生存・死亡状況、親の死亡時の家族構成や子供の所在地の分布状況、世帯の保有預金残高など、各都道府県の世帯構造や資産状況などの地域特性について考察する。そして、これらのデータに基づいて、父母が死亡した際に、相続資産の中で流動性が高い預金が、どの程度自地域内に滞留したり、地域間で流入したりするのかを試算することで、先行きの地域金融機関の預金動向について展望することを目的としている。

2. 全国および都道府県別の死亡状況

相続に伴う預金等の資産の移転は、人の死亡によって生じるが、日本人の死亡数は、17年の1年間で134万397人（厚生労働省『人

口動態調査』）に達した。一方、出生数は94万6,065人で、自然増減数は△39万4,332人となり、国外との人口移動がないと1年間に40万人規模で日本人人口は減少する。

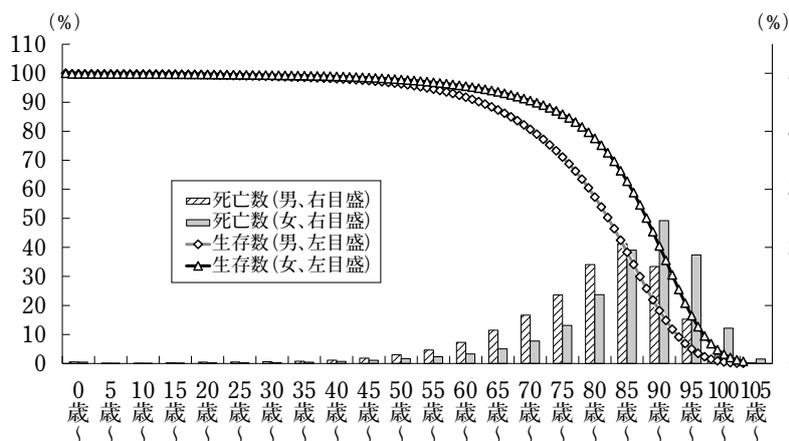
人口1,000人当たりの死亡率は10.8‰（パーミル）であり、6.0‰程度だった1980年代前半から上昇基調で推移するなど、死亡数や死亡率は拡大の一途をたどっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、将来的には、2040年に日本人の死亡数は166.6万人、死亡率は15.5‰に達する。都道府県別に17年の死亡率をみると、秋田県が15.5‰で最も高く、島根県・高知県（14.3‰）、山形県（14.0‰）、青森県・岩手県・徳島県（13.8‰）と続く。これらの地域は高齢化率（65歳以上人口割合）が高く、秋田県が33.8%で1位、高知県が32.8%で2位、島根県が32.5%で3位と上位を占める（15年）。一方、死亡率が最も低いのは沖縄県の8.4‰であり、東京都（8.8‰）、神奈川県（8.9‰）、埼玉県・愛知県（9.2‰）と都市部で低い。

日本の死亡率は上昇しているが、これは死亡率が高い年齢層の人口割合が少子高齢化で高まっていることに起因する。年齢構成の差異の影響を除いた年齢調整死亡率（85年モデル人口基準）をみると、17年は男性4.7‰、女性2.5‰で過去最低水準にある。日本は長寿化が進展しており、17年の厚生労働省『簡易生命表』によると、平均寿命は男性81.09歳、女性87.26歳で過去最高を更新した。男性は84歳、女性は90歳まで半数の人が生き残る時代になっている（寿命中位数、

図表1)。どの年齢階級で死亡数が多いのかをみると、男性は85～89歳で約20%、女性は90～94歳で約25%が死亡する状況にある。男性は80～94歳、女性は85～99歳に5～6割の人が亡くなり、この年齢層で死亡する人が集中している。

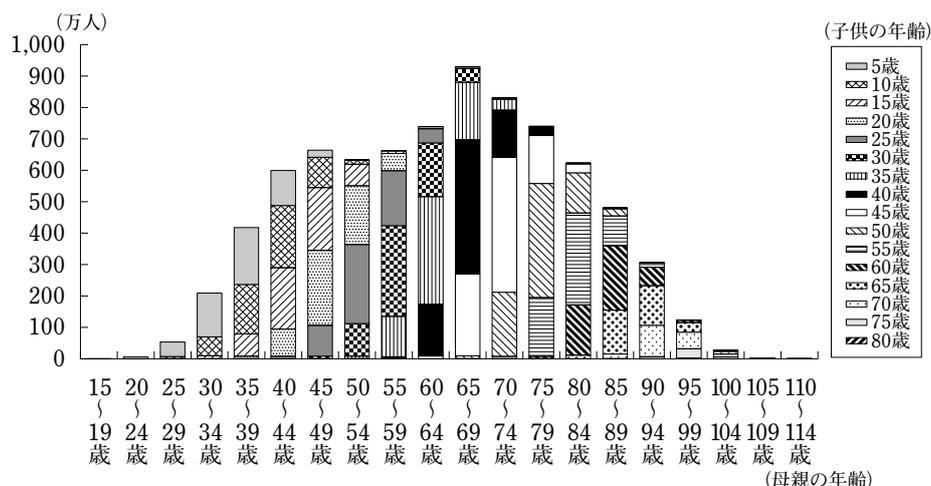
また、母親が死亡した時に、その遺産が何歳の子供に相続されるのかをみるために、厚生労働省『人口動態調査』や『生命表』の数値に基づいて、存命中と推測される母親が産んだ子供の年齢別人数（全国）を試算した（図表2）。女性は死亡数の4分の1が90～94歳

図表1 年齢階級別の生存数・死亡数（17年、全国）



- (備考) 1. 生存数は、調査年の死亡状況に基づくと、出生者が当該年齢までに何%生きるのかを示す。死亡数は、調査年の死亡率に基づくと、出生者100人のうち、当該年齢での生存者が1歳年をとる前に何人が死亡するのかを示しており、実際の死亡数を示していない。
 2. 厚生労働省『平成29年簡易生命表』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表2 母親の年齢に対する子供の年齢別人数（存命中の母・子）



- (備考) 1. 子供は2016～20年に到達する年齢を示しており、母親の年齢階級はその子供を産んだ時の母親の年齢+その子供の到達年齢とした。例えば、1973年に26歳の女性が子供を産んだ場合、子供は45歳に到達するので、母親は70～74歳の階級に計上される。
 2. 厚生労働省『人口動態調査』の母親の年齢別出生数から、便宜的に『第22回生命表』の生存数を用いて存命中の母親と子供の人数を試算した。そのため、実際に存命中の母親と子供の数とは異なることに留意を要する。
 3. 厚生労働省『人口動態調査』、『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

で亡くなるが、16～20年に90～94歳になる母親から産まれた子供は、この間に大半が65歳や70歳に到達する。つまり、父や母が死亡して、両親の遺産が子供に相続されるのは、子供が定年退職などでリタイアした後の高齢者になってからである。相続に伴って移動する資産の多くは、超高齢者^(注1)(90歳以上)から前期高齢者(准高齢者、65～74歳)へ高齢者間で循環する構図になっている。

都道府県別に平均寿命(15年)をみると、男性は滋賀県・長野県・京都府、女性は長野県・岡山県・島根県で長い(図表3)。これらの長寿の地域は、“老老相続”の傾向がより顕著である公算が高い。一方、寿命が短いのは、男性が青森県・秋田県・岩手県、女性が

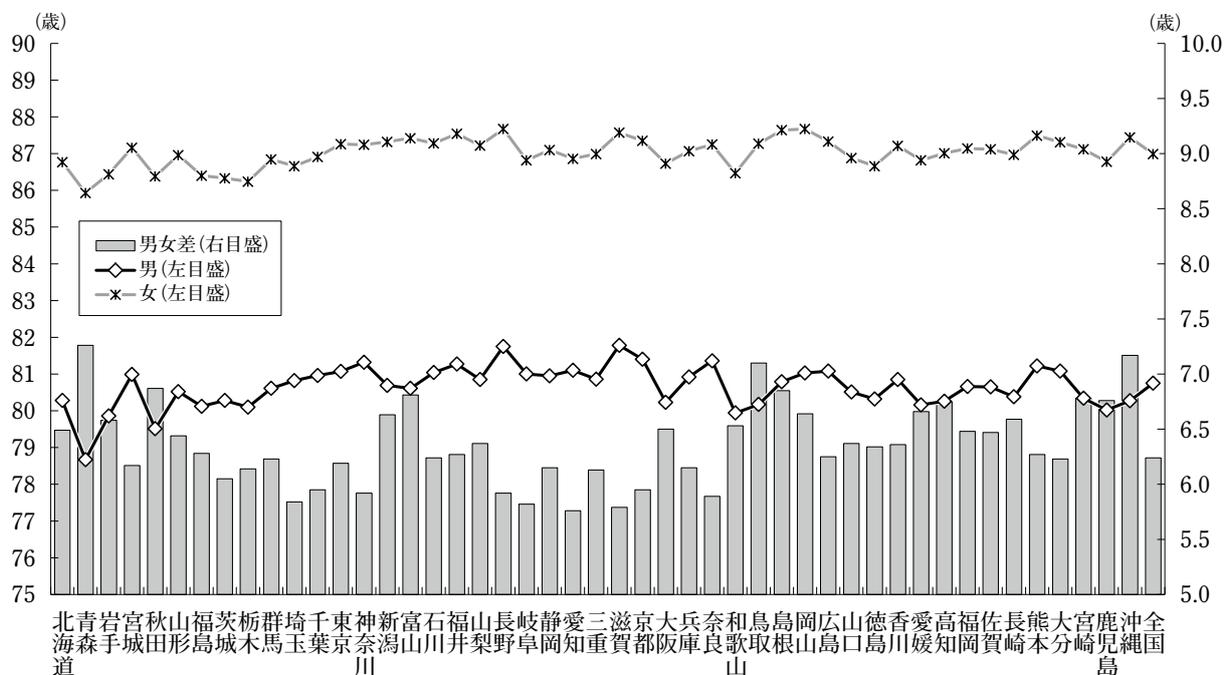
青森県・栃木県・茨城県である。東北地方などでは平均寿命が短く、他の地域に比べて若干若い年齢層の子供へ遺産が相続されるものと見込まれる。また、平均寿命の男女差は、全国で6.2歳程度であるが、特に、青森県・沖縄県・鳥取県は7.0歳を超えるなど、夫の死亡後に妻が生存する期間(寡婦でいる期間)が長い可能性がある。

3. 都道府県別の死亡者の家族構成と子供世帯の所在地の分布状況

(1) 都道府県別の死亡者の家族構成

親が死亡時に暮らしていた世帯の家族構成を把握することは、相続に伴う預金の地域間流出入の動向を考察するうえで重要である。

図表3 都道府県別の平均寿命(15年、男女別)



(備考) 1. 平均寿命は0歳の平均余命。全国は『第22回生命表』の数値
 2. 厚生労働省『平成27年都道府県別生命表』、『第22回生命表』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(注)1. 日本老年学会、日本老年医学会では、高齢者の定義を、准高齢者(65～74歳)、高齢者(75～89歳)、超高齢者(90歳以上)とすることを提言している。

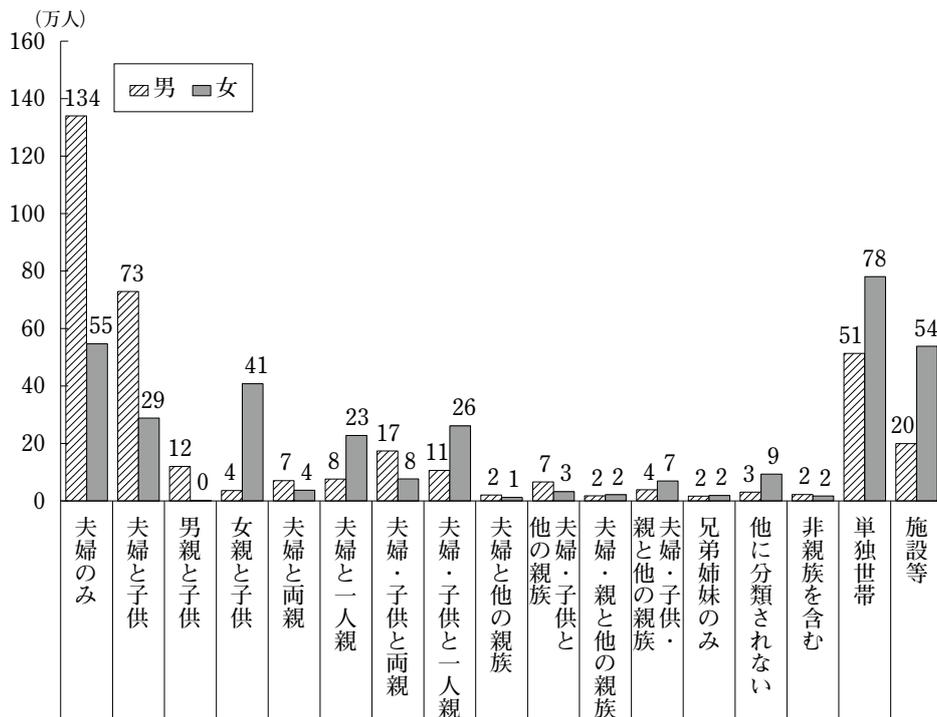
地域別に死亡状況や世帯の家族構成をみると、女性の平均寿命が長く、夫が先に死亡して寡婦が多い地域、母が単身で暮らす世帯の比率が高い地域、親と子供の同居や近居が多い地域など、世帯構造には地域毎に特色があり、それが相続に伴う預金の地域間移動の動向にも影響を及ぼすと考えられる。

図表4は、15→20年の5年間に死亡すると推測される人について、15年時点で暮らしていた世帯の家族類型別に人数を試算^(注2)したグラフである(全国)。

この5年間に、全国で男性は357万人、女性は342万人、合計で699万人が死亡すると

試算される^(注3)。そのうち、男性は、夫婦のみの世帯で死亡する者が134万人と最も多く、次に、夫婦と子供の世帯(73万人)、単独世帯(51万人)と続く。男性は、妻や子供と同居している世帯で死亡するケースが多い。単独世帯や老人ホームなどの施設等の家族がいない生活環境で亡くなるのは71万人で、2割弱と見込まれる。一方、女性は、単独世帯が78万人、夫婦のみの世帯が55万人、施設等が54万人、女親と子供の世帯が41万人である。単独世帯や施設等が132万人と4割弱に達し、女性の寿命の方が長いため、夫に先立たれて単身で亡くなる割合が男性の2

図表4 15→20年の5年間の家族類型別死亡者数



(備考) 1. 男女別・年齢階級別・家族類型別世帯人数に男女別・年齢階級別死亡率を掛けて算出した(都道府県合計)。家族類型は15年時点
 2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

(注) 2. 本稿では、将来の都道府県別死亡者数を、総務省統計局『国勢調査』の年齢別世帯人員数や国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』の将来の年齢別生残率などに基づいて試算している。都道府県合計を全国とした。
 3. 当研究所の試算値。国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』の死亡数推計値は682万人(総人口、16~20年)

倍近くにのぼる。ただ、男性に比べて、夫婦のみの世帯での死亡者数が少ない一方、女親と子供の世帯、夫婦・子供と一人親の世帯(26万人)、夫婦と一人親の世帯(23万人)での死亡者数が多い(計90万人)。父の死亡後に子供が母の世話や介護をする必要性が高まるなど、子供家族との同居世帯で母が亡くなるケースが少なくない様子が読み取れる。

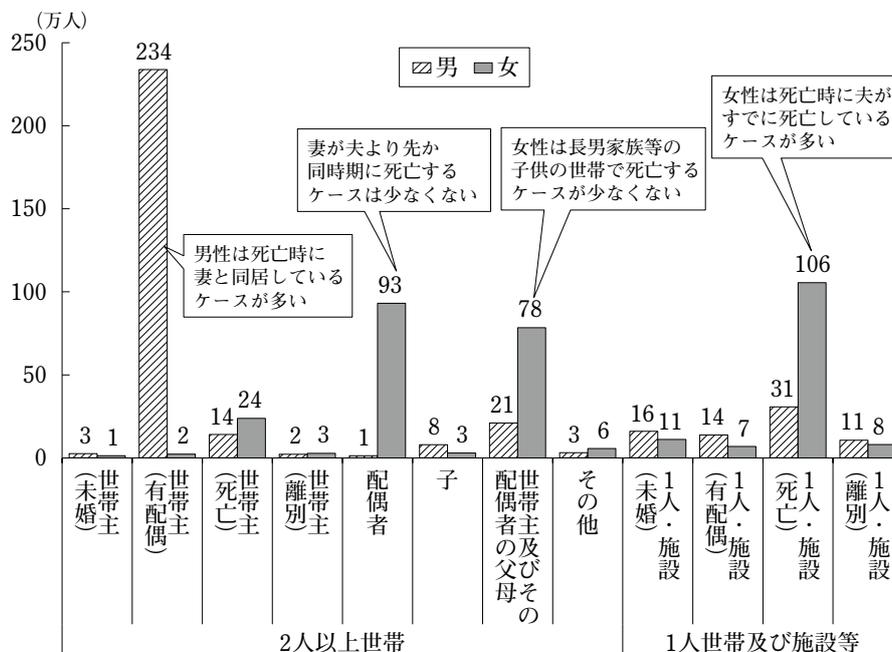
一方、相続の観点からは、被相続人との配偶関係や続き柄が重要であるため、**図表5**で、15→20年の5年間における世帯主との続き柄別・配偶関係別の死亡者数を試算した。

男性は、自分が世帯主で妻が存命中(15年時点)の死亡者が234万人で最も多く、3分の2を占める。次に、妻が亡くなって単独世帯・施設等で暮らす夫が31万人、子供

(世帯主)の世帯に同居している父が21万人と続く。死亡する男性のうち、15年時点で妻が存命である比率(有配偶率)は74%であり、男性の死亡者数の4分の3は相続人の1人に妻が含まれる(**図表6**)。また、妻に先立たれて単独世帯・施設等で亡くなる男性は1割弱おり、子供がいれば遺産は子供達へ分割相続されることになる。

女性は、夫に先立たれて単独世帯・施設等で死亡する者が106万人と最も多い。次いで夫(世帯主)と暮らしている妻が93万人、子供(世帯主)と同居している母が78万人、夫が亡くなって自分が世帯主(二人以上世帯)として暮らしている母が24万人と続く。夫が先に亡くなって単独世帯等で暮らしている女性が多く、女性の死亡者における有配偶

図表5 15→20年の世帯主との続き柄別・配偶関係別死亡者数



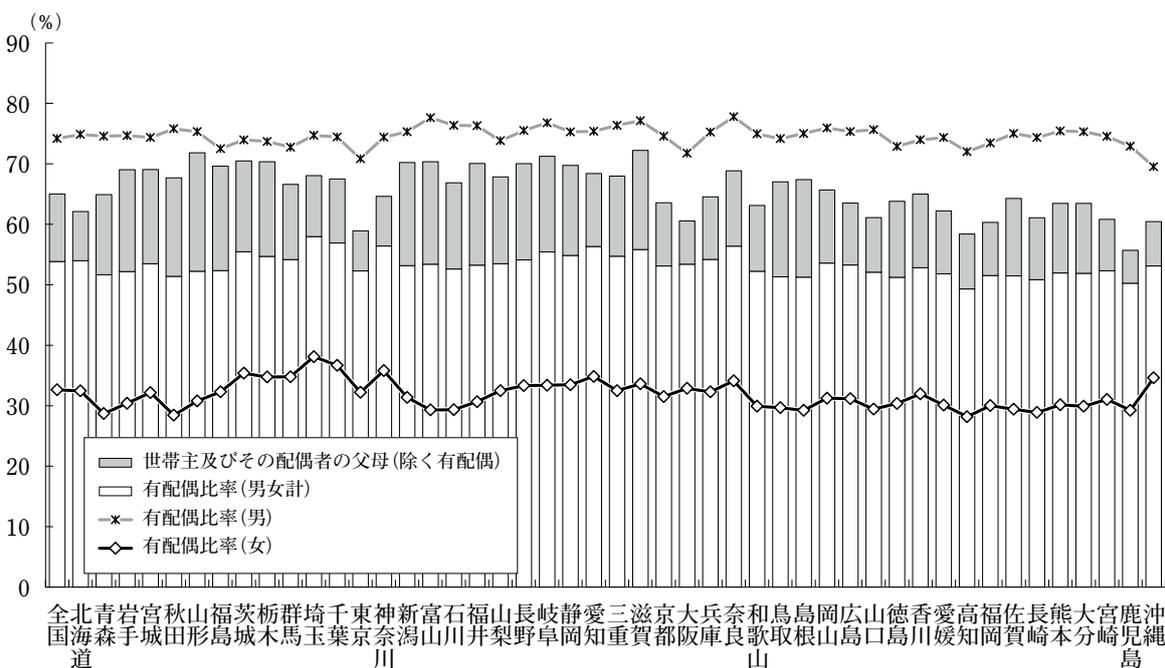
(備考) 1. 男女別・年齢階級別・世帯主との続き柄別・配偶関係別世帯人数に男女別・年齢階級別の死亡率を掛けて算出した(都道府県合計)。続き柄・配偶関係は15年時点
 2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

率は約33%と低い。少なくとも死亡した女性の3分の2は^(注4)、その相続人に配偶者(夫)が含まれず、女性の死亡に伴う遺産のうち、子供に相続される割合は高いものと見込まれる。県外で暮らす子供が多ければ、相続財産が県外へ流出する規模も大きくなるおそれがある。しかし、世帯主として家計を支える子供と同居していた女性死亡者数は78万人に達する。このような母の世話をしている子供世帯は、女性の死亡者数のうち23%を占めており、地元で相続財産が留まりやすい世帯で暮らしている家族も少なくない。

15→20年の5年間の死亡者のうち、法定相

続人となる配偶者や世帯主である子供と同居している親は、全国で65%を占める(図表6参照)。各都道府県をみても相続人と同居している父や母はおおむね6割を超えているため、相続財産が県内に滞留する割合は意外と高いものと推測される。配偶者が死亡していて、世帯主である子供と同居している親(親が世帯主である世帯は含まない)は1割程度存在しており、この親が死亡した時は、同居する子供やその兄弟姉妹に分割相続される。都市圏や北海道・山口県・高知県・鹿児島県・沖縄県などでこの割合が低いが、東北・中部・山陰各県などは15%超と高く、同居

図表6 15→20年の死亡者における有配偶比率と子供(世帯主やその配偶者)と同居している父や母(除く有配偶)の比率



(備考) 1. 配偶関係は15年時点。世帯主と同居している父母(除く有配偶)は、世帯主になっている子供が、配偶者が死亡等でいない父あるいは母と同居して世話をしている世帯である。よって、父や母が子供と同居していても、父や母が世帯主であるケースは含まない。
2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)4. 15年時点で生存していた夫が20年まで亡くならないという前提で算出しており、この前提では死亡した女性の約33%は夫にその遺産が相続されると推測される。しかし、実際は、妻よりも夫の方が長く生存する確率が低く、15→20年に夫も亡くなるケースが生じるので、33%よりも割合は下がるものと見込まれる

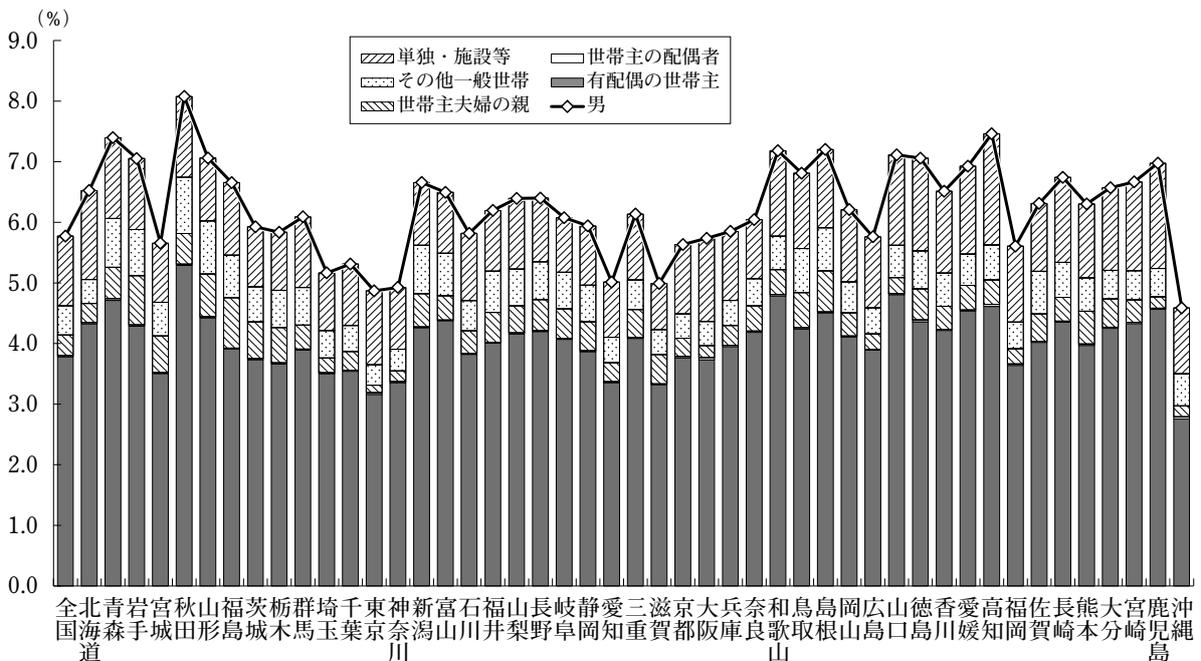
する子供へ相続される傾向が強い地域も見受けられる。

図表7～8は、各都道府県の男女別にみた15→20年の5年間における世帯主との続き柄別・配偶関係別の死亡者数の対15年人口比である（続き柄・配偶関係は15年時点）。男性は、自分が世帯主で15年時点で存命の妻（配偶者）がいる割合が高い。秋田県は、5年間の死亡者のうち、妻がいる世帯主の男性が対15年男性人口比で5.0%超に達する。一方、死亡率が低い沖縄県は3.0%を下回る。また、単身世帯や施設等で暮らす男性はおおむね1.0%前後存在し、特に北海道・北東北や西日本で比較的多い傾向がある。

一方、女性は、単身世帯・施設等で暮らす

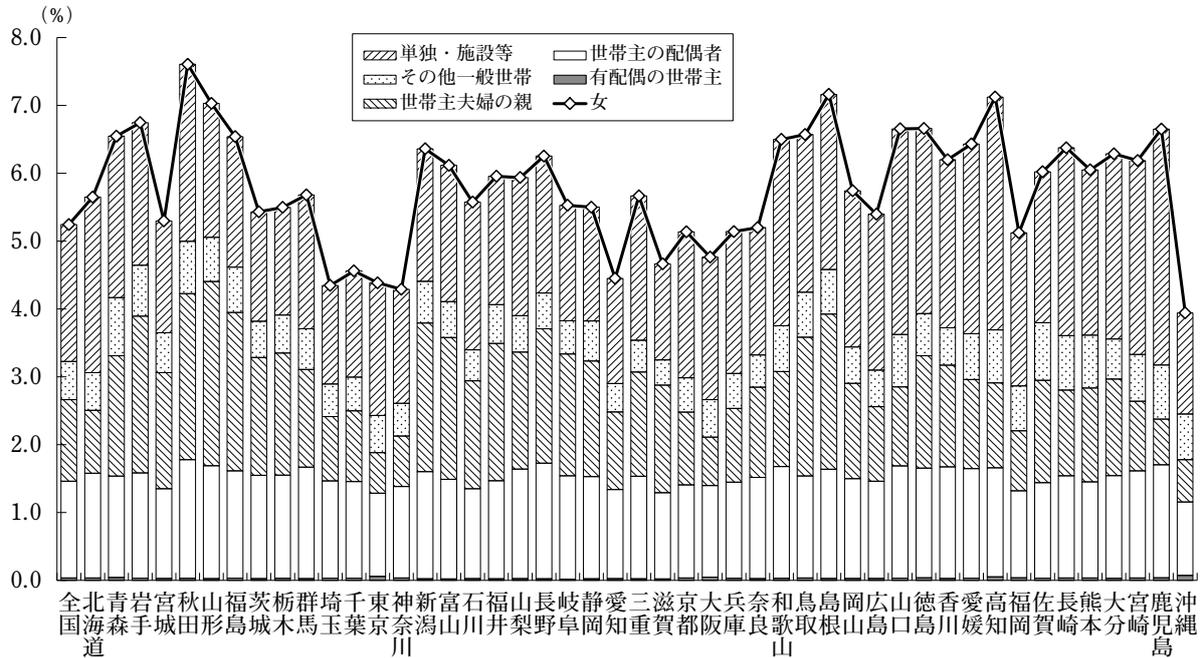
死亡者数が、全国だと5年間で女性人口の2.0%、特に北海道・北東北や中国地方以西では2%台半ば～3%台と比較的高い。夫（世帯主）が15年時点で存命である妻（配偶者）の死亡者数は、全国で1.4%、都道府県別では1～2%程度である。また、世帯主夫婦と同居している母の死亡者数は、地域間の格差が著しい。死亡率が低い南関東各都県・北海道・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県などの都市圏や沖縄県、単身世帯が多い鹿児島県などは1%台半ば未満で低く、子供家族と同居している母の死亡者数が少ない。一方、東北・甲信越・北陸・山陰等は1%台後半～2%台であり、子供家族と同居している傾向が強い。人口に対する死亡

図表7 15→20年の男性死亡者に関する主な世帯主との続き柄別・配偶関係別人数（対15年男性人口比）



(備考) 1. 続き柄・配偶関係は15年時点
 2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

図表8 15→20年の女性死亡者に関する主な世帯主との続き柄別・配偶関係別人数（対15年女性人口比）



(備考) 1. 続き柄・配偶関係は15年時点
 2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

者数は都市圏に比べて多い半面、相続財産が

地元滞留しやすい世帯構造になっている。

する。

(2) 子供世帯の所在地の分布状況

前節では、各都道府県における世帯の家族構成についてみてきたが、親が子供家族と同居している世帯が多い地域や単身世帯・施設等で暮らす傾向が強い地域など、各地域の世帯構成に特徴があることが分かった。本節では、親と同居していない子供は、県内や県外のどのような地域に世帯を構えて暮らしている割合が高いのかを、国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』から検討

①親の居住地別の子供（世帯主）の現住地

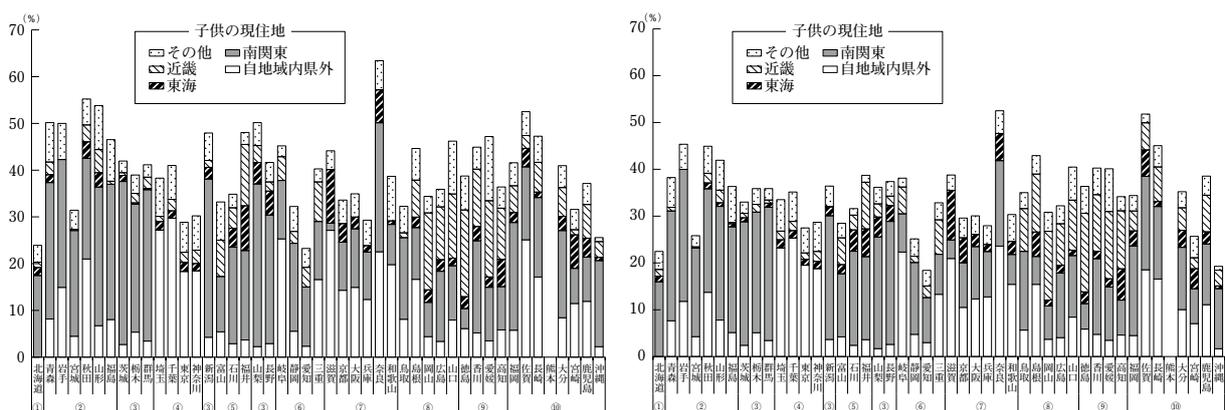
16年調査の『第8回人口移動調査』によると、子供（世帯主）と別世帯で暮らしている父の居住地は、県内が60.7%、県外が37.3%、国外が1.9%であった（全国^(注5)）。父が死亡した際、別世帯に住む子供（世帯主）分の遺産の約6割は県内で相続される可能性がある。父が県外にいる割合は、東京都60.2%、神奈川県53.7%、滋賀県52.6%、埼玉県48.3%、京都府48.2%と高く、親が住む実家のある県から大都市圏へ転入してきた子供が多いことが分かる。一方、和歌

(注)5. 父が死亡していたり、居住地が不詳であったりする世帯は除いている。16年の『第8回人口移動調査』は、16年4月の熊本地震の影響で、熊本県・大分県由布市は調査対象外である。

山県10.5%、秋田県11.7%、沖縄県13.1%、新潟県14.0%、北海道14.1%と少ないものの、子供世帯の1割程度は県外からの移住と推測される。また、母の居住地は、県内が63.3%、県外が35.4%、国外が1.2%であった（全国）。父に比べて母の方が子供と同じ県内に居住している世帯が多く、父の死亡などによって、子供が母の世話や介護をしやすい近場で暮らす傾向がある様子が読み取れる。母が県外にいる割合は、東京都58.5%、神奈川県52.3%、埼玉県・滋賀県50.9%、奈良県42.9%で高く、北海道10.7%、新潟県10.8%、和歌山県11.6%、沖縄県11.7%、秋田県11.9%で低い。おおむね、父と母で地域間に大きな相違はみられないが、都道府県別にみても、総じて母の方が父よりも子供と同じ県内で暮らしている世帯が多い。

図表9は、父や母が居住している都道府県別に、県外で世帯を構えている子供がどこに住んでいるのかを試算したグラフである。奈良県は、隣接する大阪・京都等の都市部や首都圏へ子供が移住する傾向が強いものと見込まれ、子供が県外で世帯を構えているケースが多い。このような地域は、親の死亡に伴う相続財産の県外流出が大きい可能性がある。一方、宮城県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県などの都市圏中心部は、子供が県外にいる割合が低く、南関東や近畿の各都府県は、県外でも自地域内に留まる傾向が強い。これらの地域では、相続財産の域外流出が比較的小幅に抑えられるものと見込まれる。また、岩手県・秋田県・岐阜県・三重県・佐賀県・長崎県などは、自地域内の都市圏中心部で暮らす子供が一定規模で存

図表9 親の居住都道府県別の子供（世帯主）の現住地別構成比（左：父、右：母、県外のみ表示）



(備考) 1. 地域区分は、①北海道、②東北、③北関東・甲信越、④南関東、⑤北陸、⑥東海、⑦近畿、⑧中国、⑨四国、⑩九州・沖縄とした。熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
 2. 『人口移動調査』における世帯主と別世帯に住む親の居住地を尋ねた調査結果に基づいている。親が死亡している世帯主は含まない。当研究所で、『国勢調査』の「家族類型別世帯数」と『人口移動調査』の「別世帯に住む親の居住地都道府県（世帯主の現住地の都道府県別）」を用いて推計した。親と同居している世帯主の数を試算し、その世帯は県内に子供が居住するものとして含めて構成比を算出した。
 3. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

在しており、仙台・名古屋・福岡などの都市圏は自地域内における相続財産の受け皿として機能している。東日本では、県外にいる子供が南関東に住む傾向が強く、九州・沖縄も、距離的に近い近畿より南関東への移住が多い。北海道や沖縄県といった遠方地域は、県外で暮らす子供世帯が比較的少なく、県外にいる子供は、近くの地方中核都市よりも南関東に移住する傾向がみられる。このような子供世帯の所在地の分布状況に基づくと、全国の地方圏から首都圏へ相続財産の集中が生じている公算が高い。また、中国・四国は、距離的に近い近畿で暮らしている子供世帯が比較的多いなど、これらの地域から近畿へ相続財産の移動が一定規模生じているものと考えられる。

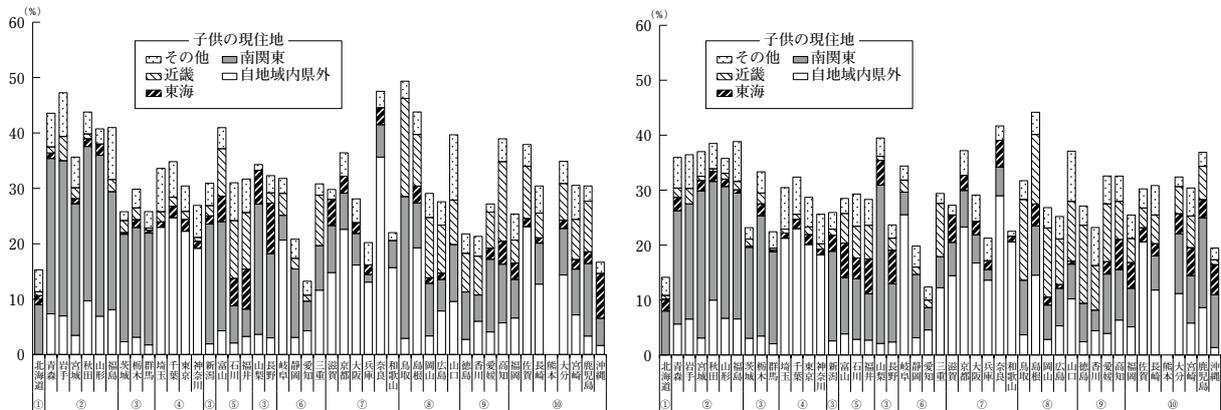
②親の居住地別の子供（世帯主の配偶者）の現住地

次に、世帯主の配偶者（主に妻）の親についてみることにする。世帯主の配偶者と別世帯で暮らしている父の居住地は、県内が68.0%、県外が30.3%、国外が1.6%であった（全国）。世帯主の配偶者の方が世帯主より父が県内に居住している割合が高く、地元定着率は女性の方が高いものと見込まれる。父が死亡した際、別世帯に住む子供（世帯主の配偶者）分の遺産の約7割は県内で相続される可能性がある。父が県外にいる割合は、東京都51.6%、京都府43.7%、神奈川県43.2%、埼玉県43.1%、滋賀県37.1%で高く、北海道6.9%、新潟

県10.0%、福島県10.1%、高知県11.0%、和歌山県11.1%で低い。父が存命で東京都に住む子供（世帯主の配偶者）の約半数は、父が県外に住んでいる。一方、北海道は1割にも満たず、道外から転入してきた妻（世帯主の配偶者）の数は小幅にとどまる。また、母の居住地は、県内が69.3%、県外が29.2%、国外が1.5%であった（全国）。世帯主の配偶者も、母の方が父より県内に居住している割合が高い。母が県外にいる割合は、東京都44.7%、埼玉県43.2%、神奈川県43.0%、京都府41.4%、奈良県39.6%で高く、新潟県8.3%、北海道8.2%、沖縄県10.1%、高知県10.2%、和歌山県10.8%で低い。都道府県別にみても、親が県外にいる割合は、母が父をおおむね下回っている。

図表10は、父や母が居住している都道府県別に、県外にいる子供（世帯主の配偶者）がどこに住んでいるのかを試算したグラフである。父が死亡した場合、東北各県・富山県・京都府・奈良県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・佐賀県などは、県外で暮らす子供（世帯主の配偶者）が多いため、これらの相続財産は県外へ流出する可能性が高い。ただ、京都府・奈良県・島根県・佐賀県などは、自地域内の県外の割合が高いため、遺産の流出は自地域内で一定規模は留まるものと見込まれる。母が死亡した場合は、東北各県・山梨県・奈良県・島根県・山口県・鹿児島県などで相続財産の県外流出の影響が強いおそれがある。

図表10 親の居住都道府県別の子供（世帯主の配偶者）の現住地別構成比（左：父、右：母、
県外のみ表示）



- (備考) 1. 地域区分は、①北海道、②東北、③北関東・甲信越、④南関東、⑤北陸、⑥東海、⑦近畿、⑧中国、⑨四国、⑩九州・沖縄とした。熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
2. 『人口移動調査』における世帯主の配偶者と別世帯に住む親の居住地を尋ねた調査結果に基づいている。親が死亡している世帯主の配偶者は含まない。当研究所で、『国勢調査』の「家族類型別世帯数」と『人口移動調査』の「別世帯に住む親の居住地都道府県（世帯主の配偶者の現住地の都道府県別）」を用いて推計した。親と同居している世帯主の配偶者数を試算し、その世帯は県内に子供が居住するものとして含めて構成比を算出した。
3. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

4. 都道府県別の世帯の預貯金残高と夫婦別預貯金額

前章で、各都道府県における世帯構造や子供世帯の所在地の分布状況などについて考察し、親の死亡に伴って相続財産が県内外でどのように移動する可能性があるのかを概観した。本章では、相続財産の中で流動性が高い金融資産である預貯金を、親がどの程度保有しているのかについて試算する。

二人以上世帯の預貯金残高（14年）は、全国平均で974万円であり、世帯主年齢35～59歳は667万円、60歳以上は1,351万円に達する（図表11）。60歳以上になると、子供が独立して教育費等の支払いから解放され、住宅ローンも完済し、定年退職に伴って退職金を受給するなど、家計に金銭的な余裕が生まれるため、預貯金残高は増加するものと見込

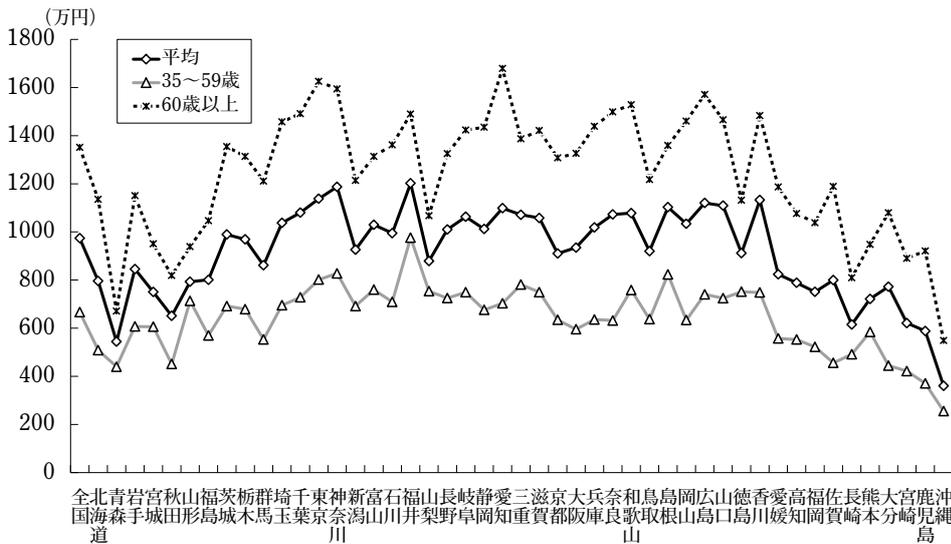
まれる。また、図表2より、相続人は60～70歳代で多い傾向があり、60歳以上で相続財産が滞留することも預貯金残高が高齢層で高い一因になっている。

都道府県別に60歳以上の預貯金残高をみると、南関東各都県・福井県・愛知県・奈良県・和歌山県・岡山県・広島県・山口県・香川県などが高い。一方、北海道・東北や九州・沖縄などの南北の遠方地域で低い傾向がある。

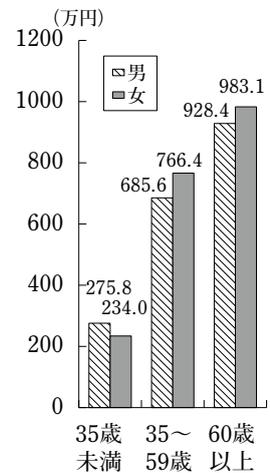
また、単身世帯（全国）は、男性が平均684万円であり、60歳以上だと928万円になる（図表12）。一方、女性は平均849万円、60歳以上は983万円に達する。男女共に高齢になるほど預貯金残高は増加している。また、35歳以上では男性よりも女性の方が預貯金残高は多い傾向がある。

親夫婦のうち父（母）が死亡することに伴う母（父）や子供への預貯金の相続額を把握

図表11 都道府県別の二人以上世帯の世帯主年齢別預貯金残高



図表12 単身世帯の預貯金残高



(備考) 1. 14年の数値。預貯金残高=通貨性預貯金残高+定期性預貯金残高とした。単身世帯は全国の男女別・年齢階級別預貯金残高である。
 2. 二人以上世帯の世帯主年齢35~59歳は、年齢5歳階級の数値を世帯数分布で加重平均して算出した。
 3. 総務省統計局『全国消費実態調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

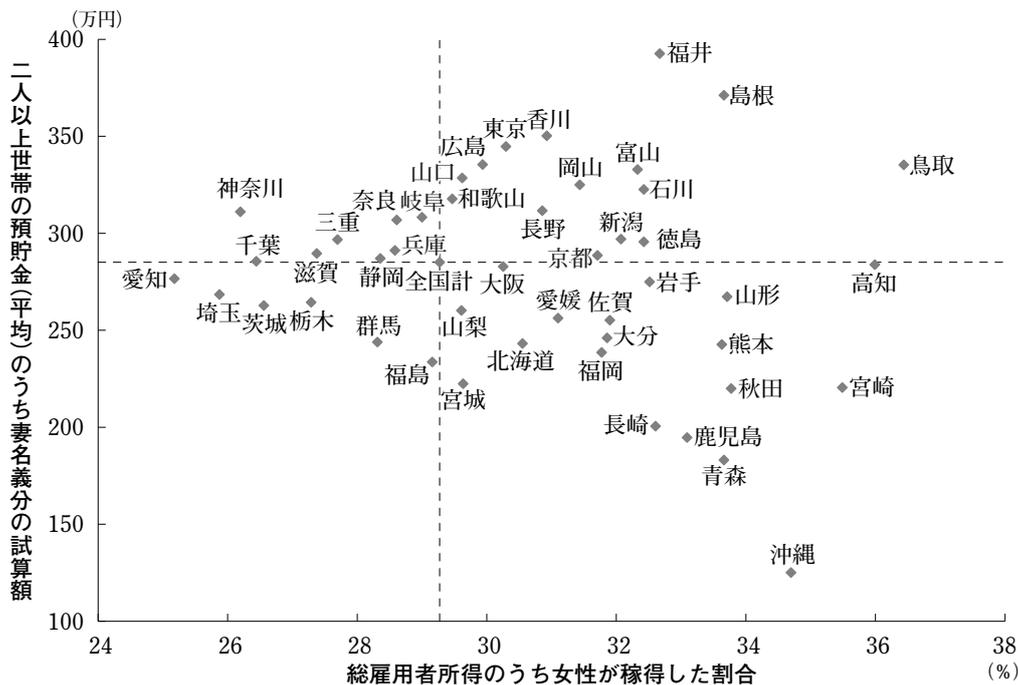
するには、二人以上世帯の預貯金残高から父(夫)と母(妻)の各名義の残高を算出する必要がある。図表13縦軸は、二人以上世帯の預貯金残高における妻名義分の試算額を示している。推計方法は、二人以上世帯の預貯金残高は夫婦各名義を合算した金額と便宜的にみなし、各名義の預貯金残高は、各々が婚前および婚姻期間中に稼いだ所得総額に対応するものと仮定して概算した。具体的には、男女別の総雇用者所得(1人当たり賃金×就業者数)を算出し、その男性(女性)の割合×二人以上世帯の預貯金残高を夫(妻)名義の預貯金残高とした。女性の総雇用者所得の割合が高いのは、鳥取県・島根県の山陰、高知県等の四国、宮崎県等の九州・沖縄、秋田県・

山形県等の東北、福井県等の北陸であった(図表13横軸)。特に、福井県・島根県・鳥取県・富山県などは共働き世帯が多く(注6)、実際の妻名義の預貯金残高が他の地域よりも多い可能性がある。一方、賃金水準が低いことに加え、女性の就業が活発でも離婚率が高くて一人親と子供からなる世帯が多い地域(注7)や農林水産業等の自営業者の割合が高くて家族従業者が多い地域などは、二人以上世帯の預貯金残高が相対的に低くなり、妻名義分が少なく試算される。

愛知県等の東海、埼玉県・神奈川県等の関東、滋賀県・奈良県等の近畿は、女性の総雇用者所得の割合が低いものの、賃金が高いこともあり、妻名義分の預貯金残高は全国平均

(注)6. 夫が就業している夫婦のうちで妻も就業者である割合(15年)は、山形県75.2%、福井県75.0%、島根県74.9%、鳥取県74.4%、富山県73.9%で高い(総務省統計局『国勢調査』)。一方、奈良県56.9%、大阪府58.4%、神奈川県59.0%、兵庫県59.6%、埼玉県61.0%で低く、子育て世代が多いベッドタウンなどの大都市圏ほど共働き世帯が少ない傾向がある。
 7. 人口1,000人当たり離婚件数(17年)は、沖縄県2.44%、宮崎県1.97%、大阪府1.96%、北海道1.92%、福岡県1.90%が高かった(厚生労働省『人口動態調査』)。

図表13 二人以上世帯の預貯金残高の妻名義分の試算額



(備考) 1. <推計方法>

- ① 『賃金構造基本統計調査』より、男女別従業地都道府県別の1人当たり年間賃金を算出
 - ② 各都道府県の男女別従業地別就業者数(15年)に当該従業地の男女別1人当たり年間賃金を掛けて合算し、常住地都道府県別に男女別の総雇用者所得(15年)を算出
 - ③ 二人以上世帯の預貯金残高(14年)に女性の総雇用者所得割合を掛けることで妻名義分の預貯金残高を推計(二人以上世帯の預貯金残高は夫婦各名義を合算した金額と便宜的にみなし、各名義の預貯金残高は、各々が婚前および婚姻期間中に稼いだ所得水準に対応すると仮定した)
2. 総務省統計局『全国消費実態調査』、『国勢調査』、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

前後の水準にある。大都市圏は、おおむね夫の所得が高水準で、子育て世代などの専業主婦が比較的に多い傾向があるため、二人以上世帯の預貯金残高が高い半面、女性の総雇用者所得の割合が相対的に低くなるものと考えられる。

5. 親の死亡に伴う預貯金の都道府県別相続先状況と地域間流出入動向

(1) 親の死亡に伴う預貯金の都道府県別相続先状況

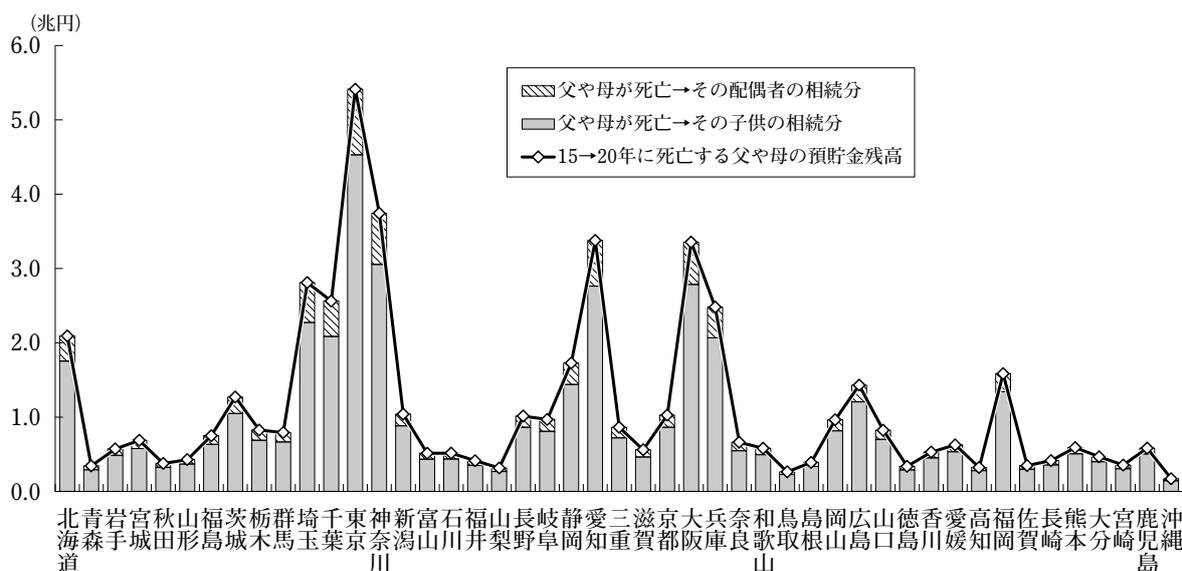
前章まで、各都道府県の死亡状況、世帯の家族構成や子供世帯の所在地の分布状況、世

帯の預貯金残高などについて概観した。本節では、これらの数値を基に、親の死亡によってどの程度の預貯金が県内に滞留したり、県外に流出したりするのかを試算する。

図表14は、15→20年の5年間に死亡する父や母(親)の預貯金が、その配偶者や子供にどの程度相続されるのかを都道府県別に試算した金額である。配偶者が生存している親については、図表13で算出した夫(父)と妻(母)の各名義分の預貯金残高、配偶者がいない親については、単身世帯の預貯金残高が相続されるものと仮定した。

この5年間に親の死亡に伴って相続される

図表14 都道府県別の15→20年の5年間に死亡する父と母の預貯金の相続先別相続額



(備考) 1. <推計方法>

- ①『国勢調査』の世帯主との続き柄別・配偶関係別の男女年齢別人数などを基に、『日本の地域別将来推計人口』の生存率を用いて、続き柄別・配偶関係別等の男女年齢別の死亡者数を算出する。
 - ②死亡者の預貯金は、配偶者が生存している父と母は、図表13で算出した夫(父)と妻(母)の各名義分、配偶者がいない父と母は、単身世帯の預貯金残高を用いる。単身世帯の預貯金残高は二人以上世帯の預貯金残高を基に都道府県別に試算した。この預貯金残高に、①で求めた当該死亡者数を掛けて合算することで、預貯金の相続額を算出する。
 - ③①で求めた続き柄別・配偶関係別等の人数などを基に、②の預貯金の相続額を法定相続分に応じて配偶者分と子供分に分割する。
2. 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』、総務省統計局『国勢調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

預貯金は、全国計で52兆円と見込まれる^(注8)。特に、東京都(5.4兆円)、神奈川県(3.7兆円)、大阪府・愛知県(各3.4兆円)、埼玉県(2.8兆円)が大きい。金額ベースでは、人口規模が大きい大都市圏で相続に伴う預金の移動額が多くなり、大都市圏に相続預金が集中している。全国計の52兆円のうち、この5年間で最終的に^(注9)配偶者へは9兆円、子供へは44兆円が相続され、割合は各々2割弱、8割強と見込まれる。遺産の法定相続分は、配偶者と子供がいる場合、配偶者が半分、子供が半分を兄弟姉妹の人数に応じて分割する

が、①母の死亡時に父の過半数が先に亡くなっているか、母の死亡後間もなく亡くなる父が多い、②父の死亡時に既に亡くなっている母が一定数存在する、などの理由から、子供が相続する割合は意外と高くなる。

次に、配偶者の生存状況や子供世帯の所在地の分布状況に応じて、親の死亡で相続財産である預貯金がどの程度、県内に滞留したり、県外へ流出したりするのかをみることにする。図表15は、都道府県別にみた15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の相続先別・子供の所在地別構成比である。全国

(注)8. 親夫婦の一方が死亡した場合は、二人以上世帯の預貯金残高を図表13に基づいて分割することで相続分を試算しているなどの理由から、相続預金は死亡数×世帯当たりの預貯金残高よりも少なく算出される。

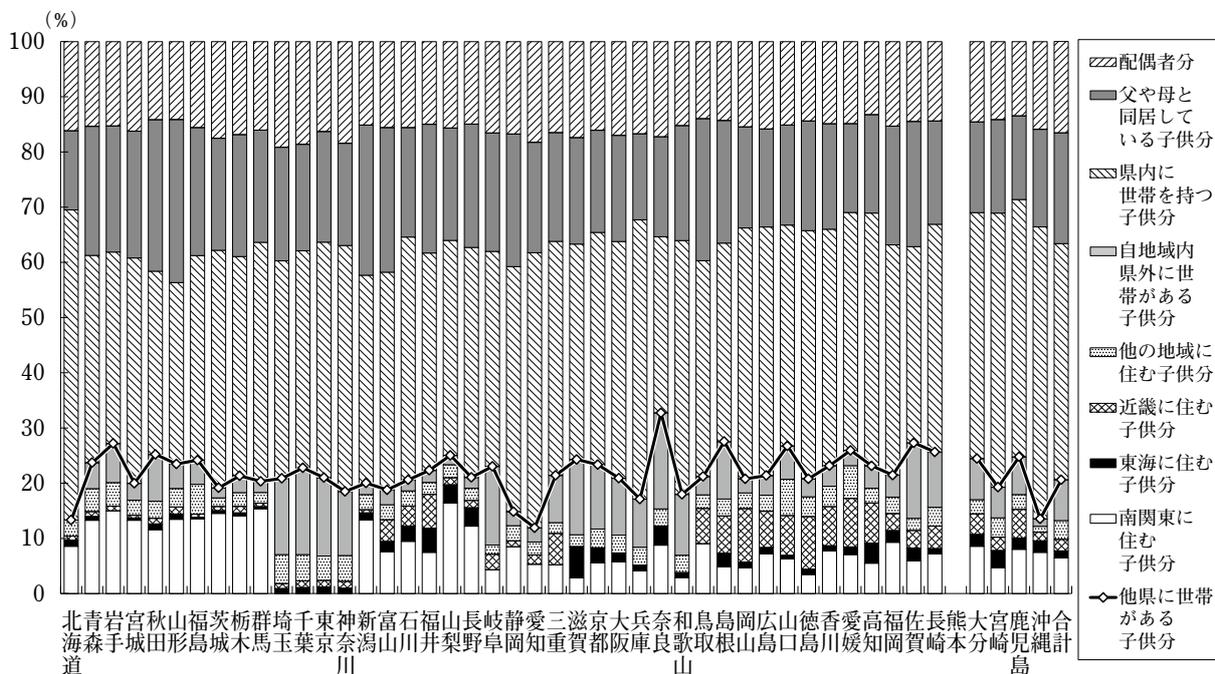
9. 5年間のうちに両親が共に死亡する場合、先に死亡した親の財産の一部はその配偶者に一旦相続されるが、その遺産は最終的(両親二人共死亡した時)には子供に相続されるため、一時的な配偶者への相続分は計上せず子供に相続分として計上している。

計では、亡くなる親の相続預金のうち、配偶者へ1～2割、同居している子供へ2割前後、県内にいる別世帯の子供へ4～5割、県外にいる子供へ2割程度が相続されるものと試算される。

親と同居している子供に相続される割合が高いのは、秋田県・山形県・新潟県・富山県・鳥取県・島根県などの大家族世帯で暮らす傾向が比較的強い日本海側の地域に多い。また、親と別世帯だが同じ県内にいる子供への相続割合が高いのは、親と同居している子供が少ない北海道・兵庫県・岡山県等の地方都市圏や高知県・宮崎県・鹿児島県などの南

四国・南九州・沖縄県といった南日本、県外で暮らす子供世帯が比較的少ない愛知県・静岡県などである。一方、県外で暮らす子供世帯への相続割合が高いのは、第3章でみたように、岩手県・秋田県、山梨県、岐阜県、滋賀県・京都府・奈良県、島根県、山口県・佐賀県など、政令指定都市がある都道府県に隣接する地域に多い。これらの県は、親の死亡に伴って、預金が県外へ流出する割合が他の地域に比べて大きい。ただ、南関東・近畿の各都府県や岐阜県等は、県外でも自地域内に預金が滞留する傾向が強いため、地域ブロックでみれば、域外への流出は比較的抑制され

図表15 都道府県別の15→20年の5年間に死亡する父と母の預貯金相続額の相続先別・子供の所在地別構成比



(備考) 1. <推計方法>『国勢調査』の家族類型別・世帯主との続柄別・配偶関係別等の男女年齢別人数・世帯数や図表9～10の子供世帯の所在地の分布状況などを用いて、図表14の預貯金の相続額を割り振って算出した。
 2. 熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
 3. 地域区分は、南関東：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、東海：岐阜県・静岡県・愛知県・三重県、近畿：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県とした。
 4. 国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』、『日本の地域別将来推計人口』、総務省統計局『国勢調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

ている。また、東北や北関東・甲信越は、県外では南関東で子供世帯が暮らす傾向が強く、北陸や九州は、南関東に加えて近畿に住んでいる子供も一定規模で存在し、中国・四国は、子供世帯が距離的に近い近畿に比較的多く住んでいる。これらの地域では、大都市圏へ流出する相続預金の割合が高くなっている。

(2) 親の死亡に伴う預貯金の地域間流出入動向

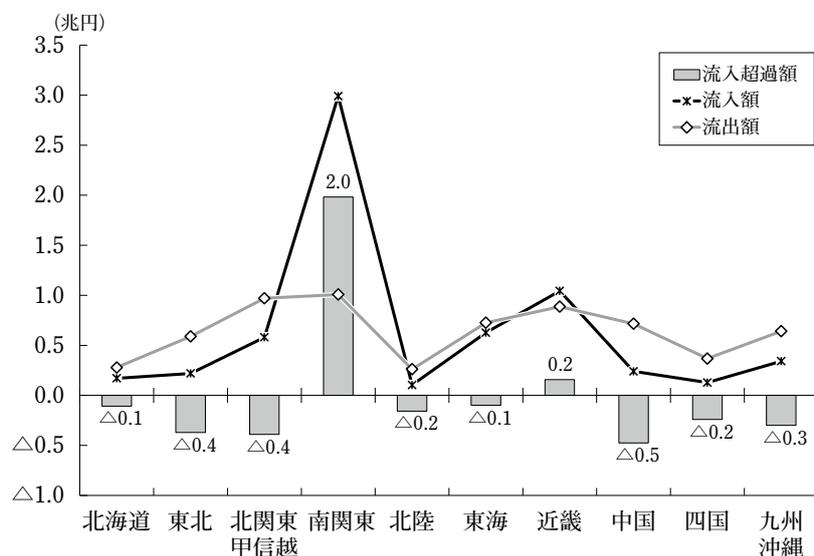
前節の図表15は、亡くなる親の所在地別にみた相続預金が、県内外のどこへ配分されるのかを示した構成比である。当該県の相続預金を県内に滞留する分と県外へ流出する分

に分割したもので、全国の相続に伴う県内の預金額の変動をみるには、県外の相続預金が県内に流入する分も合わせて検討する必要がある。そこで本節では、各地域の相続預金の流出と流入がどの程度の規模になるのかを考察する^(注10)。

図表16は、15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（金額）である。

地方圏から転入した子供世帯が多い南関東は、5年間で流入額が3.0兆円、流出額が1.0兆円で、流入超過額は2.0兆円になる。また、近畿は、流入額が1.0兆円、流出額が0.9兆円で、流入超過額は0.2兆円と小幅だがプラスとなった。他の地域は流出が流入を超過して

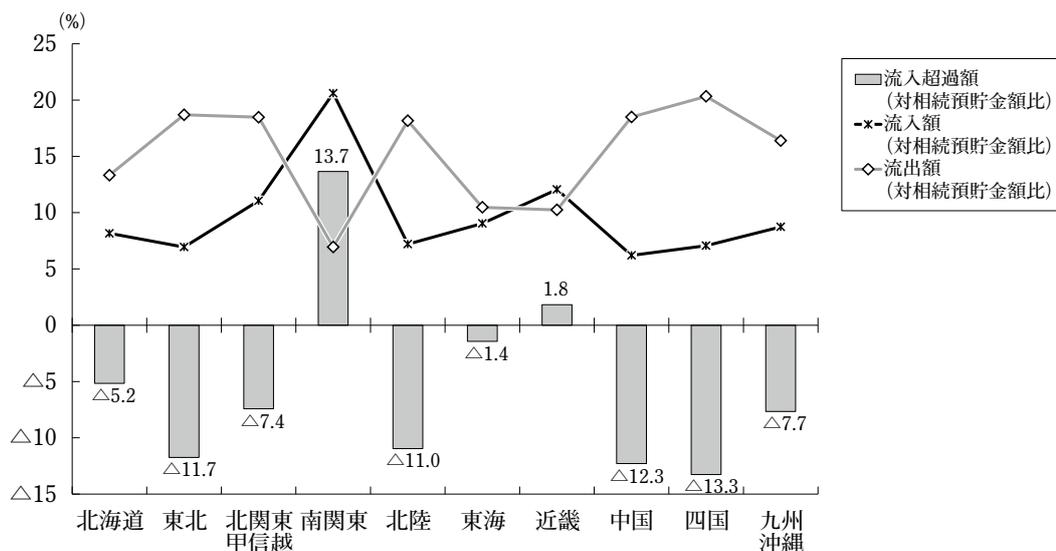
図表16 15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（金額）



- (備考) 1. <推計方法>図表14～15の預貯金の相続先別相続額を基に、当該地域の流入額－当該地域からの流出額として算出した。
 2. 熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
 3. 地域区分は、図表9と同じ。
 4. 国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』、『日本の地域別将来推計人口』、総務省統計局『国勢調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)10. 本稿では、基礎データとして国立社会保障・人口問題研究所『人口移動調査』を用いているが、相続預金の流出入を都道府県ベースで算出することはサンプル数等の問題で信頼性が低い可能性があるため、地域ブロック単位で算出した。

図表17 15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（対相続預貯金額比）



(備考) 図表16と同じ。ただし、九州・沖縄の相続預貯金額は熊本県を除いている。

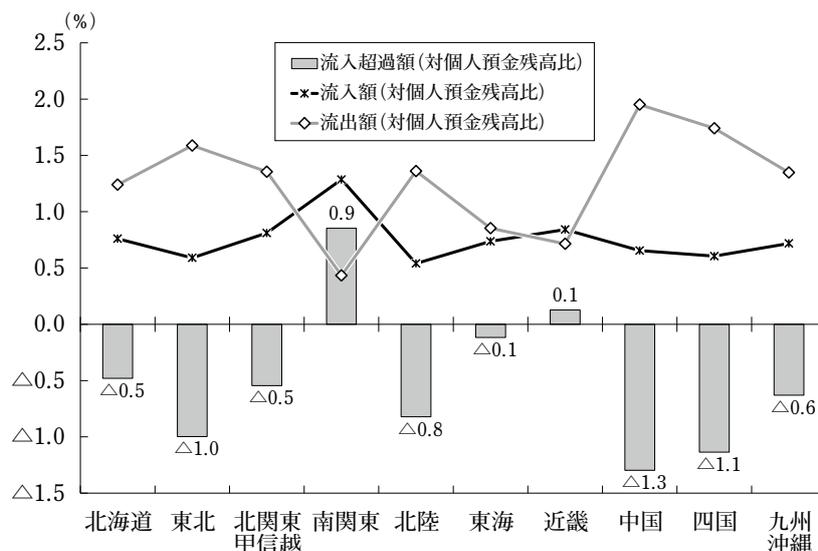
おり、金額ベースでは、中国が流入超過額△0.5兆円でマイナス幅が大きい。地方圏は流出超過だが、南関東や近畿といった大都市圏でも各1兆円程度の規模で相続預金が流出し、その一部が地方圏にも流入しているため、地方圏の相続預金の流出による預金残高の減少を一部減殺している。

次に、図表16の地域間流入超過額を対相続預貯金額比で見ると（図表17）、東北・北陸・中国・四国は、南関東や近畿への流出が多く、流入超過は△10%台とマイナス幅が大きい。北海道は道内に子供世帯がいるケースが比較的多く、北関東・甲信越は一定規模の流入があり、東海は愛知県、九州・沖縄は福岡県が地域の相続預金の受け皿として機能しているので、域外への流出超過が他の地方圏に比べて小幅にとどまっている。一方、南関東の流入超過は、10%台のプラスで高い

が、近畿は、流入超過であるものの、2.0%弱の小幅なプラスにとどまった。

相続に伴う預貯金の地域間流入出が、金融機関の預金残高にどの程度の影響を及ぼすのかをみるために、図表16を対個人預金残高（国内銀行+信用金庫+ゆうちょ銀行）比でみることにする（図表18）。15年9月末時点の国内銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行の個人預金残高（全国計）は、704兆円であった。流出超過額が大きかった中国では、5年間で個人預金残高の1.3%程度の純流出が見込まれ、地方圏の純流出規模はおおむね1.0%前後と試算される。地域ブロック単位でみる限りでは、現状、地方圏で相続が個人預金残高を大幅に押し下げる圧力にはなっていない。一方、南関東は、相続に伴う純流入が個人預金残高の0.9%程度と推測され、純流入による押し上げ効果は限定的である。

図表18 15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（対個人預金残高比）



(備考) 図表16と同じ。ただし、個人預金残高は、国内銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行の15年9月末時点の合計とした（九州・沖縄の個人預金残高は熊本県を除いている）。

6. まとめ

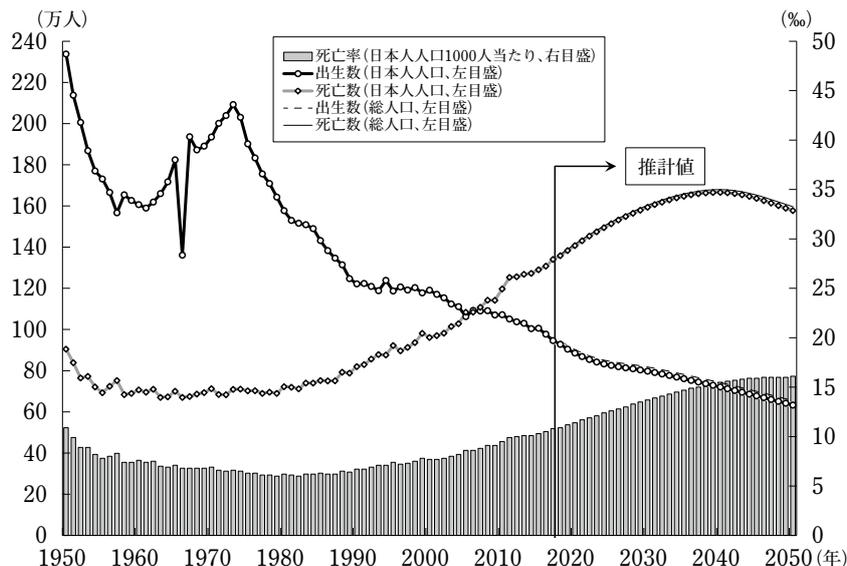
地方圏の地域金融機関では、親の死亡による相続に伴って、子供が住む大都市圏へ預金大幅にシフトするのではないかと懸念が強い。しかし、足元では、死亡数は年間140万人弱で人口1,000人当たり10%程度に過ぎず（図表19）、たとえ高齢者の保有預金残高が多いといっても、相続される預金の個人預金全体に占めるウエイトは必ずしも大きいとはいえない。しかも、相続で預金口座が解約されて県外に流出する可能性があるのは、相続預金の2割程度にとどまる。地域ブロック単位で見れば、地方圏でも、15→20年の5年間で個人預金残高の1.0%前後の流出超過になると試算され、相続に伴う個人預金残高の減少は意外と軽微である。

しかし、信金・信組等の営業エリアが狭い地域金融機関にとっては、営業エリア外で子

供が暮らす割合が高く、流出する預金の割合はかなり高くなると見込まれる。営業エリアが狭域で、人口減少が著しい地域に立地する金融機関は、預金の減少等で先行き単独で営業を継続させることが困難になるおそれは否定できない。

親の財産を相続する年齢は60～70歳代が多く、老老相続で遺産が高齢者間で循環している。父の死亡後に母の世話などで同居や近居に踏み切るリタイアした子供が一定規模で存在しており、今後、このような世帯に生前贈与や信託等の商品提供、高齢の母やその子供の生活を支援するサービスの実施等で預金や取引関係をつなぎ止める必要がある。また、県内外の他の金融機関や他業態と地域間・業態間連携を図ることでシームレスな金融サービスを提供し、顧客利便性の向上を図るなど、戦略的な提携で預金を囲い込むことも重要である。

図表19 死亡数・死亡率と出生数の実績値と将来推計値（全国）

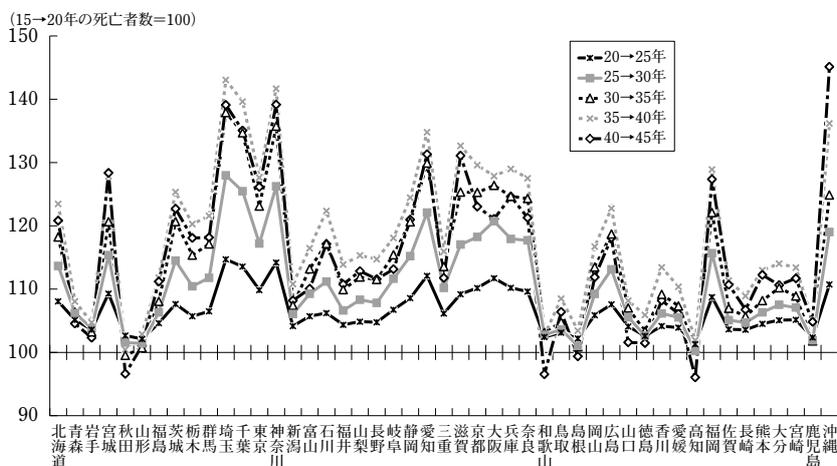


(備考) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』、厚生労働省『人口動態調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

先行きは、死亡者数（全国）が18年の年間136万人（推計値）から40年には同167万人に増加し、特に大都市圏で死亡者数が大幅に拡大することが見込まれる（図表20）。大都市圏から地方圏への相続預金のシフトも一定規模で生じているため、大都市圏の死亡者数の増加は、地方圏に流入する預金量を増や

す可能性がある。この大都市圏から地方圏への流入が、地方圏の相続預金の流出による預金残高の減少を一部減殺する効果が見込める。一方、大都市圏では、金融機関の業態間や個別金融機関との間で死亡者数の増加に伴う相続預金の移動が活発化するため、預金の定着率の向上や安定的な確保が重要な課題に

図表20 都道府県別の死亡数の将来推計値（15→20年=100）



(備考) 1. 『日本の地域別将来推計人口』を基に算出した。15→20年の5年間の死亡数=100
 2. 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

なろう。大都市圏においても、親の死亡に際して事前に対応できるような生前贈与や信託の活用、相続事務サービスや資産管理・運用

サービス等の提供・拡充などの一層の対応強化が求められる。

〈参考文献〉

- ・厚生労働省『平成29年簡易生命表』『人口動態調査』『第22回生命表』『賃金構造基本統計調査』『平成27年都道府県別生命表』
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2017）『第8回人口移動調査』
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2018）『日本の地域別将来推計人口（2018年推計）』
- ・総務省統計局『国勢調査』『平成26年全国消費実態調査』

「貯蓄から投資へ」を後押しするオンライン証券の挑戦

－投資家層のすそ野拡大に向けて－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) フィンテック、オンライン証券、スマートフォン、少額投資、投資初心者

(視 点)

「フィンテック」の時流のなか、証券分野では、テクノロジーを活用して投資家が資産運用をする場合に助言をしたり商品選定から売買までを一任できたりするサービスである「ロボアドバイザー」や、スマートフォンで手軽に投資のできる「スマホ証券」等への関心が集まっている。一方で、「ロボアドバイザーの普及は頭打ち」等という報道も一部にある。

こうしたなか本稿では、人々が関心を持つであろうテーマを設定した「テーマ型投資」を通じて「ワクワクする投資をはじめよう！」という想いの下、「フィンテック」を活用しながら投資家層のすそ野拡大に向けて挑戦するオンライン証券会社の(株)FOLIO(東京都千代田区)の事例を紹介する。

(要 旨)

- 「ロボアドバイザー」や「スマホ証券」は、大手事業者を中心に直近数年間で利用者、運用資産ともに大きく伸ばしているものの、証券業界全体からみたインパクトは小さく、証券分野の「フィンテック」の広がりには“壁”がありそうである。
- 証券分野での「フィンテック」のキーワードとして、「若者向け」、「シンプル」、「手軽さ」、「小口化」が挙げられる。「ロボアドバイザー」や「スマホ証券」では、投資の知識があまりなかったり時間的に余裕がなかったりしても気軽に資産運用を始められることを主眼としたサービスを提供しており、まさに投資初心者を含む投資家層のすそ野拡大の一翼を担う存在だといえよう。また、この動きを、スマホの普及拡大が後押ししていることは間違いないだろう。
- 日本証券業協会の「証券業界とフィンテックに関する研究会」が公表した「フィンテック時代の証券業」の締めくくりで指摘されているとおり、地域金融機関においても、フィンテックの台頭を既存プレイヤーへの脅威と考えたり、フィンテックの活用を短期的な収益獲得の手段と考えたりするのではなく、自行庫における預かり資産営業のあるべき姿を再認識していくことが求められるのではないだろうか。

1. 証券分野で広がる「フィンテック」

信金中央金庫 地域・中小企業研究所では、「信金中金月報 (2016.9)」^(注1)のうち「急速に脚光浴びる「フィンテック」②-金融サービス利用者のすそ野拡大に挑戦するフィンテック企業-」のなかで、「ロボアドバイザー^(注2)」や「スマホ專業証券」の事例を取り上げた。

「ロボアドバイザー」は、「助言型」と「投資一任型」に大別できる(図表1)。「助言型」は、利用者の投資プランに対する診断、適した投資ポートフォリオの提案、資金シミュレーションの提供等を行うサービスで、原則無料となっている。「投資一任型」は、こう

した投資ポートフォリオの提案等に加えて運用までを自動で行うサービスで、信託報酬(管理手数料)等の手数料負担がある。ロボアドバイザー最大手のウェルスナビ(株)が提供するサービスをみると、2019年1月29日現在で、申込み件数18万口座、預かり資産額1,200億円を突破する^(注3)等、正式リリースした2016年7月以降の直近2、3年で急速に利用者および運用資産を伸ばしている。また、「スマホ專業証券」では、最大手の(株)One^{ワン}タップ^{タップ}BUYが提供するサービスをみると、2016年6月1日に本格開業してから2018年3月31日時点の2年弱で新規口座開設数107,399口座となり、2017年度中だけで約8万8千口

図表1 大手事業者によるロボアドバイザーの分類



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)1. <http://www.scbri.jp/PDF/geppou/2016/2016-9.pdf>参照

2. ロボアドバイザーとは、「個人の金融資産運用のアドバイザー業務をコンピュータを駆使して行うファイナンシャル・アドバイザー」(『文系のためのフィンテック大全』129頁)であり、より具体的には、「利用者がインターネット上で投資目的やリスク許容度などに関するいくつかの質問に回答し、その情報に基づいてアルゴリズムがその利用者に適したポートフォリオを提示し、銘柄選択や取引の執行、リバランス、税金の最適化等の運用プロセス全体を自動的に行うサービス」(『証券レビュー』第58巻第2号146-147頁)である。

3. ウェルスナビ(株)公表のニュースリリース(2019年1月29日)を参照

座を獲得している^(注4)。

一方、日本経済新聞（朝刊）（2018年7月19日）「「ロボアド」に成長の壁」では、「「すぐに兆円単位の市場に育つ」との関係者らの期待に反し、運用資産の伸び悩みが続いている。」ことが指摘され、同（夕刊）（2018年8月20日）「スマホ証券、取引手軽に」では、「スマホ中心に展開する証券会社の口座数はまだ少なく、…商品を絞り込むことで画面表示を減らし、簡単な操作で注文ができるようにして口座獲得につなげようとしている。」と締めくくられている。証券分野での「フィンテック」の広がりには“壁”もありそうである。

このように、証券分野での「フィンテック」の広がりが岐路に立つなか、人々が関心を持つだろうテーマを設定した「テーマ型投資」を通じて「ワクワクする投資をはじめよう！」という想いで投資家層のすそ野拡大に向けて挑戦する(株)FOLIO（東京都千代田区）の事例を紹介する。

2. 株式会社FOLIOによるテーマ別オンライン投資サービス

(1) 会社の概要

同社は、2015年12月に東京都港区で設立され、オンライン証券を事業とするフィンテックスタートアップ企業である（図表2）。2017年4月に第1種金融商品取引業に登録し、同年7月から、オンライン上でテーマ投資サービスを展開している。2018年11月から

図表2 株式会社FOLIOの概要



| 同社の概要 | |
|-------|------------|
| 法人名 | 株式会社 FOLIO |
| 代表 | 甲斐 真一郎 |
| 所在地 | 東京都千代田区 |
| 設立 | 2015年12月 |
| メンバー数 | 85名 |
| 事業内容 | オンライン証券 |

(備考) 1. 写真は同社の甲斐真一郎代表取締役社長
2. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

は、テーマ投資サービスに加えてロボアドバイザーサービス「おまかせ投資」もリリースした。これにより、個人投資家が1つの証券口座のなかでオンライン投資とロボアドバイザーの2つをワンストップで受けられるサービスを提供できる態勢を整えた。この態勢を整えている証券分野でのフィンテックスタートアップ企業としては国内初となる。なお、同社の売買システムやディーリングシステム等はすべて自社開発であり内製化している。

取材に応じていただいた甲斐真一郎代表取締役CEOは、京都大学在学中にタイでの練習等を経て日本プロボクシングコミッションが行うプロテストに合格しボクシングライセンスを取得する等、その行動力と集中力は群を抜いている。大学卒業後は、外資系大手投資銀行において金利スワップやデリバティブ

(注) 4. 「業務及び財産の状況に関する説明書【平成30年3月期】」(<https://www.onetapbuy.co.jp/pdf/dis201803.pdf>) 7頁参照

等を扱う金利トレーダーとして第一線で活躍した。このとき、仕事上で海外のエコノミストによる経済レポート等を参考にしながら、米国レンディングクラブ^(注5)の上場のニュース等を知ることによって、「フィンテック」に出会う。これをきっかけに、甲斐社長は、「フィンテック」に対して関心をもって調べていくうち、フィンテックにはロボアドバイザーをはじめとしてさまざまな新しいビジネスモデルがあることに気づく。当時、わが国のフィンテックは黎明期であったが、甲斐社長は「タイムラグに過ぎず、日本でも米国同様にフィンテックは広がるはずだ」との確信を持つ。また、投資銀行業を含む金融業界が縮小傾向にあるなか、「今後、フィンテックは指数関数的に拡大していく業界だ」と信じ、2015年12月、エンジニア5名を含むメンバー8名で創業するに至る。なお、創業メンバーのうち、取締役CTO（最高技術責任者）を務める椎野孝弘氏はウェブデザイン分野での第一人者であり、現在の同社サービスの原型を創り上げたキーパーソンの一人だという。

(2) 事業の概要

2017年7月から提供している「テーマ投資サービス」は、一般的な株式投資とは異なり、ある特定のテーマにあたる複数の銘柄に分散投資をする手法である（図表3）。同社では、自社独自のマーケティングの結果を踏

図表3 同社の提供するテーマ投資サービス



(備考) 同社提供

まえて設定したテーマごとに10銘柄で構成し、最低投資金額を10万円としている。10万円から分散投資できるため、“手軽な投資信託”ともいえる。投資スタイルは、個人投資家の希望に応じて「バランス型」、「ディフェンス型」、「グロース型」、「バリュー型」の4つから選択でき、構成する10銘柄の比率も変更できる。また、「VR（仮想現実）」、「寿司」、「ペットと暮らす」、「京都」をはじめ数多くの身近なテーマが用意されている。手数料は、わかりやすくシンプルな体系で、1つのテーマを売買するごとに「売買代金（時価）×0.5%（税抜き）」がかかるだけであり^(注6)、投資信託のような保有期間中の手数料は一切かからない。つまり、個人投資家

(注)5. 2007年に米国サンフランシスコで創業した世界最大のソーシャルレンディング事業者である。なお、ソーシャルレンディングとは、インターネット上で貸したい人と借りたい人を結びつけるサービスであり、Peer-to-peer lending (P2Pレンディング)ともいわれる。

6. 証券口座への入出金については、リアルタイム入金サービスで入金手数料無料であるが、出金手数料は有料である。

が支払う手数料は、購入時と売却時の2回だけであり、投資信託と比べてコストを抑えた運用ができる。

さらに、テーマ投資サービスの大きな特長は、インターフェイス（見た目のデザイン）にある。甲斐社長が取材のなかで「いかに迷わないサービスにできるかにこだわっている」とおっしゃっていたとおり、個人投資家が直感的に操作できることにこだわっている。例えば、テーマ投資をするとき、ネット通販で買い物をする感覚で「カートに入れる」をタップするだけで、投資初心者でも簡単に取り扱える（図表4）。また、「オンライン証券では特にデザインが重要」とも言い、UX（顧客体験）のさらなる向上を追求しながらサービスのデザインには強いこだわりを持つ。

なお、現在の主な投資家層は20歳代後半

図表4 テーマ投資サービスの画面イメージ



（備考） 同社ホームページより引用

から30歳代前半の男性が多いという。甲斐社長は、今後、約2,000万人いるといわれる「投資経験はないが投資をしてみたい」層に積極的にPRしていくことで、わが国の投資家層のすそ野を広げ、将来、同社のテーマ投資サービスを“オンライン証券の社会インフラ”として、その存在意義を高めていきたいという。

(3) 今後の展望

2018年1月からは、大手SNS事業者のLINEと業務提携した。LINEサービスの“楽しさ”を組み合わせることで、同社サービスの“ワクワク度”を高めたいという。また、甲斐社長は、LINEがわが国に持つ7,000万人以上の会員にPRしていくことで潜在的な投資家層を掘り起こし、将来、1,000万口座の獲得を実現したいと意気込む。

そのほか、地域金融機関との連携では、例えば、地場産業や地場特産物をはじめ「地域」をキーワードにしたテーマ投資を設計し、それを地域金融機関経由でサービス提供することも一つの可能性だという。同社では、「オンライン証券は広がるだろう」というポテンシャルで終わらせないために、あらゆる可能性を信じて前向きな外部連携（オープンイノベーション）を図っていく方針である。

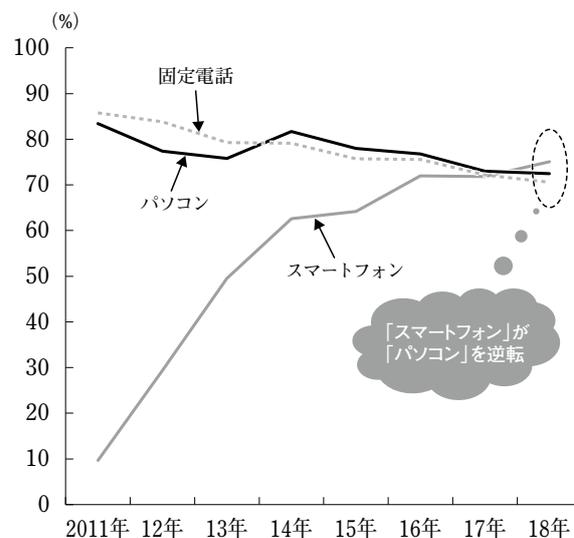
3. 利用者ニーズを捉えた投資家層のすそ野拡大に向けて

月刊資本市場No.393「フィンテックとリテール証券」のなかで、既存の証券会社が提

供しているスマホでの証券取引アプリは、あくまでデスクトップパソコンやノートパソコンで証券取引を行っていたサービスをスマホ上でもできるようにしたものであることが多いことが指摘されている。一方、証券分野での「フィンテック」について、キーワードとして「若者向け」、「シンプル」、「手軽さ」、「小口化」を挙げている。「ロボアドバイザー」や「スマホ専門証券」では、投資の知識があまりなかったり時間的に余裕がなかったりしても気軽に資産運用を始められることを主眼としたサービスを提供していることから、本稿で事例紹介した(株)FOLIOのようなオンライン証券は、まさに投資初心者を含む投資家層のすそ野拡大の一翼を担う存在だといえよう。この動きを、スマホの普及拡大(図表5)が後押ししていることは間違いないだろう。

日本証券業協会の「証券業界とフィンテックに関する研究会」が公表した「フィンテック時代の証券業」の締めくくりでは、「…(中略)…フィンテックを適切に組み合わせることで人的リソースをより付加価値の高い業務に向けていくことも可能となろう。フィンテックの台頭を既存プレイヤーへの脅威と考えたり、フィンテックの活用を証券業者の短期的な収益獲得の手段と考えるのではなく、証券業者のあるべき姿を再認識していくことが求められる。」と指摘されている。このコ

図表5 スマートフォンの個人世帯保有率の推移



(備考) 総務省 (2018年6月) 「平成29年通信利用動向調査ポイント」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

メントは、証券業者に限ったことではなく、地域金融機関にも同じことがいえるのではなかろうか。

筆者は、過去30社以上のフィンテック事業者等を取材訪問するなかで、フィンテックスタートアップ企業では多くの利用者が求めていることを嗅ぎ分けてサービス設計をする姿勢が強いと感じている。地域金融機関が預かり資産営業のなかで取引先等に提案するにあたっては、自庫の利用者ニーズをしっかりと捉えたうえで、フィンテックスタートアップ企業との協業を含めたオープンイノベーションも前提としながら、長期的視野ならびに利用者本位の姿勢を徹底していくことが求められよう。

〈参考文献〉

- ・可児滋（2017年）『文系のためのフィンテック大全』（一社）金融財政事情研究会
- ・小林陽介（2018年2月）『ロボアドバイザーをめぐる学術動向』証券レビュー第58巻第2号、(公財)日本証券経済研究所
- ・小林陽介（2018年5月）『フィンテックとリテール証券』月刊資本市場No.393
- ・証券業界とフィンテックに関する研究会（日本証券業協会）（2018年6月）『フィンテック時代の証券業』



信用金庫による支店窓口営業時間の弾力運用実施時の留意点等について

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席調査役

とね かずゆき
刀襦 和之

(キーワード) 支店窓口の弾力運用、昼休み、規制緩和、平日休業、
信用金庫法施行規則第128条

(視 点)

2018年度に入り信用金庫の間で支店の窓口営業時間の弾力運用が急速に広がりつつある。12月3日現在、30金庫80支店で昼休みなどを実施中である（17年10月時点は1金庫3支店）。当初想定された過疎地域を抱える信用金庫だけでなく、都市部の信用金庫にも昼休みが広がり始めており、19年度以降の普及拡大が予想される。

そこで本稿では、複数信用金庫との意見交換・ヒアリングなどをもとに支店窓口営業時間の弾力運用時の実施手順や留意点などを取り上げる。

また、18年8月の規制緩和により、支店の平日休業が可能となった。より効率的な店舗運営を目指すなか、過疎地域を抱える信用金庫、休日店舗を有する信用金庫から平日休業が始まる可能性もある。

(要 旨)

- 2018年12月3日現在、信用金庫における支店窓口の弾力運用状況をみると、30金庫80支店で昼休みなどを実施中である。
- 現状は、少人数での運営が求められる個人特化型店舗での実施が中心である。各支店の状況により、昼休み時の窓口の閉鎖や電話対応の方法が異なる。
- 実施金庫において、昼休みの実施に対する顧客からの苦情等は生じていない。当該支店の職員からは、業務にメリハリが生まれたとの評価の声が聞かれる。
- 18年8月の規制緩和を受け、今後は支店の平日休業を実施する信用金庫が登場する見込みである。当面は過疎地域での実施が予想される。

はじめに

2018年度に入り信用金庫の間で支店の窓口営業時間の弾力運用が急速に広がりつつある。12月3日現在、30金庫80支店で昼休みなどを実施中である（17年10月時点は1金庫3支店）。当初想定された過疎地域を抱える信用金庫だけでなく、都市部の信用金庫にも広がり始めており、19年度以降の普及拡大が予想されよう。

そこで本稿では、複数信用金庫との意見交換・ヒアリングなどをもとに支店窓口営業時間の弾力運用時の実施手順や留意点などを取り上げる。

また、18年8月の規制緩和により、支店の平日休業が可能となった。より効率的な店舗運営を目指すなか、過疎地域を抱える信用金庫、休日店舗を有する信用金庫から平日休業が始まる可能性もある。

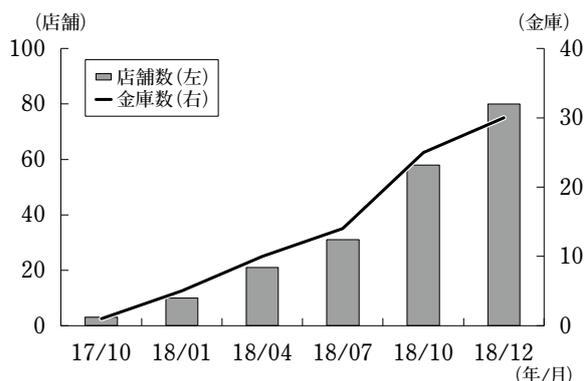
1. 弾力運用の状況

2018年12月3日現在、信用金庫の支店窓口営業時間の弾力運用状況は、合計30金庫80支店となる^(注1)（図表1）。

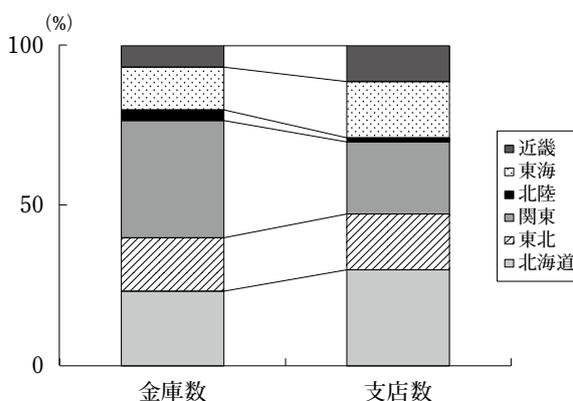
弾力運用の実施状況をみると、地域別には関東で11金庫、北海道で7金庫、東北で5金庫などとなる（図表2）。また、支店数では北海道で24店舗、関東で18店舗、東北と東海で14店舗などとなる。現状、昼休みの実施が大半を占めており、開始時間の繰下げ（10時から）は1金庫であった。

(注)1. 出張所および代理店の弾力運用、休日営業時の昼休み実施等を除く。

図表1 実施金庫・支店数の推移



図表2 実施金庫の割合（地区別）



(備考) 1. 信用金庫のHP、ニュースリリースにより確認
2. 図表1、2とも信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2. 実施時の留意点等

信用金庫の窓口営業時間の弾力運用は、当初想定された過疎地域を抱える信用金庫だけでなく、都市部の信用金庫にも広がり始めており、2019年度以降の普及拡大が予想される。なかでも、引き続き昼休みの実施が主流となろう。

そこで本稿では、支店窓口営業時間の弾力運用時の実施手順や留意点などを、昼休みの実施を前提に取り上げることにした。個別事例の紹介にあたっては、信金中央金庫 地

域・中小企業研究所が18年度に開催した「経営戦略プランニング研修」^(注2)の受講生とのディスカッション、昼休み実施金庫に対するヒアリング内容などを参考にしている。

(1) 目的

信用金庫が支店窓口の昼休みを実施する第一の目的は、地域の実体に見合った適正な職員数の配置である。信用金庫は、地域金融機関として地元における金融インフラの維持が求められる。そのため、採算のみを根拠とする店舗統廃合には消極的と言える。こうしたなか、来店客の少ない支店などに昼休みを導入し、必要最低限の人員で店舗運営を行うことを選択するケースが多い。

また少人数店舗を運営する場合、防犯対策や勤務管理の厳格運用が難しくなるため、サテライト店や個人特化型店舗といった少人数店舗から昼休みを実施し、課題を解決する事例がみられる。

(2) 実施支店の選定

事前に来店客数・取引内容などの調査を実施し、①来店客数の少ない支店から実施している。調査期間は3か月、30分単位の集計が

多いようである。来店客数の少ない支店に加え、②採算面では厳しいものの、単純な店舗統廃合が困難な支店、③個人特化型店舗のような少人数で運営する支店、④相談専門の店舗など運営実態と現在の窓口営業時間に乖離が生じている支店などをピックアップし、最終的に実施店舗を選定する。実施金庫のなかには、支店のサテライト店化に合わせて少人数で支店運営ができるよう昼休みを実施したケースもあった。

昼休みを実施する支店の多くが、11時30分から12時30分の1時間を選択している。これは、企業などに勤務する顧客の休憩時間が12時から13時が多いなか、顧客が昼休み中に来店しやすくするためである。

(3) 周知活動

事前に総代や大口先などへの根回しを行ったうえで、実施1か月前から一般への周知活動を行う事例が多い。主な周知活動は図表3のとおりである。

(4) 昼休み時間の運用状況

実施する支店のレイアウトにより、シャッターを閉める事例、ブラインドを下ろす事例

図表3 主な周知活動

- 実施の1か月前に自金庫HPへの情報掲載、チラシの配布、ポスター掲示などを実施した。
- 周知期間中は、昼休み時間に合わせてATMコーナーに職員を配置し、来店客に昼休みの実施を案内した。
- 周知期間中は本部の職員を応援に派遣し、主にATMコーナーで昼休みの実施を案内した（チラシの手交）。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)2. 信用金庫の経営戦略の策定支援等のために実施。18年度は合計8回開催し、27金庫47人の受講者を得た。

などがある。昼休みの間は専用看板を設置し、またはドアに掲示するなどして、昼休み時間中であることを案内する。昼休み時間中の急な来店客などには柔軟に対応する事例が

大半を占めるものの、外線電話への対応については対応方法に違いがみられた。主な運用内容は図表4のとおりである。

図表4 主な昼休み時間中の運用内容

| |
|--|
| <p>(レイアウト関係)</p> <ul style="list-style-type: none">• ATMコーナーとロビーの間のシャッターを下ろす（ATMコーナーは稼働）。時間中、可動式の立て看板をシャッター前に置く。• 出入り口のブラインドを下ろすと同時にロビーの照明を落とす。ドアに昼休み中の案内を掲示する（吊り下げる）。• 出入り口の自動ドアの電気を止めると同時にロビーの照明を落とす。ドアに昼休み中の案内を掲示する（吊り下げる）。• ATMコーナーから食堂につながる内線電話を置く（昼休み中のみ設置）。• 支店出入り口のインターフォンを食堂にも切り替えられるようにする。 <p>(急な来店客などの対応)</p> <ul style="list-style-type: none">• 基本的には柔軟に対応する。• ATMコーナーと食堂の内線化がシステム面から困難だったことから、急な来店客への対応のため、職員は交代で窓口にて休憩する（食堂が2階のため、ATMコーナーの来店客が見えない）。• 11時30分までに手続きが終わらない顧客は、シャッター横の職員用の出入り口から帰ってもらう。• 渉外担当者は、昼休み時間中でも必要に応じて顧客訪問などを実施する（別途、昼休憩をとる）。 <p>(電話対応)</p> <ul style="list-style-type: none">• 昼休み中は、食堂に外線が回るようにした。• インターフォンおよびATMコーナーからの内線を食堂で受けられるようにした。• 転送機能を用いて昼休み中は僚店に外線が回るようにした。• 外線には留守電で対応することにした。• 休憩時間を徹底させるため、昼休み中は本部などから当該支店への内線電話の使用を禁止した。 <p>(渉外担当者の活動)</p> <ul style="list-style-type: none">• 支店長・渉外担当者は昼休みまでに一度支店へ戻り、内勤職員と一緒に休憩する。ただし急な訪問・来訪などがあつたら、柔軟に対応する。• 内勤職員が休憩できるよう、これまで渉外担当者は昼に必ず帰店するルールだったが、昼休み実施後は柔軟に対応可能とする。 <p>(その他、工夫点など)</p> <ul style="list-style-type: none">• 近接する2支店で昼休みを実施するため、A支店を11時30分から12時30分まで昼休みとし、B支店を12時30分から13時30分まで昼休みにした。• 昼休みを実施するのに合わせて、当該支店の窓口営業時間を延長した。• 少人数店舗での運営となるため、支店長・副支店長などにも窓口のオペレーション研修を実施している。• 少人数店舗での運営となるため、ATMの故障対応などを1人で行えるようルール変更すると同時に、防犯対策として監視カメラを追加設置した。• 少人数店舗での運営となるため、本部および僚店（母店）の応援体制を強化した。 |
|--|

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

3. 実施金庫の評価

実施金庫において昼休みの実施に対する顧客からの苦情等は生じていない。なかには戸惑う来店客もいるようだが、そのような場合も柔軟に対応する体制を取っているため、苦情やトラブルに発展することもない。

昼休みの実施に伴い、職員数を適正化する信用金庫がある。ケース・バイ・ケースとなるが、1～2人の内勤職員または管理職の削減を行い、融資の見込める支店などに再配置している。

当該支店の職員からは『昼休みをきっちり取得できるので、業務にメリハリが生まれた』『同じ支店の職員と一緒に休憩できるので、業務以外を含む人間関係の強化につながった』などの声が出ている。

4. 平日休業に向けた規制緩和

(1) 規制緩和の内容

2018年8月の規制緩和により、信用金庫の

支店の平日休業が可能となった^(注3)。改正信用金庫法施行規則第128条第2項および同条第3項では、『顧客利便性を著しく損なうことがなければ、当座預金を営む事務所であっても、現行法令で規定されている休日（土日祝日等）以外にも休日の承認を受けられることとする。』となった（図表5）。

(2) 想定されるタイプ（案）

19年度以降、平日の支店休業を実施する信用金庫が登場すると予想される。その場合、過疎地域の支店を抱える信用金庫から実施が始まる見込みだが、予想される平日休業のタイプには、①複数支店運営型、②近隣支店応援型、③休日営業支店型、などが想定される（図表6）。

① 複数支店運営型

隣接する2支店のうち、A支店の営業日を月・水・金（火・木は休業）とし、B支店の営業日は火・木（月・水・金は休業）とす

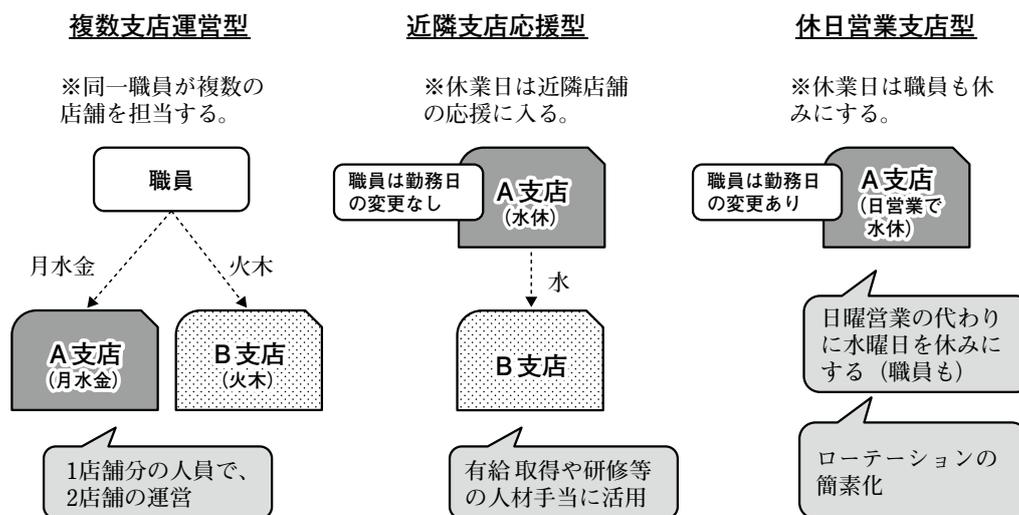
図表5 休日の承認の申請等

| |
|--|
| <p>第二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>[号を削る。]※</p> <p>3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。</p> <p>一 令十二条第一項第一号各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日</p> <p>二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）</p> <p>三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> |
|--|

(備考) 1. 従前は※に 三 当該申請に係る事務所が当座預金業務を行っていないこと。が記載されていた。
2. 金融庁公表資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)3. 厳密には店舗の休業規定の見直しであり（要件の緩和）、緩和前も休業可能であった。

図表6 平日休業の分類（イメージ）



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

る。A・B支店を担当する職員は曜日によって勤務場所を変えられるので、2店舗分を1店舗の人員で賄える。また、考え方によっては3店舗以上を輪番で休業にすることなども可能であろう。

上記タイプに関連し、週1日のみ営業の支店を開設（例えば月曜日のみ）し、当該営業日のみ僚店や本部職員が出勤するパターンも考えられる。過疎地域で撤退の困難な独立型の支店などで検討する価値はあるのではないか。

② 近隣支店応援型

近年は、母店・子店間や複数店舗のグループ内の応援で急な職員の休暇などをカバーする事例が増えている。しかし営業店職員が減少するなか、人繰り面から急な職員の休暇対応だけでなく、有休の取得や研修派遣時の応援なども困難になりつつある。そこで特定の支店を休業にし、僚店の応援

に回すのが当タイプである（図表ではA支店を水曜休業にする）。

この場合、A支店職員は水曜日も勤務日なので、僚店の応援などに振り分ける際の余力となり得る。水曜日を集合研修日に指定しやすくなるだろう。

③ 休日営業支店型

ローンセンター併設や休日営業を実施する支店の場合、休日は当該支店職員が交代で勤務および僚店の応援で運営することになる。休日出勤した職員は、別途、振替休日を取得することになるだろうが、そのためのローテーション作成に手間がかかるようだ。また、交代で休むため、当該支店の職員全員が揃う日は少なく、コミュニケーションを取りにくいとの意見がある。

そこで、日曜営業を行う代わりに水曜日を休業日とし、職員の勤務日も月・火・木・金・日に変更する（週休2日の変更はしな

図表7 平日休業のニーズ（アイデアベースを含む）

- 金庫としては撤退できない過疎地域の店舗運営策として、月水金支店と火木支店に再編成しても良い。地域には店舗維持のためのギリギリの施策と説明できよう。
- 過疎地域には来店客数が1日数人の店舗もある。それでも廃止できないとなると、週3日支店などにしても問題ないだろう。
- 過去からの経緯により統合できない支店がある。そこで月水金支店と火木支店に再編成し、1支店分の職員で運営すれば良いだろう。同じ職員がA支店とB支店に通うので、顧客も違和感が少ないのではないか。
- 母店サテライト店のグループ内に人繰りを任せているので、平日休業の子店を設け、僚店の応援に活用する手法は使える。
- まずは休日営業のローンセンターを対象に平日休業を実施する。その後、支店の平日休業も視野に入れたい。
- 平日休業にして、その日は全員で開拓営業を行うのも良い。
- 本店から離れた過疎地域の支店の場合、職員の通勤負担を考慮して社宅を整備してきた。今後、週1日営業の支店に切り替えるなら、社宅ではなく自宅からの通勤に変更しても大丈夫ではないか。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

い)。水曜日を休業日にするのはハウスメーカーの休業日に水曜日が多いためである。土・日営業する代わりに月・火を休業にするなどもあり得る。これによってローテーションの簡素化が図られよう。

なお、支店の平日休業に対する信用金庫のコメントは図表7のとおりである。複数支店運営型への店舗再編成や、営業店職員の人手不足感が強まるなか、近隣支店応援型の実施へのニーズが強いようである。

おわりに

信用金庫は、地域における金融インフラを提供し続ける役割が求められる一方で、良質な金融サービスを提供するためには収益性の改善が不可欠である。過疎地域などの店舗網を維持する手段の一つとして、窓口営業時間の弾力運用は効果があると期待される。今後は平日休業の支店も登場すると予想され、効率化とサービス維持の両立に向けた各信用金庫の店舗体制改革は加速しよう。

信用金庫の若手職員の育成策「メンター制度」

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席調査役

とね かずゆき
刀禰 和之

(キーワード) **メンター制度、メンター、メンティ、若手職員の育成、早期離職等の未然防止**

(視 点)

信用金庫は、Face To Face の地域密着型営業を強みとするため、職員の教育には特に力を入れる必要がある。こうしたなか、若手職員の育成策として「メンター制度」の導入に注目が集まっている。同制度は、主に新入職員を対象とする育成手法である。仕事上の悩みだけでなく個人的な相談にまで踏み込んだ支援体制を敷くことで、彼（女）らの精神面のサポートおよびモチベーション・業務スキルの向上などが期待される。近年、大きな問題となりつつある若手職員の早期離職等の未然防止にもつながる。また、同制度の運営を通じて指導する側の先輩職員が大きく成長したとの評価も聞かれる。

そこで本稿では、信用金庫の間で導入が相次ぐ「メンター制度」の特徴および導入時の留意点などを紹介する。

(要 旨)

- 2018年9月末の信用金庫の職員数は、10万9,263人となり、前年同期から1.3%、1,524人減少した。なかでも男性職員は2.8%、1,953人減少している。
- ここ数年、信用金庫の間で若手職員の育成策の一つである「メンター制度」の導入に注目が集まっている。
- メンター制度は、先輩職員（メンター）が若手職員（メンティ）の個人的な相談にも応じる仕組みである。精神面のサポートにより早期離職等の未然防止効果が期待される。
- メンター制度導入時の留意点は、①メンター制度の運営担当者の配置、②メンターに対する支援体制の整備、③メンター制度終了後のメンティのフォロー策などである。
- 信用金庫の取組事例をみると、新入職員を対象とする制度運営が大半を占める。人事部門の負荷は重いものの、メンターとメンティとを別々の営業店から組み合わせる信用金庫が多い。

はじめに

信用金庫は、Face To Face の地域密着型営業を強みとするため、職員の教育には特に力を入れる必要がある。こうしたなか、若手職員の育成策として「メンター制度」の導入に注目が集まっている。同制度は、主に新入職員を対象とする育成手法である。仕事上の悩みだけでなく個人的な相談にまで踏み込んだ支援体制を敷くことで、彼（女）らの精神面のサポートおよびモチベーション・業務スキルの向上などが期待される。近年、大きな問題となりつつある若手職員の早期離職等の未然防止にもつながる。また、同制度の運営を通じて指導する側の先輩職員が大きく成長したとの評価も聞かれる。

そこで本稿では、信用金庫の間で導入が相次ぐ「メンター制度」の特徴および導入時の留意点などを紹介する。

1. 2018年9月末の常勤職員数

2018年9月末の信用金庫の常勤職員数は、10万9,263人、前年同期比1.3%、1,524人の減少となった。内訳では、男性職員が2.8%、1,953人減少の6万7,016人となる一方で、女性職員は1.0%、429人増加の4万2,247人であった。

常勤職員数の前年同期比増減状況を信用金庫別にみると、常勤職員数が増加したのは73金庫（構成比27.9%）、逆に減少したのは176金庫（67.4%）となる（図表1）。なかでも男性職員が減少した信用金庫数は全体の

図表1 18年9月末の常勤職員数の増減状況
(17年9月末との比較)

(単位：金庫、%)

| | 分 類 | 増減数 | 構成比 |
|------|------|-----|------|
| 職員合計 | 増 加 | 73 | 27.9 |
| | 増減なし | 12 | 4.5 |
| | 減 少 | 176 | 67.4 |
| うち男性 | 増 加 | 32 | 12.2 |
| | 増減なし | 13 | 4.9 |
| | 減 少 | 216 | 82.7 |
| うち女性 | 増 加 | 146 | 55.9 |
| | 増減なし | 19 | 7.2 |
| | 減 少 | 96 | 36.7 |

(備考) 1. 切捨ての関係で構成比の合計は100に一致しない。
2. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

8割を超える216金庫に達した。

なお、信用金庫の常勤職員数は、7年連続（年度末ベース）で前期比減少している。男女別では、男性職員が22年連続で前期比減少する一方で、女性職員は12年連続で前期を上回っており、男女間で増減状況に違いがみられる。多くの信用金庫が採用に力を入れているものの、足元では特に男性の採用で苦戦がみられるため、この傾向は来期以降も続く予想される。

2. メンター制度の概要

(1) 導入目的

Face To Face の地域密着型営業を強みとする信用金庫は、他業態のメガバンクや地域銀行より職員教育に力を入れる必要がある。

こうしたなか近年、信用金庫の間で若手職員の育成手法の一つである「メンター制度」の導入に注目が集まっている。信用金庫が同制度を導入する目的は、①若手職員の育成の強化、②若手職員の早期離職等の未然防止、

図表2 メンター制度の導入目的

| | |
|-----------------|---|
| 若手職員の育成の強化 | OJTによる業務面の指導に加え、先輩職員が若手職員を精神面でも支援することで、彼（女）らの育成を強化する。 |
| 若手職員の早期離職等の未然防止 | 先輩職員が若手職員の個人的な悩みなどに応えることで、早期離職等の未然防止につなげる。 |
| 先輩職員の育成の強化 | 教える側の先輩職員にとってマネジメントや部下指導の基礎を学ぶ場とする。 |
| 組織の活性化 | 職員同士のコミュニケーションが活発化し、組織が活性化する。 |

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

③先輩職員の育成の強化、④組織の活性化などである（図表2）。

ため、早期離職等の未然防止効果が見込まれる。

① 若手職員の育成の強化

信用金庫の若手職員の育成手法は、所属部店の先輩職員によるOJTが中心となり、ここでは主に業務面の指導・教育が行われる。メンター制度は既存のOJTに加え、別途、先輩職員が若手職員の育成に携わる仕組みである。ここでは直接的な業務以外の個人的な相談にも対応し、業務面よりも精神面のサポートを中心に担う。比較的年次の近い先輩職員が公私にわたって若手職員に寄り添うことで、彼（女）らの育成を強化する狙いがある。

③ 先輩職員の育成の強化

若手職員を指導する側の先輩職員への教育効果が大きいとされる。社会全体として人間関係が希薄化し、また営業店の人員が減少するなか、先輩職員にとってメンター制度は貴重な部下指導の場と位置付けられる。先輩職員が部下（後輩）職員とのコミュニケーションの取り方やマネジメント手法を学んだり、更なるスキルアップの必要性を感じたりすることが期待される。

② 若手職員の早期離職等の未然防止

近年、若手職員の早期離職やモチベーションの低下が問題となっている。メンター制度は、若手職員の抱える仕事上の悩みや不満だけでなく個人的な相談などにも先輩職員が応じ、課題の解決に取り組む仕組みである。若手職員の不満や不安解消の一助となり得る

④ 組織の活性化

メンター制度は、日常業務の範疇を超えた人間関係の形成を促す。そのため、職員間のコミュニケーションが活発となり、ひいては組織が活性しよう。

(2) 仕組み

「メンター制度」^(注1)は、先輩職員（メン

(注)1. ブラザー・シスター制度やエルダー制度などの呼び方もある。本稿では、これらを厳密に使い分けず、「メンター制度」で統一する。

ター)が、若手職員(メンティ)に対して行う人材育成手法の一つである(図表3)。

期間中、メンターとメンティの組合せを固定し、密接な人間関係の形成を促す。一般にOJTは、先輩職員が若手職員の日常業務に関する指導・教育を主に担当するのに対し、メンター制度では若手職員の抱える仕事上の悩みだけでなく、個人的な悩みや相談などにも先輩職員が応じる点が特徴と言える。原則として直接的な業務面の指導や評価は行わない。そのため、OJTを「上下の関係」、メンター制度を「ななめの関係」と呼ぶこともある。

信用金庫の場合、メンター制度を新入職員の育成策として導入する事例が多い。営業店の人員が減少し、また社会全体として人間関係が希薄化するなか、既存のOJTだけでは新入職員に対するきめ細かい育成支援を行いつつなくなっている。20~30年前のような密着した先輩・後輩関係の形成を職員の自主性だけに求めるのは難しい時代である。そこで、

社会人になりたての新入職員が独り立ちするまでの一定期間、主に精神面をサポートするメンターを(OJT担当と別に)配置し、新入職員の様々な課題解決に寄り添っていく必要が出てきたと考えられる。

信用金庫における一般的なメンター制度の概要は次のとおりである(図表4)。以下では新入職員対象を前提に制度の概要を紹介する。

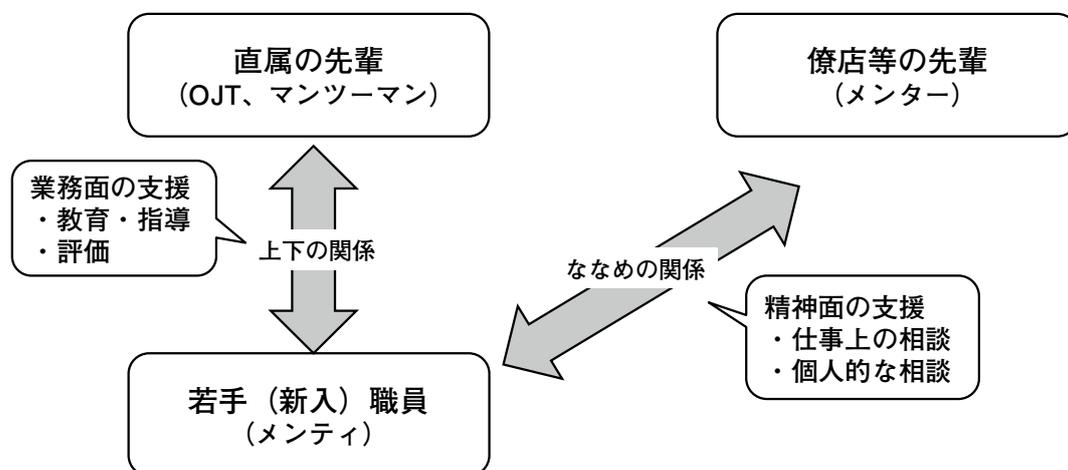
① 位置付け

メンター制度の位置付けは、新入職員向け研修および中堅職員の育成研修とされる。研修の一環であり、メンターは業務として新入職員の相談対応や指導などにあたる。そのため、主管部門は人事部門が担当するのが一般的である。

② 対象(メンティ)

新入職員を対象(メンティ)としてい

図表3 メンター制度の仕組み



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表4 メンター制度の概要（代表例）

| | |
|-----------|---|
| 位 置 付 け | 新入（若手）職員向け研修 中堅（先輩）職員の育成研修 |
| 対 象（メンティ） | 新入職員を対象とする。 |
| 期 間 | 新入職員が営業店に配属後1年間 （正式採用から1年間） |
| メンターの選定 | 20代後半から30代前半より選定 先輩職員の立候補または人事部門による指名 |
| 組 合 せ | メンターとメンティの組合せは人事部門が決定する。 異なる営業店で組み合わせることが多い。 |
| メンターへの支援 | メンター向け研修の実施、情報交換会の開催 相談窓口の設置、人事部門によるフォロー |
| メンターの処遇 | 昇進・昇格などでの優遇はない。 手当の支給または経費の支出を認める。 |
| 主 な 活 動 | 定期的な面談を義務付ける（月1回以上）。 個人的な交流については各自の裁量に任せる。 |
| 報 告 | 定期的な報告を義務付ける。 |

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

る。社会人一年目の新入職員がスムーズに
立ち立ちできるよう、先輩職員を一定期間
担当させる。

③ 実施期間

入庫後の集合研修などが終了し営業店に
配属された新入職員が孤独感を持たないよ
う、配属日から1年間とする信用金庫が多
い。代表例では、配属日から1年間とする
信用金庫（例：8月から翌年7月末）、配属
日から当該年度末（例：7月から翌年3月
末）までとする信用金庫とがある。

④ メンターの選定

メンターには新入職員の精神面のサポー
トを期待するため、業務スキルはもとより
人間性を含めた一定レベル以上の先輩職員

から選ぶ必要がある。年次が離れ過ぎると
人間関係を形成しにくいので、20代後半
から30代前半の職員より選定している。

選定方法は、人事部門が指名する信用金
庫と立候補者から選抜する信用金庫とがあ
る。なお、立候補の場合も一定の要件を求
めている。

⑤ 組合せ

新入職員が同じ営業店では話せない悩み
（例：上司や先輩に対する不満）を相談で
きるよう、メンターとメンティは別の営業
店から組み合わせる方が良いとの意見があ
る。1店舗あたりの職員数が多い信用金庫
のなかには、同一営業店内で係を替えるこ
とでメンター・メンティを組み合わせたい
る事例もある。

メンター1人にメンティ1人を基本とするが、人繰りなどから1人のメンターに複数人のメンティを組み合わせる信用金庫がみられる。なお、個人的な相談にも応じる必要があるため、組合せは同性を基本としている。

メンターとメンティの組合せは人事部門が、配属店舗の立地、自宅の場所、出身大学、趣味などを考慮し決定する。メンターとメンティの面談は業務終了後が多くなるので、特に両者の自宅および配属店舗の位置関係に配慮が求められる。

⑥ メンターへの支援

メンターとなる先輩職員の支援には力を入れる必要がある。メンターが誤った方向にメンティを誘導したり（例：モチベーションを下げる言動など）、メンティの悩みを抱え込んだりしないよう、実施に先立ちメンター向け研修会を開催する信用金庫が多い。また、人事部門がメンターのメンターとなり、専用窓口の設置や相談などを受け付けている。そのほか、定期的にメンター向けの情報交換会を開催しメンターの抱える悩みなどの共有化を図っている信用金庫もある。

⑦ メンターの処遇

メンター制度は業務の一環として取り組むものの、メンターの活動が直接昇進・昇格などの評価に結び付くことはない。ただし、将来のマネジャー候補などからメン

ターとして選ばれるので、結果的に高い評価を受けるメンターは多い。

なお、業務終了後の面談について時間外手当の対象とするケースはみられないが、メンターとメンティとの懇親の費用などを支給する信用金庫はある。その際の支払方法として、経費とする信用金庫と手当として支給する信用金庫とがあるが、後者の方が多いようである。これは経費支出の場合、(イ)領収書の徴収・提出などが発生し、面談時の自由度が低下する、(ロ)人事部門の事務負担が大きいなどの理由による。

⑧ 主な活動

メンターとメンティには、月1回以上の面談を義務付けている。ただし、業務都合により、電話やメール、店舗間のテレビ会議を認める信用金庫もある。また、週1回以上電話やメールにて交流すること、メンティから求められたときは随時面談や連絡を行うことも求められている。

一方で、先輩・後輩の人間関係が形成されるなか、週末に旅行などに出かけるケースもあるようだが、あくまでも本人達の自主性に任せるなど、人事部門は過度な干渉を行わない。

⑨ 報告

メンター制度は研修の一環であり、メンターおよびメンティに対し定期的な報告書の提出を義務付けている。人事部門がよりきめ細かい支援を行えるよう、メンター・

メンティそれぞれに毎月1回の報告を求めているが、なかには報告用式の簡素化や頻度の見直し（例：偶数月はメンター、奇数月はメンティの報告）などで負担軽減に取り組む信用金庫がある。より自由な報告書の作成を促すため、支店長を介さず直接人事部門に報告させる信用金庫もある。

なお、メンターはメンティからの相談内容などについて、必要に応じて人事部門などに報告・相談する義務があるが、信頼関係を構築するためにもメンティの理解を得たうえでの実施が不可欠とされる。

3. 導入時の留意点

今後、信用金庫がメンター制度を導入する際の留意点は、①メンター制度の運営担当者の配置、②メンターに対する支援体制の整備、③メンター制度終了後のメンティのフォロー策などである（図表5）。

(1) メンター制度の運営担当者の配置

人事部門にメンター制度の運営担当者を配置する必要がある。同制度の運営にあたっては、メンターの選定、メンターとメ

ンティの組合せ、さらにはメンターに対する継続的なフォローなど人事部門の負担は大きいと考えられる。数十人規模の新規採用がある大手信用金庫の場合、実質的な専任者を配置しないと、メンターに対するきめ細かいサポートが困難とされる。

(2) メンターに対する支援体制の整備

メンター向けの研修開催や専用の相談窓口の開設などメンターに対する支援体制を整備する必要がある。メンターに対する教育や支援を疎かにすると、メンターが組織とメンティとの間で板挟みになる恐れがある。結果、メンターが早期離職等をしてしまつては元も子もないだろう。

人事部門は日常からメンターに対するきめ細かいフォローを実施し、モチベーションの低下したメンターには早期に面談などを実施することが求められる。

そのほか、営業店長などの理解を得るため、メンターとメンティの面談は業務の一環であること、面談日は定時の退店を認めることなどを周知徹底する必要もある。

図表5 導入時の留意点

| | |
|----------------------|---|
| メンター制度の運営担当者の配置 | メンターとメンティの組合せや、メンターに対するフォローなど人事部門の負担が増すので、担当者の配置が求められる。 |
| メンターに対する支援体制の整備 | メンター向けの研修開催や専用の相談窓口など密な支援体制の整備が求められる。 |
| メンター制度終了後のメンティのフォロー策 | 年度が替わりメンティが先輩職員として独り立ちできるよう、追加のフォローが求められる。 |

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(3) メンター制度終了後のメンティのフォロー策

メンター制度は1年間程度の期間限定の制度が一般的である。同制度が終了する時期と前後して次の新入職員が営業店に配属されることになる。新入職員（メンティ）は2年目職員として先輩になるが、それまでの経緯から受け身の姿勢となり過ぎているケースもあるのではないかと。

そのため、急な独り立ちの困難な職員が出てくる可能性もあるので、人事部門などによる一定のフォロー策が求められよう。一例として、先輩職員になるうえでの注意点などの研修がある。

4. 導入効果（実施金庫のコメント）

信金中央金庫 地域・中小企業研究所は、2018年9月7日に「働き方改革にかかる情報交換会」を開催した^(注2)。以下では、当日の情報交換会で得たメンター制度実施金庫による導入目的・効果などを紹介する（図表6）。

実施金庫は、新入職員を含む若手職員のモチベーション向上や早期離職の減少などに効果があるとの評価である。それ以上に教える側のメンターの成長に大きく寄与するとの意見が聞かれた。そのほか業務の枠を超えた先輩・後輩関係が形成され、組織の風通しが良くなったなどの意見もみられた。

一方、メンター導入後の課題として、メン

図表6 主な導入効果

| |
|---|
| <p>(メンティへの効果)</p> <ul style="list-style-type: none">• 社会人になりたての新入職員は、営業店内で不満や不安を抱えるものである。メンターに業務上の不満などを伝えるなかで、『実は皆同じように悩んでいる』などを理解できるだけでも、新入職員の不安や不満解消に役立っている。• 新入職員のなかには、何度も同じ質問をOJT担当の先輩職員に行えないタイプもいる。その場合もメンターに相談することで、業務面の課題解決につながっている。• メンター制度の導入効果だけではないだろうが、入庫3年目までの若手職員の離職率が低下した。またモチベーション低下を防ぐ効果もみられる。 <p>(メンターへの効果)</p> <ul style="list-style-type: none">• メンターの成長が著しい。将来管理職になった場合、担当する業務以外の相談などにも応える必要があり、そのための良い訓練になっている。• メンターは営業店における自身の立ち位置を理解し、さらなるスキル向上やリーダーシップの発揮に取り組むようになった。 <p>(組織への効果)</p> <ul style="list-style-type: none">• メンター制度終了後も先輩・後輩関係は続いている。その後の業務運営などで役立つことも多く、組織の風通しが良くなった。 |
|---|

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)2. 当日は48金庫48人の受講があった。

ターまたはメンティが期間中に退職した場合、残った職員のショックが大きい点があげられた。また、メンターの精神的な負担が大きい点も課題の一つとのことであった。ただし、これらの課題については前述のとおり、担当者によるメンター向けのフォロー策の強化などで対応が可能とのことであった。

おわりに

メンター制度を導入した信用金庫からは、『昔と今とでは新入職員の育て方は異なる』との意見があった。大量採用・大量離職を前提とした採用・育成スタイルではなく、少な

い新入職員を大切に育てる時代となっている。近年の信用金庫の営業店をみると、職員数が減るなか業務の複雑化が進んでいる。また社会全体としてプライベートな関係が希薄化の方向にある。この結果、先輩・後輩間の人間関係を職員の自主性だけで形成するのは難しくなり、業務として取り組む必要があるのだろう。

メンター制度の導入を通じて、新入職員の日常業務の不安や不満が解消され、モチベーション高く業務に携われるようになることを期待する。

〈参考文献等〉

- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所主催『働き方改革にかかる情報交換会』(2018年9月7日開催)の基調講演(情報交換会の概要は信金中金月報2018年12月号に掲載)
- ・厚生労働省『女性社員の活躍を推進するための「メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル」』

地域・中小企業関連経済金融日誌（2019年1月）

- 9日 ○ 日本銀行、「生活意識に関するアンケート調査」（第76回＜2018年12月調査＞）の結果を公表
- 10日 ● 日本銀行、地域経済報告－さくらレポート－（2019年1月）を公表 資料1
- 11日 ○ 金融庁、NISA口座の申込みから取引開始までの期間短縮について公表（2019年1月からは、税務署における「他の金融機関でNISA口座を開設していないこと」の確認を待たずにNISA口座を開設、取引を開始することが可能に。）
- 日本銀行、2018年11月30日に釧路市で開催した「地域プロジェクト支援および事業承継支援に関する地域ワークショップ（釧路支店管内金融機関向け）」の模様について紹介（但馬信用金庫 理事・事業支援部長 宮垣 健生 氏のプレゼンテーション資料を掲載）
- 16日 ○ 金融庁、金融審議会 金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表
- 18日 ○ 中小企業庁、平成30年7月豪雨「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の交付決定（岡山県および広島県において、呉信用金庫が代表者を務めるグループを含む計28グループ91者が対象）
- 21日 ○ 浜松信用金庫と磐田信用金庫が合併し、浜松磐田信用金庫が誕生
- 22日 ○ 金融庁、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を公表
- 25日 ● 経済産業省、「平成30年10－12月期地域経済産業調査」を公表 資料2
- 経済産業省、2018年5月20日から7月10日までの間の豪雨および暴風雨の被災中小企業・小規模事業者を対象とする中小企業信用保険法の特例措置について、適用期限を2020年1月31日まで1年間延長する政令の閣議決定について公表
- 29日 ● 金融庁、投資信託等の販売会社における「顧客本位の業務運営」の取組状況を公表 資料3
- 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・KPIを公表した金融事業者のリストを更新（2018年12月末時点の信用金庫数は180金庫と、9月末時点から11金庫増加）
- 30日 ○ 金融庁、貸金業関係資料集を更新
- 31日 ● 金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正の公布・施行について公表 資料4
- 経済産業省、消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査（12月調査）の調査結果を公表

- 中小企業庁、「生産性向上特別措置法」に基づく「先端設備等導入計画」の認定状況（2018年12月末現在）について公表（1,594自治体で、固定資産税をゼロとする措置を受けられる「先端設備等導入計画」として17,868件を認定）

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

（資料 1）

日本銀行、地域経済報告-さくらレポート-（2019年1月）を公表（1月10日）

日本銀行は、地域経済報告-さくらレポート-（2019年1月）を公表した。各地域の景気の総括判断は、以下のとおり。

「各地域の景気の総括判断をみると、全ての地域で「拡大」または「回復」としている。前回（2018年10月時点）と比較すると、地震や豪雨など自然災害の影響から判断を引き下げていた北海道と中国では、復旧・復興が進んでいる状況を踏まえ、判断を引き上げている。それ以外の7地域（東北、北陸、関東甲信越、東海、近畿、四国、九州・沖縄）では、前回の判断から変更はない。

こうした各地域の判断の背景には、海外経済が総じてみれば着実な成長を続けるもとの、輸出が増加基調にあることや、労働需給が着実に引締まりを続け、個人消費が緩やかに増加するなど、所得から支出への前向きな循環が続いていることが挙げられている。ただし、米中貿易摩擦をはじめとする海外経済の不確実性の影響については、現時点では限定的なものにとどまっているが、受注の下振れなどを指摘する声は徐々に増えている。」

(<http://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rer190110.htm>/ 参照)

（資料 2）

経済産業省、「平成30年10－12月期地域経済産業調査」を公表（1月25日）

経済産業省は、各地域の経済動向を把握するために、各地方経済産業局が四半期ごとに行っている地域経済産業調査の結果を取りまとめた。今回の調査結果のポイントは、以下のとおり。

「全体の景況判断は、前期から据え置き、『緩やかに改善している』とした。」

「生産は、一部で米中貿易摩擦による影響がみられ、先行きに対する懸念はあるものの、汎用・生産用・業務用機械が工作機械等で堅調、電子部品・デバイスが自動車、スマートフォン向けで堅調など、概ね堅調に推移している。設備投資は、受注増加に向けた生産能力の増強や人材不足解消のための省力化投資等で積極的な動きとなっている。雇用は、有効求人倍率が高水準で推移している。個人消費は、暖冬の影響で一部に弱い動きがみられるものの、高額品は引き続き好調である。」

「地域別の景況判断は、北海道、中国で上方修正し、その他の地域は据え置いた。」

(<http://www.meti.go.jp/press/2018/01/20190125003/20190125003.html> 参照)

(資料 3)

金融庁、投資信託等の販売会社における「顧客本位の業務運営」の取組状況を公表（1月29日）

金融庁は、投資信託等の販売会社における「顧客本位の業務運営」の取組状況を公表した。内容の構成は以下のとおり。

1. 「顧客本位の業務運営」の取組状況（定性分析）【対象：主要行等 10 行】

- (1) 各金融機関の運営実態
- (2) 課題の整理
- (3) 課題への取組事例－①、②

2. 販売状況（定量分析）【対象：主要行等 10 行、地域銀行 20 行、証券会社 7 社】

- (1) 投資信託の預かり残高、販売額、保有顧客数
- (2) 積立投資信託を行っている顧客数の割合
- (3) 投資信託の平均保有期間
- (4) ファンドラップの預かり残高、販売額、保有顧客数
- (5) 一時払い保険（全体）の残高、販売額
- (6) 一時払い保険（うち外貨建）の残高、販売額
- (7) 外貨建保険の運用損益別顧客比率（満期時、解約時）
- (8) 商品カテゴリー別の手数料額比率
- (9) 投資信託の販売手数料率
- (10) 販売チャネル別の預かり残高、販売額、手数料率
- (11) リスク性商品の月次販売額

(https://www.fsa.go.jp/news/30/20180926/fd_kouhyou_2.html 参照)

(資料 4)

金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正の公布・施行について公表（1月31日）

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正の公布・施行（1月31日付）について公表した。これに伴う有価証券報告書等の記載事項の改正内容は、以下のとおり。

1. 財務情報および記述情報の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求めることとする。
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求めることとする。
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求めることとする。

2. 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求めることとする。
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の 30 銘柄から 60 銘柄に拡大する。

3. 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

- 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示を求めることとする。

(<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html> 参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(1月)

1. レポート等の発行

| 発行日 | レポート分類 | 通巻 | タイトル | 執筆者 |
|---------|------------|-------|---|--------------|
| 19.1.7 | 内外金利・為替見通し | 30-10 | 物価の基調は弱く、日銀は今年も超緩和的なスタンスを維持しよう | 角田 匠 奥津智彦 |
| 19.1.15 | 中小企業景況レポート | 174 | 全国中小企業景気動向調査結果 (2018年10~12月期) 特別調査：2019年の経営見通し | — |
| 19.1.18 | 金融調査情報 | 30-17 | 信用金庫のATM効率化動向 —経営戦略⑫— | 刀禰和之 |
| 19.1.18 | 金融調査情報 | 30-18 | 信用金庫による支店窓口営業時間の弾力運用実施時の留意点等について —経営戦略⑬— | 刀禰和之 |
| 19.1.18 | 金融調査情報 | 30-19 | 信用金庫の若手職員の育成策「メンター制度」 | 刀禰和之 |
| 19.1.25 | ニュース&トピックス | 30-61 | 信用金庫の飲食業向け貸出の動向 | 仲野修造 |
| 19.1.25 | ニュース&トピックス | 30-62 | 中小企業における2019年の経営見通し —経営見通しは若干低下も高い水準を維持— | 桑田 仰 高橋嶺太 |
| 19.1.30 | ニュース&トピックス | 30-63 | 緩やかな減速が続く中国経済 —米中貿易摩擦は長期化の可能性— | 黒岩達也 |
| 19.1.31 | 金融調査情報 | 30-20 | 信用金庫の軽量店舗の開設動向について —経営戦略⑭— | 刀禰和之 |
| 19.1.31 | 金融調査情報 | 30-21 | 信用金庫の店舗内店舗制度の活用動向について —経営戦略⑮— | 刀禰和之 |

2. 講座・講演・放送等の実施

| 実施日 | 種類 | タイトル | 講座・講演会・番組名称 | 主催 | 講師等 |
|---------|----|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------|
| 19.1.7 | 講座 | 地域経済に対する信用金庫の支援 | 静岡県信用金庫協会寄附講座 「金融機関窓口からみる地域経済」 | 静岡大学 | 鉢嶺 実 |
| 19.1.12 | 講演 | 平成31年の経済展望等について | 平成31年新年会 | 会津信用金庫 | 角田 匠 |
| 19.1.18 | 講演 | 2019年の経済展望と消費増税の影響 | 新春経済講演会 | 埼玉縣信用金庫 | 角田 匠 |
| 19.1.21 | 講演 | 2019年の経済展望と消費税増税の影響 | 経済講演会 | 熊本第一信用金庫 宇城市 | 角田 匠 |
| 19.1.23 | 講演 | 事業承継、何から始めるか —“事業継続の危機”を回避していくために— | 事業承継セミナー | 城北信用金庫 | 鉢嶺 実 |
| 19.1.24 | 講演 | 企業の「稼ぐ力」 —「稼ぐ力」を磨く中小企業の事例を中心に— | 新春講演会 | 岐阜信用金庫 | 松崎英一 |
| 19.1.24 | 講演 | 今年の経済見通し | 新春経営者セミナー | 大阪彩都総合研究所 | 角田 匠 |

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数 〔－〕 該当計数なし 〔△〕 減少または負
 - 〔…〕 不詳または算出不能 〔*〕 1,000%以上の増加率 〔p〕 速報数字
 - 〔r〕 訂正数字 〔b〕 b印までの数字と次期以降の数字は不連続
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ(<http://www.scbrj.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

| 年 月 末 | 店 舗 数 | | | | 会 員 数 | 常 勤 役 員 数 | 常 勤 役 員 数 | | | 合 計 |
|---------|----------------|-------|-----|-------|-----------|-----------|-----------|--------|---------|---------|
| | 本 店 (信用金庫数) | 支 店 | 出張所 | 合 計 | | | 職 員 | | | |
| | | | | | | | 男 子 | 女 子 | 計 | |
| 2014. 3 | 267 | 6,946 | 238 | 7,451 | 9,282,698 | 2,220 | 71,801 | 38,504 | 110,305 | 112,525 |
| 15. 3 | 267 | 6,898 | 233 | 7,398 | 9,270,457 | 2,219 | 70,496 | 38,762 | 109,258 | 111,477 |
| 16. 3 | 265 | 6,883 | 231 | 7,379 | 9,273,887 | 2,195 | 69,126 | 39,107 | 108,233 | 110,428 |
| 17. 3 | 264 | 6,854 | 243 | 7,361 | 9,264,892 | 2,204 | 67,808 | 39,575 | 107,383 | 109,587 |
| 6 | 264 | 6,856 | 244 | 7,364 | 9,268,533 | 2,199 | 69,832 | 42,572 | 112,404 | 114,603 |
| 9 | 264 | 6,860 | 246 | 7,370 | 9,256,251 | 2,200 | 68,969 | 41,818 | 110,787 | 112,987 |
| 17.12 | 264 | 6,847 | 247 | 7,358 | 9,254,272 | 2,188 | 68,307 | 41,327 | 109,634 | 111,822 |
| 18. 1 | 261 | 6,843 | 256 | 7,360 | 9,253,915 | 2,184 | 68,027 | 41,150 | 109,177 | 111,361 |
| 2 | 261 | 6,836 | 254 | 7,351 | 9,254,026 | 2,181 | 67,759 | 41,002 | 108,761 | 110,942 |
| 3 | 261 | 6,832 | 254 | 7,347 | 9,242,088 | 2,173 | 66,199 | 40,103 | 106,302 | 108,475 |
| 4 | 261 | 6,835 | 254 | 7,350 | 9,244,003 | 2,174 | 68,756 | 43,375 | 112,131 | 114,305 |
| 5 | 261 | 6,827 | 254 | 7,342 | 9,244,786 | 2,165 | 68,528 | 43,235 | 111,763 | 113,928 |
| 6 | 261 | 6,827 | 253 | 7,341 | 9,240,138 | 2,143 | 68,006 | 42,961 | 110,967 | 113,110 |
| 7 | 261 | 6,826 | 254 | 7,341 | 9,234,768 | 2,141 | 67,749 | 42,740 | 110,489 | 112,630 |
| 8 | 261 | 6,826 | 253 | 7,340 | 9,226,539 | 2,141 | 67,492 | 42,539 | 110,031 | 112,172 |
| 9 | 261 | 6,825 | 249 | 7,335 | 9,226,711 | 2,139 | 67,016 | 42,257 | 109,273 | 111,412 |
| 10 | 261 | 6,816 | 248 | 7,325 | 9,223,840 | 2,138 | 66,784 | 42,108 | 108,892 | 111,030 |
| 11 | 261 | 6,810 | 243 | 7,314 | 9,220,621 | 2,140 | 66,560 | 42,028 | 108,588 | 110,728 |
| 12 | 261 | 6,811 | 242 | 7,314 | 9,219,486 | 2,138 | 66,216 | 41,711 | 107,927 | 110,065 |

信用金庫の合併等

| 年 月 日 | 異 動 金 庫 名 | | 新金庫名 | 金庫数 | 異動の種類 |
|-------------|-----------|--------|-------|-----|-------|
| 2010年2月15日 | 杵島 | 西九州 | 九州ひぜん | 272 | 合併 |
| 2011年2月14日 | 富山 | 上市 | 富山 | 271 | 合併 |
| 2012年11月26日 | 東山口 | 防府 | 東山口 | 270 | 合併 |
| 2013年11月5日 | 大阪市 | 大阪東 大福 | 大阪シティ | 268 | 合併 |
| 2014年1月6日 | 三浦藤沢 | | かながわ | 268 | 名称変更 |
| 2014年2月24日 | 十三 | 摂津水都 | 北おおさか | 267 | 合併 |
| 2016年1月12日 | 大垣 | 西濃 | 大垣西濃 | 266 | 合併 |
| 2016年2月15日 | 福井 | 武生 | 福井 | 265 | 合併 |
| 2017年1月23日 | 江差 | 函館 | 道南うみ街 | 264 | 合併 |
| 2018年1月1日 | 札幌 | 小樽 北海 | 北海道 | 262 | 合併 |
| 2018年1月22日 | 宮崎 | 都城 | 宮崎都城 | 261 | 合併 |
| 2019年1月21日 | 浜松 | 磐田 | 浜松磐田 | 260 | 合併 |
| 2019年2月25日 | 桑名 | 三重 | 桑名三重 | 259 | 合併 |

1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

預金種類別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 実質預金 | | 譲渡性預金 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-----|--------------|--------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 1,280,602 | 2.5 | 459,125 | 4.9 | 817,509 | 1.3 | 3,967 | △ 11.3 | 1,279,037 | 2.6 | 580 | 13.7 |
| 15. 3 | 1,319,433 | 3.0 | 483,819 | 5.3 | 831,514 | 1.7 | 4,099 | 3.3 | 1,317,889 | 3.0 | 625 | 7.7 |
| 16. 3 | 1,347,476 | 2.1 | 503,730 | 4.1 | 840,685 | 1.1 | 3,060 | △ 25.3 | 1,345,990 | 2.1 | 791 | 26.4 |
| 17. 3 | 1,379,128 | 2.3 | 537,831 | 6.7 | 838,043 | △ 0.3 | 3,252 | 6.2 | 1,377,605 | 2.3 | 730 | △ 7.7 |
| 6 | 1,403,185 | 2.2 | 552,511 | 6.4 | 847,956 | △ 0.2 | 2,717 | 4.7 | 1,402,225 | 2.2 | 1,622 | 34.0 |
| 9 | 1,411,279 | 2.4 | 557,720 | 6.7 | 850,660 | △ 0.0 | 2,899 | △ 5.7 | 1,409,612 | 2.4 | 1,592 | △ 43.5 |
| 17. 12 | 1,421,840 | 2.3 | 570,670 | 6.4 | 848,164 | △ 0.2 | 3,005 | 20.3 | 1,420,320 | 2.3 | 1,549 | 13.3 |
| 18. 1 | 1,410,887 | 2.1 | 560,817 | 6.1 | 847,086 | △ 0.3 | 2,983 | 43.8 | 1,410,036 | 2.1 | 1,487 | 30.9 |
| 2 | 1,414,939 | 2.0 | 568,213 | 5.9 | 843,732 | △ 0.4 | 2,993 | 35.2 | 1,414,107 | 2.0 | 1,177 | 7.5 |
| 3 | 1,409,771 | 2.2 | 571,193 | 6.2 | 834,737 | △ 0.3 | 3,840 | 18.0 | 1,407,904 | 2.1 | 1,007 | 37.9 |
| 4 | 1,423,774 | 2.1 | 583,631 | 5.7 | 836,829 | △ 0.3 | 3,313 | 41.1 | 1,422,358 | 2.1 | 1,102 | 3.4 |
| 5 | 1,417,632 | 1.9 | 575,875 | 5.4 | 838,495 | △ 0.4 | 3,262 | 30.8 | 1,416,839 | 1.9 | 1,182 | △ 4.5 |
| 6 | 1,434,209 | 2.2 | 585,323 | 5.9 | 845,536 | △ 0.2 | 3,349 | 23.2 | 1,432,911 | 2.1 | 1,425 | △ 12.1 |
| 7 | 1,428,332 | 1.9 | 577,914 | 5.5 | 847,053 | △ 0.4 | 3,365 | 26.3 | 1,427,510 | 1.9 | 1,466 | △ 14.6 |
| 8 | 1,432,527 | 1.8 | 582,618 | 5.5 | 846,515 | △ 0.5 | 3,393 | 27.9 | 1,431,656 | 1.8 | 1,447 | △ 12.0 |
| 9 | 1,437,739 | 1.8 | 590,454 | 5.8 | 843,925 | △ 0.7 | 3,359 | 15.8 | 1,436,127 | 1.8 | 1,348 | △ 15.2 |
| 10 | 1,434,995 | 1.7 | 591,106 | 5.5 | 840,543 | △ 0.8 | 3,345 | 12.1 | 1,434,202 | 1.7 | 1,344 | △ 6.2 |
| 11 | 1,431,084 | 1.7 | 588,687 | 5.6 | 839,067 | △ 0.8 | 3,330 | 9.6 | 1,430,229 | 1.7 | 1,427 | △ 13.4 |
| 12 | 1,445,831 | 1.6 | 603,031 | 5.6 | 839,395 | △ 1.0 | 3,405 | 13.3 | 1,444,302 | 1.6 | 1,386 | △ 10.5 |

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 67,534 | 2.1 | 49,575 | 4.0 | 230,689 | 1.6 | 240,157 | 2.4 | 36,007 | 0.8 | 264,641 | 3.5 |
| 15. 3 | 68,537 | 1.4 | 51,440 | 3.7 | 234,904 | 1.8 | 247,340 | 2.9 | 36,664 | 1.8 | 276,481 | 4.4 |
| 16. 3 | 69,722 | 1.7 | 51,986 | 1.0 | 238,874 | 1.6 | 251,097 | 1.5 | 37,176 | 1.3 | 286,050 | 3.4 |
| 17. 3 | 71,135 | 2.0 | 53,051 | 2.0 | 243,448 | 1.9 | 255,538 | 1.7 | 37,334 | 0.4 | 293,563 | 2.6 |
| 6 | 73,004 | 1.8 | 54,056 | 1.2 | 247,328 | 2.0 | 260,800 | 2.0 | 37,893 | 0.7 | 297,684 | 2.1 |
| 9 | 72,870 | 2.1 | 54,681 | 1.6 | 248,884 | 2.4 | 261,464 | 2.0 | 37,831 | 1.0 | 299,096 | 2.9 |
| 17. 12 | 73,624 | 1.4 | 54,816 | 1.4 | 250,342 | 2.3 | 263,273 | 1.7 | 37,898 | 0.9 | 301,606 | 2.7 |
| 18. 1 | 72,359 | 1.2 | 54,108 | 1.2 | 248,661 | 2.0 | 261,427 | 1.6 | 37,608 | 0.8 | 299,380 | 2.4 |
| 2 | 72,297 | 1.1 | 54,238 | 0.9 | 249,334 | 1.9 | 262,033 | 1.5 | 37,689 | 0.6 | 300,149 | 2.1 |
| 3 | 72,339 | 1.6 | 53,875 | 1.5 | 248,608 | 2.1 | 260,388 | 1.8 | 37,599 | 0.7 | 300,562 | 2.3 |
| 4 | 73,470 | 1.3 | 54,389 | 0.8 | 251,461 | 2.0 | 263,718 | 1.8 | 38,012 | 0.5 | 301,928 | 2.4 |
| 5 | 73,017 | 1.0 | 54,019 | 0.9 | 250,284 | 1.8 | 262,245 | 1.7 | 37,826 | 0.6 | 301,733 | 2.2 |
| 6 | 73,958 | 1.3 | 54,747 | 1.2 | 252,596 | 2.1 | 265,076 | 1.6 | 38,117 | 0.5 | 305,205 | 2.5 |
| 7 | 73,405 | 1.4 | 54,582 | 1.0 | 251,427 | 1.8 | 263,427 | 1.2 | 37,924 | 0.3 | 304,300 | 2.2 |
| 8 | 73,319 | 1.0 | 54,825 | 0.9 | 252,009 | 1.8 | 264,161 | 1.0 | 38,000 | 0.2 | 304,803 | 2.1 |
| 9 | 73,884 | 1.3 | 55,001 | 0.5 | 253,194 | 1.7 | 264,769 | 1.2 | 37,914 | 0.2 | 305,851 | 2.2 |
| 10 | 73,320 | 1.4 | 54,903 | 0.8 | 253,306 | 1.7 | 264,872 | 1.1 | 37,953 | 0.2 | 304,570 | 2.0 |
| 11 | 73,521 | 1.2 | 54,585 | 0.5 | 252,368 | 1.5 | 263,920 | 1.1 | 37,721 | 0.0 | 303,699 | 1.9 |
| 12 | 74,671 | 1.4 | 55,174 | 0.6 | 254,315 | 1.5 | 266,743 | 1.3 | 37,980 | 0.2 | 307,331 | 1.8 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州北部 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 259,990 | 2.7 | 56,857 | 1.7 | 26,047 | 2.2 | 21,144 | 1.5 | 26,376 | 1.8 | 1,280,602 | 2.5 |
| 15. 3 | 269,190 | 3.5 | 57,899 | 1.8 | 26,720 | 2.5 | 21,736 | 2.8 | 26,921 | 2.0 | 1,319,433 | 3.0 |
| 16. 3 | 275,702 | 2.4 | 58,513 | 1.0 | 27,031 | 1.1 | 22,166 | 1.9 | 27,394 | 1.7 | 1,347,476 | 2.1 |
| 17. 3 | 286,213 | 3.8 | 59,200 | 1.1 | 27,279 | 0.9 | 22,356 | 0.8 | 28,058 | 2.4 | 1,379,128 | 2.3 |
| 6 | 291,135 | 3.7 | 59,930 | 0.8 | 27,568 | 0.7 | 23,107 | 1.3 | 28,712 | 2.2 | 1,403,185 | 2.2 |
| 9 | 294,590 | 3.2 | 60,373 | 1.6 | 27,668 | 1.7 | 23,261 | 2.2 | 28,750 | 2.1 | 1,411,279 | 2.4 |
| 17. 12 | 297,732 | 3.5 | 60,397 | 1.2 | 27,848 | 1.8 | 23,522 | 2.5 | 29,046 | 1.6 | 1,421,840 | 2.3 |
| 18. 1 | 295,993 | 3.3 | 59,954 | 1.2 | 27,722 | 1.9 | 23,296 | 2.4 | 28,653 | 1.4 | 1,410,887 | 2.1 |
| 2 | 297,071 | 3.3 | 60,461 | 1.2 | 27,780 | 1.8 | 23,412 | 2.2 | 28,769 | 1.7 | 1,414,939 | 2.0 |
| 3 | 295,280 | 3.1 | 60,096 | 1.5 | 27,801 | 1.9 | 22,910 | 2.4 | 28,505 | 1.5 | 1,409,771 | 2.2 |
| 4 | 297,592 | 3.0 | 60,759 | 1.2 | 27,935 | 1.6 | 23,685 | 2.4 | 28,996 | 1.4 | 1,423,774 | 2.1 |
| 5 | 296,427 | 2.7 | 60,180 | 1.2 | 27,866 | 1.8 | 23,460 | 2.5 | 28,722 | 1.1 | 1,417,632 | 1.9 |
| 6 | 300,687 | 3.2 | 60,976 | 1.7 | 28,163 | 2.1 | 23,696 | 2.5 | 29,078 | 1.2 | 1,434,209 | 2.2 |
| 7 | 299,822 | 2.9 | 60,719 | 1.5 | 28,151 | 2.1 | 23,597 | 2.0 | 28,973 | 1.1 | 1,428,332 | 1.9 |
| 8 | 301,406 | 3.0 | 61,046 | 1.4 | 28,208 | 1.9 | 23,728 | 2.2 | 29,043 | 0.9 | 1,432,527 | 1.8 |
| 9 | 302,500 | 2.6 | 61,290 | 1.5 | 28,262 | 2.1 | 23,845 | 2.5 | 29,172 | 1.4 | 1,437,739 | 1.8 |
| 10 | 301,648 | 2.3 | 61,286 | 1.7 | 28,242 | 1.9 | 23,810 | 2.3 | 29,123 | 1.1 | 1,434,995 | 1.7 |
| 11 | 301,451 | 2.4 | 60,988 | 2.0 | 28,135 | 1.9 | 23,725 | 2.3 | 29,006 | 1.0 | 1,431,084 | 1.7 |
| 12 | 304,345 | 2.2 | 61,553 | 1.9 | 28,341 | 1.7 | 24,024 | 2.1 | 29,399 | 1.2 | 1,445,831 | 1.6 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 個人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|--------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 1,280,600 | 2.5 | 1,031,824 | 1.7 | 332,167 | 4.3 | 698,904 | 0.5 | 743 | △ 19.1 |
| 15. 3 | 1,319,432 | 3.0 | 1,055,295 | 2.2 | 348,356 | 4.8 | 706,412 | 1.0 | 517 | △ 30.4 |
| 16. 3 | 1,347,474 | 2.1 | 1,070,478 | 1.4 | 361,319 | 3.7 | 708,657 | 0.3 | 493 | △ 4.6 |
| 17. 3 | 1,379,126 | 2.3 | 1,084,755 | 1.3 | 385,547 | 6.7 | 698,654 | △ 1.4 | 545 | 10.4 |
| 6 | 1,403,184 | 2.2 | 1,094,770 | 1.5 | 397,343 | 6.4 | 696,843 | △ 0.9 | 574 | 6.5 |
| 9 | 1,411,278 | 2.4 | 1,094,252 | 1.7 | 396,648 | 6.7 | 696,985 | △ 0.9 | 610 | △ 0.5 |
| 17. 12 | 1,421,838 | 2.3 | 1,106,322 | 1.7 | 409,484 | 6.4 | 696,206 | △ 0.8 | 623 | 15.4 |
| 18. 1 | 1,410,886 | 2.1 | 1,100,793 | 1.6 | 404,382 | 6.2 | 695,723 | △ 0.8 | 677 | 23.9 |
| 2 | 1,414,937 | 2.0 | 1,107,054 | 1.5 | 412,418 | 6.0 | 693,911 | △ 0.9 | 715 | 32.4 |
| 3 | 1,409,770 | 2.2 | 1,101,996 | 1.5 | 409,436 | 6.1 | 691,794 | △ 0.9 | 756 | 38.8 |
| 4 | 1,423,773 | 2.1 | 1,109,292 | 1.5 | 418,577 | 6.0 | 689,944 | △ 1.0 | 761 | 36.7 |
| 5 | 1,417,631 | 1.9 | 1,100,941 | 1.4 | 411,723 | 6.0 | 688,449 | △ 1.0 | 758 | 35.5 |
| 6 | 1,434,208 | 2.2 | 1,111,919 | 1.5 | 422,433 | 6.3 | 688,717 | △ 1.1 | 760 | 32.3 |
| 7 | 1,428,331 | 1.9 | 1,107,701 | 1.4 | 417,356 | 6.2 | 689,600 | △ 1.2 | 736 | 25.7 |
| 8 | 1,432,526 | 1.8 | 1,113,246 | 1.3 | 423,538 | 6.0 | 688,947 | △ 1.3 | 750 | 22.8 |
| 9 | 1,437,737 | 1.8 | 1,109,851 | 1.4 | 421,691 | 6.3 | 687,413 | △ 1.3 | 737 | 20.8 |
| 10 | 1,434,994 | 1.7 | 1,114,372 | 1.2 | 428,919 | 5.9 | 684,721 | △ 1.4 | 722 | 19.7 |
| 11 | 1,431,083 | 1.7 | 1,108,427 | 1.2 | 423,944 | 6.0 | 683,765 | △ 1.4 | 708 | 14.1 |
| 12 | 1,445,830 | 1.6 | 1,120,034 | 1.2 | 434,413 | 6.0 | 684,866 | △ 1.6 | 745 | 19.5 |

| 年月末 | 一般法人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 公金預金 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 203,425 | 4.2 | 112,636 | 4.9 | 90,477 | 3.3 | 303 | △ 6.3 | 33,989 | 19.6 |
| 15. 3 | 216,436 | 6.3 | 120,493 | 6.9 | 95,577 | 5.6 | 358 | 17.9 | 37,471 | 10.2 |
| 16. 3 | 227,566 | 5.1 | 126,752 | 5.1 | 100,431 | 5.0 | 376 | 4.9 | 38,977 | 4.0 |
| 17. 3 | 240,260 | 5.5 | 135,201 | 6.6 | 104,713 | 4.2 | 338 | △ 10.0 | 43,708 | 12.1 |
| 6 | 240,786 | 5.6 | 135,448 | 7.4 | 104,983 | 3.6 | 347 | △ 12.7 | 56,493 | 1.5 |
| 9 | 252,486 | 7.1 | 144,996 | 9.7 | 107,119 | 3.7 | 363 | △ 7.4 | 53,294 | △ 0.3 |
| 17. 12 | 252,745 | 5.6 | 145,437 | 7.1 | 106,933 | 3.7 | 367 | 16.8 | 51,486 | 0.8 |
| 18. 1 | 243,868 | 5.1 | 136,305 | 6.5 | 107,159 | 3.2 | 397 | 21.2 | 54,672 | 0.3 |
| 2 | 243,473 | 4.8 | 135,470 | 6.5 | 107,581 | 2.7 | 413 | 26.1 | 52,774 | 0.7 |
| 3 | 253,876 | 5.6 | 147,026 | 8.7 | 106,424 | 1.6 | 418 | 23.6 | 43,190 | △ 1.1 |
| 4 | 256,278 | 3.7 | 148,977 | 5.4 | 106,873 | 1.3 | 420 | 22.8 | 46,765 | 5.7 |
| 5 | 248,919 | 3.2 | 141,705 | 4.7 | 106,800 | 1.2 | 407 | 17.6 | 56,123 | 5.7 |
| 6 | 253,777 | 5.3 | 146,578 | 8.2 | 106,793 | 1.7 | 398 | 14.5 | 57,763 | 2.2 |
| 7 | 247,147 | 2.9 | 140,422 | 4.8 | 106,317 | 0.5 | 400 | 9.5 | 62,156 | 7.2 |
| 8 | 245,883 | 2.6 | 138,746 | 4.3 | 106,727 | 0.6 | 402 | 7.6 | 62,345 | 8.3 |
| 9 | 259,616 | 2.8 | 151,736 | 4.6 | 107,490 | 0.3 | 382 | 5.1 | 57,561 | 8.0 |
| 10 | 251,303 | 2.5 | 143,555 | 4.6 | 107,367 | △ 0.0 | 373 | △ 0.0 | 58,339 | 8.6 |
| 11 | 250,797 | 2.2 | 143,934 | 4.4 | 106,468 | △ 0.4 | 386 | △ 0.7 | 60,812 | 8.6 |
| 12 | 258,680 | 2.3 | 152,004 | 4.5 | 106,281 | △ 0.6 | 388 | 5.6 | 55,623 | 8.0 |

| 年月末 | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 金融機関預金 | | 政府関係 預り金 | 譲渡性 預金 |
|---------|--------------|--------|--------------|------|--------------|---------|--------------|-------|-------------|-----------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | | |
| 2014. 3 | 12,026 | 18.6 | 21,959 | 20.5 | 0 | △ 100.0 | 11,357 | 0.9 | 0 | 580 |
| 15. 3 | 12,662 | 5.2 | 24,762 | 12.7 | 43 | ... | 10,224 | △ 9.9 | 0 | 625 |
| 16. 3 | 13,191 | 4.1 | 25,761 | 4.0 | 21 | △ 51.5 | 10,448 | 2.1 | 0 | 791 |
| 17. 3 | 14,902 | 12.9 | 28,803 | 11.8 | 0 | △ 100.0 | 10,398 | △ 0.4 | 0 | 730 |
| 6 | 18,224 | 1.6 | 38,265 | 1.5 | 0 | △ 100.0 | 11,129 | 3.4 | 0 | 1,622 |
| 9 | 14,621 | △ 12.9 | 38,670 | 5.4 | 0 | △ 100.0 | 11,240 | △ 6.3 | 0 | 1,592 |
| 17. 12 | 14,353 | 0.4 | 37,130 | 1.0 | 0 | △ 100.0 | 11,280 | 1.2 | 0 | 1,549 |
| 18. 1 | 18,346 | △ 0.0 | 36,323 | 0.5 | 0 | ... | 11,549 | 3.2 | 0 | 1,487 |
| 2 | 18,412 | 0.8 | 34,359 | 0.6 | 0 | ... | 11,632 | 0.4 | 0 | 1,177 |
| 3 | 12,590 | △ 15.5 | 30,597 | 6.2 | 0 | ... | 10,703 | 2.9 | 0 | 1,007 |
| 4 | 14,479 | △ 0.1 | 32,283 | 8.6 | 0 | ... | 11,433 | 9.5 | 0 | 1,102 |
| 5 | 20,553 | 1.1 | 35,567 | 8.6 | 0 | ... | 11,642 | 2.4 | 0 | 1,181 |
| 6 | 15,213 | △ 16.5 | 42,547 | 11.1 | 0 | ... | 10,745 | △ 3.4 | 0 | 1,425 |
| 7 | 18,323 | △ 1.7 | 43,830 | 11.6 | 0 | ... | 11,322 | △ 0.0 | 0 | 1,466 |
| 8 | 18,726 | 2.7 | 43,615 | 10.9 | 0 | ... | 11,047 | △ 1.0 | 0 | 1,447 |
| 9 | 15,543 | 6.3 | 42,014 | 8.6 | 0 | ... | 10,704 | △ 4.7 | 0 | 1,348 |
| 10 | 16,922 | 2.2 | 41,414 | 11.5 | 0 | ... | 10,975 | △ 4.4 | 0 | 1,344 |
| 11 | 19,024 | 3.9 | 41,784 | 10.8 | 0 | ... | 11,042 | △ 4.8 | 0 | 1,427 |
| 12 | 15,064 | 4.9 | 40,556 | 9.2 | 0 | ... | 11,488 | 1.8 | 0 | 1,386 |

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 貸出金計 | | 割引手形 | | 貸付金 | | 手形貸付 | | 証書貸付 | | 当座貸越 | |
|---------|--------------|-----|--------------|--------|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 644,791 | 1.2 | 9,344 | △ 11.9 | 635,447 | 1.4 | 39,876 | △ 2.3 | 568,343 | 1.7 | 27,227 | 1.8 |
| 15. 3 | 658,015 | 2.0 | 8,890 | △ 4.8 | 649,125 | 2.1 | 38,684 | △ 2.9 | 582,717 | 2.5 | 27,723 | 1.8 |
| 16. 3 | 673,201 | 2.3 | 8,235 | △ 7.3 | 664,966 | 2.4 | 37,085 | △ 4.1 | 599,355 | 2.8 | 28,525 | 2.8 |
| 17. 3 | 691,675 | 2.7 | 7,528 | △ 8.5 | 684,146 | 2.8 | 36,828 | △ 0.6 | 618,003 | 3.1 | 29,314 | 2.7 |
| 6 | 690,708 | 2.7 | 7,140 | △ 6.7 | 683,568 | 2.9 | 34,044 | 0.3 | 622,076 | 3.0 | 27,447 | 2.9 |
| 9 | 702,433 | 3.0 | 7,889 | 5.5 | 694,544 | 3.0 | 36,340 | 1.4 | 628,153 | 3.1 | 30,049 | 2.8 |
| 17.12 | 707,074 | 2.6 | 8,276 | △ 4.0 | 698,797 | 2.6 | 37,919 | 1.6 | 630,694 | 2.6 | 30,183 | 5.0 |
| 18. 1 | 702,375 | 2.6 | 7,173 | △ 3.8 | 695,202 | 2.6 | 37,136 | 1.8 | 628,904 | 2.6 | 29,161 | 5.3 |
| 2 | 702,795 | 2.5 | 6,938 | △ 3.7 | 695,856 | 2.6 | 37,086 | 2.1 | 629,442 | 2.5 | 29,328 | 5.5 |
| 3 | 709,634 | 2.5 | 8,066 | 7.1 | 701,568 | 2.5 | 37,423 | 1.6 | 633,324 | 2.4 | 30,819 | 5.1 |
| 4 | 705,035 | 2.2 | 7,684 | △ 4.9 | 697,351 | 2.3 | 35,737 | 2.1 | 632,835 | 2.1 | 28,778 | 5.2 |
| 5 | 703,691 | 2.2 | 6,759 | △ 4.3 | 696,931 | 2.2 | 34,579 | 2.4 | 633,542 | 2.1 | 28,810 | 4.9 |
| 6 | 707,373 | 2.4 | 7,598 | 6.4 | 699,775 | 2.3 | 34,762 | 2.1 | 636,170 | 2.2 | 28,842 | 5.0 |
| 7 | 706,946 | 2.1 | 6,701 | △ 4.4 | 700,245 | 2.2 | 35,150 | 1.4 | 635,934 | 2.1 | 29,160 | 5.2 |
| 8 | 707,804 | 2.1 | 6,514 | △ 4.4 | 701,289 | 2.1 | 35,484 | 1.5 | 636,389 | 2.0 | 29,416 | 5.2 |
| 9 | 714,564 | 1.7 | 7,544 | △ 4.3 | 707,019 | 1.7 | 36,953 | 1.6 | 638,347 | 1.6 | 31,719 | 5.5 |
| 10 | 709,354 | 1.6 | 6,519 | △ 5.5 | 702,835 | 1.7 | 36,690 | 1.8 | 636,248 | 1.5 | 29,895 | 5.1 |
| 11 | 709,807 | 1.6 | 6,513 | △ 5.5 | 703,293 | 1.7 | 37,022 | 2.1 | 635,991 | 1.5 | 30,279 | 4.8 |
| 12 | 717,720 | 1.5 | 7,843 | △ 5.2 | 709,877 | 1.5 | 38,544 | 1.6 | 639,445 | 1.3 | 31,886 | 5.6 |

地区別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 30,302 | △ 0.1 | 22,117 | 0.3 | 119,691 | 0.9 | 119,181 | 1.1 | 16,441 | △ 1.5 | 134,316 | 1.6 |
| 15. 3 | 30,841 | 1.7 | 22,399 | 1.2 | 122,745 | 2.5 | 120,613 | 1.2 | 16,356 | △ 0.5 | 137,794 | 2.5 |
| 16. 3 | 30,946 | 0.3 | 23,070 | 2.9 | 126,759 | 3.2 | 122,720 | 1.7 | 16,629 | 1.6 | 140,749 | 2.1 |
| 17. 3 | 31,128 | 0.5 | 23,843 | 3.3 | 131,987 | 4.1 | 125,543 | 2.3 | 17,061 | 2.6 | 143,506 | 1.9 |
| 6 | 30,323 | 1.1 | 23,847 | 4.5 | 132,486 | 4.0 | 125,457 | 2.2 | 17,102 | 2.2 | 142,677 | 1.9 |
| 9 | 31,133 | 1.9 | 24,318 | 4.8 | 135,084 | 4.4 | 127,364 | 2.5 | 17,249 | 2.1 | 145,034 | 2.1 |
| 17.12 | 31,319 | 0.5 | 24,435 | 4.1 | 136,701 | 3.9 | 128,282 | 2.2 | 17,285 | 2.0 | 145,481 | 1.7 |
| 18. 1 | 30,888 | 0.8 | 24,180 | 3.6 | 136,046 | 3.9 | 127,572 | 2.3 | 17,179 | 2.1 | 144,208 | 1.7 |
| 2 | 30,914 | 0.9 | 24,227 | 3.2 | 136,102 | 3.9 | 127,539 | 2.3 | 17,180 | 1.7 | 144,357 | 1.8 |
| 3 | 31,429 | 0.9 | 24,631 | 3.3 | 137,489 | 4.1 | 128,602 | 2.4 | 17,227 | 0.9 | 146,120 | 1.8 |
| 4 | 30,531 | 0.4 | 24,256 | 2.8 | 137,255 | 3.7 | 127,996 | 2.1 | 17,103 | 1.0 | 144,775 | 1.4 |
| 5 | 30,418 | 0.6 | 24,196 | 1.8 | 136,790 | 3.7 | 127,942 | 2.2 | 17,105 | 0.3 | 144,432 | 1.4 |
| 6 | 30,641 | 1.0 | 24,300 | 1.8 | 137,535 | 3.8 | 128,510 | 2.4 | 17,185 | 0.4 | 145,039 | 1.6 |
| 7 | 30,649 | 0.8 | 24,309 | 1.8 | 137,506 | 3.5 | 128,563 | 2.2 | 17,173 | 0.2 | 144,618 | 1.2 |
| 8 | 30,790 | 0.9 | 24,348 | 1.9 | 137,555 | 3.3 | 128,746 | 2.2 | 17,189 | 0.4 | 144,752 | 1.1 |
| 9 | 30,857 | △ 0.8 | 24,651 | 1.3 | 139,169 | 3.0 | 130,070 | 2.1 | 17,204 | △ 0.2 | 146,253 | 0.8 |
| 10 | 30,655 | △ 0.5 | 24,455 | 1.7 | 138,607 | 2.8 | 129,242 | 2.0 | 17,088 | △ 0.2 | 144,446 | 0.6 |
| 11 | 30,704 | △ 0.3 | 24,494 | 1.6 | 138,747 | 2.7 | 129,366 | 2.1 | 17,059 | △ 0.2 | 144,391 | 0.6 |
| 12 | 31,264 | △ 0.1 | 24,825 | 1.5 | 140,152 | 2.5 | 130,731 | 1.9 | 17,205 | △ 0.4 | 146,343 | 0.5 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州北部 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 135,132 | 2.4 | 29,950 | 0.1 | 10,044 | △ 1.7 | 11,841 | 1.0 | 14,699 | 1.8 | 644,791 | 1.2 |
| 15. 3 | 138,910 | 2.7 | 30,320 | 1.2 | 10,049 | 0.0 | 11,906 | 0.5 | 14,987 | 1.9 | 658,015 | 2.0 |
| 16. 3 | 142,964 | 2.9 | 30,772 | 1.4 | 10,020 | △ 0.2 | 12,075 | 1.4 | 15,342 | 2.3 | 673,201 | 2.3 |
| 17. 3 | 147,580 | 3.2 | 31,375 | 1.9 | 10,212 | 1.9 | 12,390 | 2.6 | 15,867 | 3.4 | 691,675 | 2.7 |
| 6 | 148,035 | 3.1 | 31,171 | 2.8 | 10,248 | 2.1 | 12,350 | 2.6 | 15,816 | 2.8 | 690,708 | 2.7 |
| 9 | 150,409 | 3.3 | 31,654 | 2.4 | 10,459 | 3.1 | 12,515 | 2.3 | 16,003 | 2.5 | 702,433 | 3.0 |
| 17.12 | 151,230 | 2.9 | 31,823 | 2.4 | 10,473 | 2.3 | 12,625 | 1.8 | 16,188 | 1.4 | 707,074 | 2.6 |
| 18. 1 | 150,410 | 2.9 | 31,674 | 2.5 | 10,442 | 2.6 | 12,481 | 1.5 | 16,057 | 1.3 | 702,375 | 2.6 |
| 2 | 150,492 | 2.8 | 31,759 | 2.5 | 10,478 | 2.9 | 12,494 | 1.6 | 16,006 | 0.8 | 702,795 | 2.5 |
| 3 | 151,780 | 2.8 | 32,010 | 2.0 | 10,540 | 3.2 | 12,586 | 1.5 | 15,974 | 0.6 | 709,634 | 2.5 |
| 4 | 151,339 | 2.3 | 31,668 | 1.9 | 10,537 | 3.1 | 12,498 | 1.1 | 15,846 | 0.0 | 705,035 | 2.2 |
| 5 | 150,939 | 2.3 | 31,725 | 2.1 | 10,625 | 3.7 | 12,462 | 1.0 | 15,795 | 0.0 | 703,691 | 2.2 |
| 6 | 152,044 | 2.7 | 31,866 | 2.2 | 10,627 | 3.7 | 12,518 | 1.3 | 15,832 | 0.1 | 707,373 | 2.4 |
| 7 | 152,018 | 2.4 | 31,880 | 1.9 | 10,611 | 3.3 | 12,489 | 0.9 | 15,848 | △ 0.1 | 706,946 | 2.1 |
| 8 | 152,189 | 2.4 | 32,000 | 2.1 | 10,624 | 3.4 | 12,473 | 0.8 | 15,841 | △ 0.3 | 707,804 | 2.1 |
| 9 | 153,580 | 2.1 | 32,286 | 1.9 | 10,678 | 2.0 | 12,581 | 0.5 | 15,929 | △ 0.4 | 714,564 | 1.7 |
| 10 | 152,612 | 2.0 | 31,944 | 1.6 | 10,625 | 2.0 | 12,506 | 0.6 | 15,870 | △ 0.7 | 709,354 | 1.6 |
| 11 | 152,655 | 2.0 | 31,985 | 1.7 | 10,666 | 2.5 | 12,536 | 0.7 | 15,888 | △ 0.7 | 709,807 | 1.6 |
| 12 | 153,988 | 1.8 | 32,302 | 1.5 | 10,741 | 2.5 | 12,713 | 0.6 | 16,126 | △ 0.3 | 717,720 | 1.5 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 貸出金計 | | 企業向け計 | | | | | | | | | |
|---------|----------------|-----|----------------|---------|----------------|------|----------------|-------|----------------|--------|-------|-----|
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 製造業 | | 建設業 | | 製造業 | | 建設業 | | | |
| | | | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| 2014. 3 | 644,790 | 1.2 | 100.0 | 412,056 | 0.6 | 63.9 | 64,047 | △ 3.6 | 9.9 | 48,105 | △ 2.3 | 7.4 |
| 15. 3 | 658,014 | 2.0 | 100.0 | 419,282 | 1.7 | 63.7 | 62,996 | △ 1.6 | 9.5 | 47,942 | △ 0.3 | 7.2 |
| 16. 3 | 673,200 | 2.3 | 100.0 | 427,068 | 1.8 | 63.4 | 62,173 | △ 1.3 | 9.2 | 47,880 | △ 0.1 | 7.1 |
| 17. 3 | 691,673 | 2.7 | 100.0 | 439,419 | 2.8 | 63.5 | 61,450 | △ 1.1 | 8.8 | 49,153 | 2.6 | 7.1 |
| 6 | 690,707 | 2.7 | 100.0 | 437,057 | 3.0 | 63.2 | 60,256 | △ 1.1 | 8.7 | 47,066 | 2.9 | 6.8 |
| 9 | 702,432 | 3.0 | 100.0 | 447,893 | 3.3 | 63.7 | 62,018 | 0.0 | 8.8 | 49,394 | 2.9 | 7.0 |
| 12 | 707,072 | 2.6 | 100.0 | 452,559 | 2.9 | 64.0 | 62,051 | △ 0.9 | 8.7 | 50,412 | 2.5 | 7.1 |
| 18. 3 | 709,633 | 2.5 | 100.0 | 452,529 | 2.9 | 63.7 | 61,464 | 0.0 | 8.6 | 50,752 | 3.2 | 7.1 |
| 6 | 707,372 | 2.4 | 100.0 | 450,139 | 2.9 | 63.6 | 60,348 | 0.1 | 8.5 | 48,562 | 3.1 | 6.8 |
| 9 | 714,562 | 1.7 | 100.0 | 457,469 | 2.1 | 64.0 | 61,594 | △ 0.6 | 8.6 | 50,885 | 3.0 | 7.1 |
| 12 | 717,719 | 1.5 | 100.0 | 461,417 | 1.9 | 64.2 | 61,931 | △ 0.1 | 8.6 | 51,903 | 2.9 | 7.2 |

| 年 月 末 | 卸売業 | | 小売業 | | 不動産業 | | 個人による貸家業 | | | | | |
|---------|----------------|-------|----------------|--------|----------------|-----|----------------|-----|----------------|--------|----------------|-----|
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| | | | | | | | | | | | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 |
| 2014. 3 | 29,067 | △ 2.4 | 4.5 | 26,549 | △ 2.6 | 4.1 | 133,088 | 2.8 | 20.6 | 55,872 | 2.4 | 8.6 |
| 15. 3 | 28,612 | △ 1.5 | 4.3 | 26,255 | △ 1.1 | 3.9 | 139,233 | 4.6 | 21.1 | 57,371 | 2.6 | 8.7 |
| 16. 3 | 28,217 | △ 1.3 | 4.1 | 25,790 | △ 1.7 | 3.8 | 145,939 | 4.8 | 21.6 | 57,516 | 0.2 | 8.5 |
| 17. 3 | 27,882 | △ 1.1 | 4.0 | 25,845 | 0.2 | 3.7 | 153,981 | 5.5 | 22.2 | 58,540 | 1.7 | 8.4 |
| 6 | 27,316 | △ 0.8 | 3.9 | 25,452 | 0.1 | 3.6 | 155,757 | 5.5 | 22.5 | 58,706 | 1.5 | 8.4 |
| 9 | 28,286 | 0.1 | 4.0 | 25,866 | △ 0.2 | 3.6 | 158,411 | 5.7 | 22.5 | 58,970 | 1.4 | 8.3 |
| 12 | 28,496 | △ 0.2 | 4.0 | 26,010 | △ 0.1 | 3.6 | 160,231 | 5.4 | 22.6 | 59,090 | 1.3 | 8.3 |
| 18. 3 | 28,118 | 0.8 | 3.9 | 25,877 | 0.1 | 3.6 | 162,146 | 5.3 | 22.8 | 59,089 | 0.9 | 8.3 |
| 6 | 27,682 | 1.3 | 3.9 | 25,548 | 0.3 | 3.6 | 163,717 | 5.1 | 23.1 | 59,126 | 0.7 | 8.3 |
| 9 | 28,511 | 0.7 | 3.9 | 25,914 | 0.1 | 3.6 | 165,718 | 4.6 | 23.1 | 59,016 | 0.0 | 8.2 |
| 12 | 28,716 | 0.7 | 4.0 | 25,993 | △ 0.0 | 3.6 | 167,043 | 4.2 | 23.2 | 58,775 | △ 0.5 | 8.1 |

| 年 月 末 | 飲食業 | | 宿泊業 | | 医療・福祉 | | 物品賃貸業 | | | | | |
|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| | | | | | | | | | | | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 |
| 2014. 3 | 8,806 | △ 3.6 | 1.3 | 5,888 | △ 4.1 | 0.9 | 20,565 | 6.4 | 3.1 | 2,857 | △ 1.6 | 0.4 |
| 15. 3 | 8,526 | △ 3.1 | 1.2 | 5,797 | △ 1.5 | 0.8 | 21,280 | 3.4 | 3.2 | 2,874 | 0.5 | 0.4 |
| 16. 3 | 8,414 | △ 1.3 | 1.2 | 5,683 | △ 1.9 | 0.8 | 21,786 | 2.3 | 3.2 | 2,880 | 0.2 | 0.4 |
| 17. 3 | 8,517 | 1.2 | 1.2 | 5,761 | 1.3 | 0.8 | 22,414 | 2.8 | 3.2 | 2,866 | △ 0.4 | 0.4 |
| 6 | 8,568 | 2.2 | 1.2 | 5,778 | 0.3 | 0.8 | 22,509 | 2.7 | 3.2 | 2,778 | △ 1.2 | 0.4 |
| 9 | 8,669 | 2.5 | 1.2 | 5,858 | 0.7 | 0.8 | 22,596 | 1.8 | 3.2 | 2,915 | 1.2 | 0.4 |
| 12 | 8,730 | 2.1 | 1.2 | 5,887 | 1.3 | 0.8 | 22,582 | 0.4 | 3.1 | 2,861 | 0.1 | 0.4 |
| 18. 3 | 8,720 | 2.3 | 1.2 | 5,884 | 2.1 | 0.8 | 22,371 | △ 0.1 | 3.1 | 2,905 | 1.3 | 0.4 |
| 6 | 8,728 | 1.8 | 1.2 | 5,909 | 2.2 | 0.8 | 22,479 | △ 0.1 | 3.1 | 2,778 | 0.0 | 0.3 |
| 9 | 8,808 | 1.6 | 1.2 | 5,961 | 1.7 | 0.8 | 22,463 | △ 0.5 | 3.1 | 2,870 | △ 1.5 | 0.4 |
| 12 | 8,815 | 0.9 | 1.2 | 6,018 | 2.2 | 0.8 | 22,443 | △ 0.6 | 3.1 | 2,837 | △ 0.8 | 0.3 |

| 年 月 末 | 海外円借款、国内店名義現地貸 | | 地方公共団体 | | 個人 | | 住宅ローン | | | | | |
|---------|----------------|-------|----------------|--------|----------------|-----|----------------|-----|----------------|---------|----------------|------|
| | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 | | |
| | | | | | | | | | | | 前年同月比 増 減 率 | 構成比 |
| 2014. 3 | 21 | ... | 0.0 | 47,660 | 5.5 | 7.3 | 185,074 | 1.4 | 28.7 | 154,610 | 1.6 | 23.9 |
| 15. 3 | 38 | 73.1 | 0.0 | 50,633 | 6.2 | 7.6 | 188,098 | 1.6 | 28.5 | 157,468 | 1.8 | 23.9 |
| 16. 3 | 56 | 49.3 | 0.0 | 52,729 | 4.1 | 7.8 | 193,402 | 2.8 | 28.7 | 162,130 | 2.9 | 24.0 |
| 17. 3 | 55 | △ 2.7 | 0.0 | 53,871 | 2.1 | 7.7 | 198,382 | 2.5 | 28.6 | 166,326 | 2.5 | 24.0 |
| 6 | 54 | △ 3.3 | 0.0 | 54,710 | 2.6 | 7.9 | 198,939 | 2.3 | 28.8 | 166,864 | 2.2 | 24.1 |
| 9 | 51 | △ 1.5 | 0.0 | 54,239 | 4.1 | 7.7 | 200,299 | 2.1 | 28.5 | 167,684 | 1.9 | 23.8 |
| 12 | 58 | 12.1 | 0.0 | 53,680 | 2.6 | 7.5 | 200,833 | 1.8 | 28.4 | 168,300 | 1.5 | 23.8 |
| 18. 3 | 50 | △ 8.6 | 0.0 | 55,511 | 3.0 | 7.8 | 201,592 | 1.6 | 28.4 | 168,597 | 1.3 | 23.7 |
| 6 | 58 | 7.4 | 0.0 | 55,676 | 1.7 | 7.8 | 201,557 | 1.3 | 28.4 | 168,694 | 1.0 | 23.8 |
| 9 | 58 | 12.1 | 0.0 | 54,805 | 1.0 | 7.6 | 202,287 | 0.9 | 28.3 | 168,982 | 0.7 | 23.6 |
| 12 | 55 | △ 4.1 | 0.0 | 53,889 | 0.3 | 7.5 | 202,412 | 0.7 | 28.2 | 169,359 | 0.6 | 23.5 |

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。

2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | | 買入手形 | コールローン | 買現先 | 債券貸借取引 支払保証金 | 買入金銭債 | 金銭の託 | 商有証券 | 品 |
|---------|--------|-----------|-------|---------|--------|-----|-----------------|-------|-------|------|----|
| | | うち信金中金預け金 | | | | | | | | | |
| 2014. 3 | 15,048 | 297,649 | (7.8) | 227,989 | (7.7) | 0 | 0 | 2,105 | 1,408 | | 32 |
| 15. 3 | 14,662 | 314,770 | (5.7) | 246,111 | (7.9) | 0 | 0 | 2,386 | 1,273 | | 30 |
| 16. 3 | 14,440 | 327,585 | (4.0) | 264,394 | (7.4) | 0 | 0 | 2,058 | 1,262 | | 25 |
| 17. 3 | 14,754 | 350,164 | (6.8) | 284,264 | (7.5) | 0 | 0 | 1,575 | 1,316 | | 47 |
| 6 | 13,119 | 376,213 | (5.7) | 317,422 | (6.0) | 0 | 0 | 1,744 | 1,629 | | 48 |
| 9 | 14,119 | 374,331 | (6.4) | 304,732 | (3.9) | 0 | 0 | 1,625 | 1,688 | | 49 |
| 17.12 | 14,553 | 378,990 | (5.8) | 321,018 | (5.9) | 0 | 0 | 1,946 | 1,668 | | 55 |
| 18. 1 | 13,966 | 372,303 | (4.8) | 314,778 | (4.7) | 0 | 0 | 1,786 | 1,668 | | 56 |
| 2 | 13,250 | 376,280 | (4.0) | 317,016 | (4.0) | 0 | 0 | 1,789 | 1,659 | | 57 |
| 3 | 14,999 | 365,177 | (4.2) | 294,345 | (3.5) | 0 | 0 | 1,794 | 1,561 | | 56 |
| 4 | 13,917 | 387,664 | (4.4) | 328,767 | (4.5) | 0 | 0 | 1,860 | 1,761 | | 60 |
| 5 | 13,654 | 381,451 | (4.0) | 324,365 | (4.4) | 0 | 0 | 1,855 | 1,805 | | 61 |
| 6 | 13,496 | 391,746 | (4.1) | 332,971 | (4.8) | 0 | 0 | 1,949 | 1,833 | | 62 |
| 7 | 13,754 | 383,982 | (3.4) | 324,688 | (3.9) | 0 | 0 | 2,155 | 1,847 | | 22 |
| 8 | 13,532 | 386,322 | (2.2) | 326,999 | (2.7) | 0 | 0 | 2,278 | 1,879 | | 22 |
| 9 | 14,378 | 382,067 | (2.0) | 308,737 | (1.3) | 0 | 0 | 2,214 | 1,906 | | 20 |
| 10 | 13,304 | 384,818 | (1.3) | 323,847 | (1.3) | 0 | 0 | 2,289 | 1,984 | | 20 |
| 11 | 13,940 | 381,920 | (1.6) | 322,734 | (1.4) | 0 | 0 | 2,219 | 1,987 | | 20 |
| 12 | 14,361 | 391,225 | (3.2) | 330,390 | (2.9) | 0 | 0 | 2,255 | 1,962 | | 20 |

| 年月末 | 有価証券 | 国債 | | | | | 地方債 | 短期社債 | 社債 | 公債 | | | | 株 式 |
|---------|---------|--------|---------|---------|--------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|-------|--|-----|
| | | 国債 | 地方債 | 短期社債 | 社債 | 公社債 | | | | 公債債 | 金融債 | その他 | | |
| 2014. 3 | 400,267 | (2.5) | 101,633 | (△3.9) | 80,324 | 39 | 167,223 | (2.9) | 67,465 | 31,391 | 68,366 | 6,374 | | |
| 15. 3 | 423,234 | (5.7) | 99,338 | (△2.2) | 87,450 | 74 | 171,206 | (2.3) | 73,756 | 30,748 | 66,701 | 7,565 | | |
| 16. 3 | 432,426 | (2.1) | 93,047 | (△6.3) | 94,737 | 49 | 171,054 | (△0.0) | 76,725 | 28,370 | 65,958 | 7,343 | | |
| 17. 3 | 426,196 | (△1.4) | 86,227 | (△7.3) | 92,158 | 0 | 162,636 | (△4.9) | 72,789 | 22,279 | 67,568 | 8,529 | | |
| 6 | 418,060 | (△0.0) | 81,738 | (△4.8) | 90,906 | 94 | 159,296 | (△3.4) | 70,611 | 20,363 | 68,322 | 6,902 | | |
| 9 | 414,697 | (△0.5) | 77,981 | (△7.5) | 90,350 | 34 | 156,415 | (△4.2) | 68,828 | 18,782 | 68,804 | 7,127 | | |
| 17.12 | 418,705 | (△0.1) | 77,775 | (△9.2) | 90,887 | 119 | 155,820 | (△3.5) | 68,770 | 17,366 | 69,683 | 7,036 | | |
| 18. 1 | 421,865 | (0.3) | 79,093 | (△8.6) | 91,159 | 109 | 155,293 | (△3.3) | 68,724 | 16,945 | 69,623 | 7,122 | | |
| 2 | 421,086 | (0.5) | 77,224 | (△9.4) | 90,971 | 109 | 154,292 | (△3.5) | 68,425 | 16,550 | 69,316 | 7,506 | | |
| 3 | 425,704 | (△0.1) | 76,964 | (△10.7) | 92,215 | 29 | 155,710 | (△4.2) | 69,544 | 16,126 | 70,038 | 9,585 | | |
| 4 | 418,354 | (1.2) | 74,009 | (△8.4) | 90,755 | 139 | 152,184 | (△3.7) | 67,327 | 15,561 | 69,295 | 7,695 | | |
| 5 | 419,769 | (0.9) | 73,237 | (△10.1) | 90,926 | 139 | 152,133 | (△4.2) | 67,191 | 15,205 | 69,736 | 7,683 | | |
| 6 | 419,050 | (0.2) | 71,976 | (△11.9) | 90,989 | 139 | 151,352 | (△4.9) | 66,755 | 14,800 | 69,796 | 7,797 | | |
| 7 | 424,297 | (0.7) | 74,069 | (△10.2) | 91,711 | 139 | 151,955 | (△4.4) | 67,046 | 14,377 | 70,531 | 7,837 | | |
| 8 | 426,395 | (1.9) | 74,423 | (△5.9) | 92,409 | 139 | 151,400 | (△4.5) | 66,971 | 13,967 | 70,461 | 7,953 | | |
| 9 | 427,119 | (2.9) | 74,513 | (△4.4) | 92,396 | 29 | 151,177 | (△3.3) | 66,846 | 13,556 | 70,775 | 7,895 | | |
| 10 | 429,765 | (2.7) | 74,354 | (△6.9) | 92,695 | 129 | 150,967 | (△3.4) | 66,539 | 13,192 | 71,236 | 7,957 | | |
| 11 | 428,365 | (2.4) | 72,850 | (△7.4) | 92,247 | 129 | 150,175 | (△3.6) | 65,929 | 12,721 | 71,524 | 8,037 | | |
| 12 | 423,878 | (1.2) | 68,153 | (△12.3) | 91,627 | 129 | 149,339 | (△4.1) | 64,841 | 12,250 | 72,246 | 8,193 | | |

| 年月末 | 信金中金 | | | | 余資運用資産計(A) | 信金中金 利用額(B) | 預貸率 | (A)/預金 | 預証率 | (B)/預金 | (B)/(A) | |
|---------|------|--------|--------|------------|------------|----------------|---------|--------|------|--------|---------|------|
| | 貸付信託 | 投資信託 | 外国証券 | その他の 証券 | | | | | | | | |
| 2014. 3 | 0 | 8,770 | 34,853 | 1,048 | 718,269 | (4.2) | 227,989 | 50.3 | 56.0 | 31.2 | 17.7 | 31.7 |
| 15. 3 | 0 | 17,754 | 38,593 | 1,252 | 757,995 | (5.5) | 246,111 | 49.8 | 57.4 | 32.0 | 18.6 | 32.4 |
| 16. 3 | 0 | 25,494 | 39,409 | 1,289 | 778,647 | (2.7) | 264,394 | 49.9 | 57.7 | 32.0 | 19.6 | 33.9 |
| 17. 3 | 0 | 35,403 | 39,761 | 1,480 | 794,539 | (2.0) | 284,264 | 50.1 | 57.5 | 30.8 | 20.6 | 35.7 |
| 6 | 0 | 37,394 | 40,388 | 1,337 | 811,335 | (2.5) | 317,422 | 49.1 | 57.7 | 29.7 | 22.5 | 39.1 |
| 9 | 0 | 39,094 | 42,330 | 1,362 | 807,035 | (2.5) | 304,732 | 49.7 | 57.1 | 29.3 | 21.5 | 37.7 |
| 17.12 | 0 | 41,479 | 44,130 | 1,455 | 816,439 | (2.4) | 321,018 | 49.6 | 57.3 | 29.4 | 22.5 | 39.3 |
| 18. 1 | 0 | 42,086 | 45,514 | 1,486 | 812,199 | (2.3) | 314,778 | 49.7 | 57.5 | 29.8 | 22.2 | 38.7 |
| 2 | 0 | 43,328 | 46,167 | 1,486 | 814,904 | (2.1) | 317,016 | 49.6 | 57.5 | 29.7 | 22.3 | 38.9 |
| 3 | 0 | 43,160 | 46,363 | 1,675 | 810,046 | (1.9) | 294,345 | 50.3 | 57.4 | 30.1 | 20.8 | 36.3 |
| 4 | 0 | 44,175 | 47,864 | 1,528 | 824,251 | (2.7) | 328,767 | 49.4 | 57.8 | 29.3 | 23.0 | 39.8 |
| 5 | 0 | 44,859 | 49,269 | 1,518 | 819,187 | (2.4) | 324,365 | 49.5 | 57.7 | 29.5 | 22.8 | 39.5 |
| 6 | 0 | 45,210 | 50,060 | 1,524 | 828,971 | (2.1) | 332,971 | 49.2 | 57.7 | 29.1 | 23.1 | 40.1 |
| 7 | 0 | 45,523 | 51,500 | 1,561 | 826,614 | (2.0) | 324,688 | 49.4 | 57.8 | 29.6 | 22.7 | 39.2 |
| 8 | 0 | 45,788 | 52,705 | 1,573 | 831,029 | (2.1) | 326,999 | 49.3 | 57.9 | 29.7 | 22.8 | 39.3 |
| 9 | 0 | 45,783 | 53,751 | 1,570 | 828,327 | (2.6) | 308,737 | 49.6 | 57.5 | 29.6 | 21.4 | 37.2 |
| 10 | 0 | 46,846 | 55,200 | 1,614 | 832,752 | (2.1) | 323,847 | 49.3 | 57.9 | 29.9 | 22.5 | 38.8 |
| 11 | 0 | 46,894 | 56,424 | 1,605 | 829,009 | (2.1) | 322,734 | 49.5 | 57.8 | 29.9 | 22.5 | 38.9 |
| 12 | 0 | 47,472 | 57,343 | 1,618 | 834,278 | (2.1) | 330,390 | 49.5 | 57.6 | 29.2 | 22.8 | 39.6 |

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 信用金庫 | | 国内銀行 (債券、信託を含む) | | 大手銀行 (債券、信託を含む) | | うち預金 | | | | 地方銀行 | |
|---------|--------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | うち都市銀行 | | 前年同月比 増減率 | |
| | | | | | | | | | 前年同月比 増減率 | | | |
| 2014. 3 | 1,280,602 | 2.5 | 8,531,287 | 3.2 | 5,559,296 | 3.4 | 3,566,570 | 3.4 | 2,942,030 | 2.9 | 2,356,986 | 3.2 |
| 15. 3 | 1,319,433 | 3.0 | 8,751,970 | 2.5 | 5,687,104 | 2.2 | 3,713,402 | 4.1 | 3,067,377 | 4.2 | 2,432,306 | 3.1 |
| 16. 3 | 1,347,476 | 2.1 | 9,090,816 | 3.8 | 5,965,673 | 4.8 | 3,936,531 | 6.0 | 3,235,087 | 5.4 | 2,482,863 | 2.0 |
| 17. 3 | 1,379,128 | 2.3 | 9,488,242 | 4.3 | 6,287,189 | 5.3 | 4,295,341 | 9.1 | 3,433,657 | 6.1 | 2,543,180 | 2.4 |
| 6 | 1,403,185 | 2.2 | 9,446,288 | 4.3 | 6,217,694 | 5.1 | 4,288,607 | 6.7 | 3,455,334 | 6.3 | 2,563,617 | 2.7 |
| 9 | 1,411,279 | 2.4 | 9,520,071 | 4.9 | 6,299,392 | 5.9 | 4,338,814 | 6.6 | 3,458,376 | 5.5 | 2,555,365 | 3.2 |
| 17. 12 | 1,421,840 | 2.3 | 9,583,425 | 3.4 | 6,329,505 | 3.9 | 4,385,543 | 5.0 | 3,489,735 | 4.9 | 2,583,346 | 2.5 |
| 18. 1 | 1,410,887 | 2.1 | 9,588,591 | 3.1 | 6,363,312 | 3.5 | 4,432,786 | 5.1 | 3,535,579 | 5.3 | 2,562,605 | 2.5 |
| 2 | 1,414,939 | 2.0 | 9,571,245 | 3.0 | 6,339,709 | 3.4 | 4,441,677 | 5.7 | 3,544,445 | 5.4 | 2,568,001 | 2.3 |
| 3 | 1,409,771 | 2.2 | 9,777,912 | 3.0 | 6,489,503 | 3.2 | 4,502,834 | 4.8 | 3,593,112 | 4.6 | 2,620,107 | 3.0 |
| 4 | 1,423,774 | 2.1 | 9,807,107 | 3.3 | 6,516,037 | 3.7 | 4,571,784 | 5.3 | 3,674,060 | 5.9 | 2,617,960 | 2.5 |
| 5 | 1,417,632 | 1.9 | 9,835,057 | 3.4 | 6,552,849 | 4.1 | 4,589,153 | 5.4 | 3,705,121 | 5.7 | 2,634,961 | 3.3 |
| 6 | 1,434,209 | 2.2 | 9,768,959 | 3.4 | 6,457,671 | 3.8 | 4,513,560 | 5.2 | 3,625,978 | 4.9 | 2,656,147 | 3.6 |
| 7 | 1,428,332 | 1.9 | 9,723,581 | 2.1 | 6,445,388 | 2.0 | 4,479,922 | 2.8 | 3,652,310 | 5.4 | 2,629,287 | 3.3 |
| 8 | 1,432,527 | 1.8 | 9,690,196 | 1.7 | 6,408,892 | 1.5 | 4,463,634 | 2.5 | 3,638,160 | 4.9 | 2,631,747 | 3.1 |
| 9 | 1,437,739 | 1.8 | 9,738,001 | 2.2 | 6,445,699 | 2.3 | 4,482,692 | 3.3 | 3,648,840 | 5.5 | 2,637,998 | 3.2 |
| 10 | 1,434,995 | 1.7 | 9,728,243 | 1.4 | 6,459,193 | 1.2 | 4,498,798 | 1.7 | 3,667,003 | 4.6 | 2,619,863 | 2.9 |
| 11 | 1,431,084 | 1.7 | 9,749,613 | 1.2 | 6,475,134 | 1.0 | 4,530,049 | 1.6 | 3,702,540 | 4.2 | 2,625,252 | 2.7 |
| 12 | 1,445,831 | 1.6 | | | | | | | | | | |

| 年 月 末 | 第二地銀 | | 郵便貯金 | | 預貯金等合計 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2014. 3 | 615,005 | 2.4 | 1,766,127 | 0.2 | 11,578,016 | 2.7 |
| 15. 3 | 632,560 | 2.8 | 1,777,107 | 0.6 | 11,848,510 | 2.3 |
| 16. 3 | 642,280 | 1.5 | 1,778,719 | 0.0 | 12,217,011 | 3.1 |
| 17. 3 | 657,873 | 2.4 | 1,794,346 | 0.8 | 12,661,716 | 3.6 |
| 6 | 664,977 | 2.5 | 1,808,272 | 0.7 | 12,657,745 | 3.5 |
| 9 | 665,314 | 2.3 | 1,794,193 | 0.5 | 12,725,543 | 4.0 |
| 17. 12 | 670,574 | 1.9 | 1,810,608 | 0.5 | 12,815,873 | 2.9 |
| 18. 1 | 662,674 | 1.7 | — | — | — | — |
| 2 | 663,535 | 1.5 | — | — | — | — |
| 3 | 668,302 | 1.5 | 1,798,827 | 0.2 | 12,986,510 | 2.5 |
| 4 | 673,110 | 1.8 | — | — | — | — |
| 5 | 647,247 | △ 1.8 | — | — | — | — |
| 6 | 655,141 | △ 1.4 | 1,813,515 | 0.2 | 13,016,683 | 2.8 |
| 7 | 648,906 | △ 1.6 | — | — | — | — |
| 8 | 649,557 | △ 1.8 | — | — | — | — |
| 9 | 654,304 | △ 1.6 | 1,803,749 | 0.5 | 12,979,489 | 1.9 |
| 10 | 649,187 | △ 1.9 | — | — | — | — |
| 11 | 649,227 | △ 2.0 | — | — | — | — |
| 12 | | | | | | |

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成

2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数

3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。

4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表

5. 預貯金等合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 信用金庫 | | 大手銀行 | | 都市銀行 | | 地方銀行 | | 第二地銀 | | 合 計 | |
|---------|----------------|-----|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-----|
| | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | |
| 2014. 3 | 644,791 | 1.2 | 2,348,972 | 2.4 | 1,865,822 | 2.3 | 1,721,433 | 3.0 | 461,995 | 2.3 | 5,177,191 | 2.4 |
| 15. 3 | 658,015 | 2.0 | 2,391,194 | 1.7 | 1,883,529 | 0.9 | 1,788,464 | 3.8 | 474,984 | 2.8 | 5,312,657 | 2.6 |
| 16. 3 | 673,201 | 2.3 | 2,455,767 | 2.7 | 1,908,530 | 1.3 | 1,852,563 | 3.5 | 492,112 | 3.6 | 5,473,643 | 3.0 |
| 17. 3 | 691,675 | 2.7 | 2,530,404 | 3.0 | 1,905,295 | △ 0.1 | 1,925,353 | 3.9 | 507,988 | 3.2 | 5,655,420 | 3.3 |
| 6 | 690,708 | 2.7 | 2,519,744 | 3.4 | 1,873,447 | △ 0.4 | 1,930,690 | 4.1 | 506,930 | 3.4 | 5,648,072 | 3.5 |
| 9 | 702,433 | 3.0 | 2,531,641 | 3.1 | 1,868,948 | △ 0.9 | 1,958,102 | 4.0 | 514,480 | 3.3 | 5,706,656 | 3.4 |
| 17. 12 | 707,074 | 2.6 | 2,549,802 | 1.9 | 1,877,279 | △ 1.1 | 1,982,376 | 3.7 | 520,208 | 3.1 | 5,759,460 | 2.7 |
| 18. 1 | 702,375 | 2.6 | 2,545,793 | 2.0 | 1,871,649 | △ 1.0 | 1,978,920 | 3.8 | 517,523 | 3.2 | 5,744,611 | 2.8 |
| 2 | 702,795 | 2.5 | 2,539,627 | 1.6 | 1,861,180 | △ 1.4 | 1,981,045 | 3.7 | 517,728 | 3.2 | 5,741,195 | 2.6 |
| 3 | 709,634 | 2.5 | 2,564,273 | 1.3 | 1,878,859 | △ 1.3 | 2,003,487 | 4.0 | 523,825 | 3.1 | 5,801,219 | 2.5 |
| 4 | 705,035 | 2.2 | 2,565,152 | 2.1 | 1,954,886 | 3.7 | 1,997,249 | 3.8 | 520,454 | 3.1 | 5,787,890 | 2.8 |
| 5 | 703,691 | 2.2 | 2,544,593 | 1.3 | 1,941,616 | 3.5 | 2,017,634 | 4.7 | 503,900 | 0.0 | 5,769,818 | 2.5 |
| 6 | 707,373 | 2.4 | 2,565,053 | 1.7 | 1,959,738 | 4.6 | 2,029,116 | 5.0 | 507,329 | 0.0 | 5,808,871 | 2.8 |
| 7 | 706,946 | 2.1 | 2,553,110 | 1.4 | 1,950,773 | 4.6 | 2,035,252 | 5.0 | 507,335 | △ 0.0 | 5,802,643 | 2.6 |
| 8 | 707,804 | 2.1 | 2,538,230 | 1.0 | 1,943,875 | 4.6 | 2,039,561 | 5.1 | 507,364 | △ 0.1 | 5,792,959 | 2.4 |
| 9 | 714,564 | 1.7 | 2,557,534 | 1.0 | 1,967,148 | 5.2 | 2,051,520 | 4.7 | 512,656 | △ 0.3 | 5,836,274 | 2.2 |
| 10 | 709,354 | 1.6 | 2,532,668 | 0.6 | 1,947,878 | 4.9 | 2,051,790 | 4.9 | 510,684 | △ 0.1 | 5,804,496 | 2.1 |
| 11 | 709,807 | 1.6 | 2,542,781 | 0.8 | 1,962,957 | 5.6 | 2,061,301 | 4.9 | 512,104 | △ 0.3 | 5,825,993 | 2.2 |
| 12 | 717,720 | 1.5 | | | | | | | | | | |

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
 3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

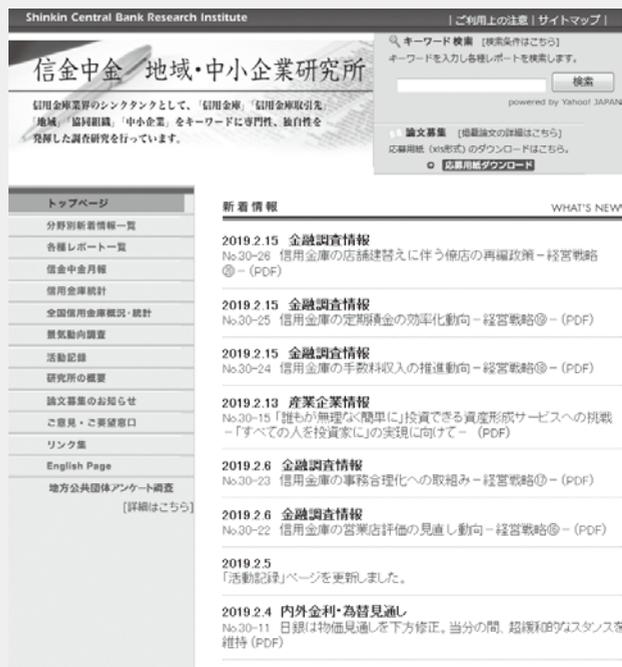
また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- 論文募集

【URL】

<http://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

信金中金月報

2019年(平成31年)3月1日 発行

2019年3月号 第18巻 第3号(通巻560号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫